

鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集四

解題

『薩摩藩法令史料集四』は「歴代制度」巻之四十六より巻之六十二までを所収する。

『藩法集 鹿兒島藩』に所収される「島津家列朝制度」は、巻之六十迄であるが、本史料集の底本とする「歴代制度」には、巻之六十一・六十二が付け加えられている。

総目録によると、巻之六十一は宗門改の一項目、六十二は①御家政向ニ付覚書・②百姓町人等諸士へ対シ敬礼ノ儀達・③島津外記跡目・④北郷跡目・⑤外国船・⑥北郷家へ達ノ条書、の六項目である。

巻之六十一の史料は、すべて都城島津家所蔵文書の『諸覚書類継巻』を出典としており、また、巻之六十二の諸文書には、正文などは「宝永二年十月二十三日御文書所へ上ル」との朱書があり、内容も北郷家に関わることであることから、これらの巻は何れも都城島津家所蔵史料により編集されたことがわかる。さらに、編集が前巻までと同様未完成であることは、①②⑤の項目は所収史料も各一点ずつと少なく、覚（四六九五）は一五・一〇八（『薩摩藩法令史料集一』）と重複しており、整理されていないことから知られる。

ここでは、重複して取り上げられる右の「覚」（教訓書）などを手がかりにして、薩摩藩の気風・気質およびそれを是正するための機能を果たした与体制などについて考察し、薩摩藩理解の一助としたい。

都城領主北郷家を継いだ式部太輔久直へ与えられた教訓書は、薩摩藩主島津家久から、1寛永十一年十一月廿六日付「覚」、2同十三年五月十五日付「条々」の二通、兄光久から、3同十七年正月廿四日付「覚」の一通がある。

久直は家久の四男であり、寛永十一年二月、二六歳で死去する北郷出雲守忠亮の跡を同年五月継いだ。しかし、久直は同十八年に二五歳で死去し、その後は、家久の跡を襲い薩摩藩主となる光久の二男久定、三男忠長が養嗣子となるが、

それぞれ一九歳、二六歳で早世し、その跡は光久八男の忠顕が襲った（『鹿兒島県史料 旧記雑録後編五―三六四』。以下「後編」と略し巻数と史料番号を記す）。この相次ぐ島津家からの養子継承により都城島津家が創出された（『都城市史 通史編』）。久直の都城継嗣はその第一弾となつたのであり、そのため、家久は久直へ政治の心構えについて細かに教戒したのである。

1 寛永十一年「覚」（『後編』五―七九五）

「覚」は一五条からなり、大別すると、①軍役・士支配（一・六・八・一四條）、②節儉（二・三・四・五條）、③飲酒（七條）、④処罰（九條）、⑤百姓・町人支配（一・一・一二條）、⑥信心（一三・一二條）、⑦支配の根幹（一〇・一五條）である。

①では、出陣時の馬数、諸士の扱いを指示し、家臣を多く抱え、疲れさせず、いざと云う時には島津家のためになるようにしておくことの必要を説き、主人（領主）の心持ちの大切さを説いた。②では、衣装・細工などによる費えを戒め、さらに犬・鷹を多く飼わないよう指示した。③では、大酒の禁止、④では、処罰する時は家老衆との内談、鹿兒島（本藩）の意向を伺うよう指示し、心そのままの処罰を禁じた。⑤では、百姓を疲れさせず、百姓・町人がこの治世が永代に続くと思うようにすることが御家繁栄の基である、とした。⑥では、心持ちが正しければ、たとえ祈念祈祷をしなくても冥加が得られるといい、神仏の信心は心底から敬い、慇懃にすることにより神仏の守りが得られ、信心があるからと云って不真面目に祈念祈祷しても奇特は得られない、と説いている。

⑦については、次のとおりである。

一 学文を専可被懸心候、家國を治事学文に為過儀有間敷候事

一身持軽々敷無之様可有分別候、論語二君子不重則不威学則不固と候、見及候ニも如此文章、主人身持軽々敷候へハ、内ノ者不恐候、五人三人召仕人さへ、内之者はち恐れ候ハねハ、何事を申付儀も不調候、況一郷一郡之主た

る人ハ、先我か行儀を慥に候てこそ、下々も其躰を見習ひ、可然道に可入候、氣任ニ我まゝに分別候てハ、諸事相調ましく候、天下ハ天下之天下也、非一人之天下と有之事

一〇条では国を治めるには学問が第一であるとし、支配者の行動の善悪を下の者も見習うものであるから、先ず自ら行儀などを正すべし、と説いており、元和偃武以降の文治の方針を踏襲し、学問により身を律することが政治の根幹であるとした。

2 寛永十三年「条々」〔後編〕五一九一九

このような教訓書を授かりながら、久直の行動は家久の意図したとおりではなかったことは、同十三年五月、再び二条の教訓書を与え、久直の行動について教戒していることにより知られる。

「条々」では、老臣などへも相談なく粗忽なる儀共を申し付け、物毎に堪忍なく心の俣に行動し、また軽々しい行動により外聞を失うこともあった様子が指摘される。そのためそれらの行動を戒め、公的所へ使いなどを遣わす場合には、鹿兒島の川上将監・伊勢兵部などへ尋ねた上で分別するよう求めている。また、上屋敷の軽輩を近づけていることについて、彼らの云う事は一つも後学のためになることはなく、「道にいたらぬ事迄にて候」と指摘し、彼らの云うことを受け容れるのは、それらの軽輩と似たる心が久直にあるからである、と非難する。

学問などについて教戒するのは、次の三〜六条である。

一 諸芸嗜方之儀など、一興に候て、少取付候而は又別事二うつり候様二聞及候、左様に候てハ、何之稽古も成間鋪候、畢竟是も心中之不正と存候事

一 学文を第一に被懸心、以其道修身齊家君臣之道を正、向後薩州へ忠節之志可為肝要之处、学文之道二も不入、任所私情之欲被行候は、一も善事無之、ゆく／＼身を可被亡と、笑止ニ存候事

一 余力之時、歌道をも被懸心尤候、風流之心なき人は、非待之類、万いやしく候間、能々可被相嗜事

一家中之侍至下々迄、能々被加憐愍候て、行儀法度之儀いかにも稠可被申付事

すなわち、三条では、諸芸の稽古の移り気を戒め、四条では学問の道に入らず、私情の欲するままに行動することは身を亡ぼすことになるとし、学文に心懸け、藩（島津本家）への忠節を求め、更に五条では風流を嗜むよう説いた。六条では、下々の家臣までも、憐愍を加えながらも行儀、法度を厳守させるよう指示している。

3 寛永十七年「覚」〔後編〕六―一〇三〕

「久光公ヨリ御舍弟北郷式部太輔久直へ被仰遣候御書」とある「覚」は七ヶ条からなる。一条では、國中転変の時節到来の時も島津本家への忠節を求め、二条では、家督相続の際に將軍より特別に声を掛けられ面目をほどこしたことを述べた上で、幕府への忠勤を説き、軍役を題目にして華麗を排し、分限を守り、儉約を用いるよう指示する。五条では國家の法に背く者の沙汰について述べ、一時の最良が讐となるとする。六条では、老中衆に相談なく争論を企て、短慮に任せて事を破り、軽き者を殺害するなどの処置を戒め、七条では横目を申し付けていることを通知している。

学問、行儀・礼儀などについては、三・四条に次のようにある。

一 被忘置儒学弓馬其外道々敷嗜方、或任気佚遊之楽、或夜行等みたり成行儀、令停止畢、并預置一所候衆、不節用
地頭所之見廻可有遠慮之事

一 登城之時異様二無之様二、慇懃可被相勤候、将又先祖之忌日寺江参拝之時は、長袴着用ニて、いかにも可被畏敬
之事

三条では、儒学・諸武芸の嗜みを忘れ、佚遊を楽しみ、あるいは夜行などの猥らな行為を禁止し、四条では、登城の際の異様な風体を禁じて慇懃に勤めるよう求めている。

この「覚」の内容は、武家諸法度などの幕府法、義弘の朝鮮出兵に際して出した禁令、その後出される留守法度などの部分に通じるものであるが、いずれにしても、学問の嗜みと礼儀作法の遵守は領主のみならず武士全体が当然心懸け

るべき事柄であつた。

久直への三通の教訓書では、学問、礼儀を重視する文治の方針が強く求められ、領主はそれにふさわしい学問など諸芸を嗜み、士庶の範たる人物であることが期待された。

このような領主へ成長するためには、どのようなことが必要であるか。北郷讃岐守忠能の跡を襲つた出雲守忠亮へ家久が与えた寛永八年三月廿八日付袖判条書（『後編』五―三六六）は示唆的である。

一親父讃岐守從幼少無兩親而、氣任ニ成人故、不敬公儀不睦家臣、我心之任所之不糺罪科之輕重、譜代之忠臣其外到下々迄殺害人不知其數之由、世上之沙汰數年雖聞及、讃岐守非可用意見人之間、思而不能之処、不慮之死去不及是非也、自上古到于今、人を多害せし輩短命にして、亡其家類、触耳遮眼候、天道之赦無之と相見得候、讃岐守於長命ハ、無道之奢不遁天罰、家之滅亡可為必定之処、頓被相果、却而家相統之基欵と存候、雖然、其方不改先非、我心を本として、家老之者共之諫言をも不用、諸事無談合行儀猥於有之は、一旦被統家候共、可為權花之栄候間、被尋聞聖賢之道、明賞罰、以可被守家之長久事

（五ヶ条中略）

一鹿兒島屋敷江被移、世上之躰をも被見習可為尤候事

すなわち、忠能は幼くして両親を亡くしたため、氣俣に成人し、ために忠臣などの意見も用いず、自分勝手の政治を行った。そのため、公儀を敬せず、家臣は睦まず、処罰は不公平となり、殺害された者は数知れずという恐怖政治が出現した。忠能の短命はむしろ家にとつては幸いであり、忠亮が先非を改めず、我が心を本として、家老の諫言を用いず、諸事を談合せず、行儀も猥りであるなら、家を相続してもそれは短期間となる。家を存続させようとするならば、学問を修行し、賞罰を明らかにする必要があるとし、さらに、鹿兒島へ移り住み、世上の躰を見習うよう求めた。

右の袖判御条書と共に家久の意向を伝える伊勢貞昌・島津久元の書状でも、「雲州之儀も、誠世上之取置曾無案内之

儀二候、其上此中讃州無道之故、一言も可加異見程之家臣之者共、或は殺害、或は追放、誠二独夫之躰二被成候間、雲州為若年家を可有相統儀、今之躰二而は難成、思召候、生残たる衆雖有之、讃州之時之恐邪道、為存寄儀をも閉口、中々加異見談合などの熟意有之間敷候間、家之危事無限、思召候「雲州被学親父之例、家中之者共をせひらかし、氣任之躰二候ハ、少も無御用捨可有其御沙汰候条、今度之御条書之旨二被任、家を相統於有之は、可為御満足候」(「後編」五―三六三)と伝えており、忠亮は政治については知識がなく、また、忠能治世期には忠言の者が殺害・追放されたことから、忠亮へも異見を呈する者はいない。今のままで忠亮が家督を相統するのは駄目であり、もし相統しても家の存続は危ない、と家久は見ていることを伝え、さらに忠亮が父を見習い氣俣の行動をとる時には処罰もあるとし、忠亮の氣俣な行動への注意を喚起した。忠亮の氣俣な行動を規制する上でも、鹿兒島屋敷での生活は必要であったのである。氣ままな性格を矯め、期待されたとおりの領主となるには、学問その他の修行、心得が必要である。翌年二月廿五日付「覚」(「後編」五―四九八)には、次のようにある。

一学文之事

一馬稽古之事、付十八ヶ条被聞事

一鉄砲稽古之事、但、葉あつかいの事

一謡けいこの事

一まりけいこの事

一弓けいこの事

一狩鷹かりの事

一かたきあしきものをこのまれました事

右条々無油断毎日其たしなみ可為肝要者也

家久は、学問、馬術・鉄砲・弓の武芸と共に、風雅・教養としても人付き合ひの修練ともなる謡い・蹴鞠・鷹狩りの稽古を忠亮へ勧めている。最後の条は、「氣質悪しき者を好まれ間敷事」であるから、邪悪な性質の者を身近等から排除する必要を説いている。

忠亮が家久の教訓書をどのくらい実践躬行したかは明らかでないが、家督相統の時既に二三歳であり、性質は固まっ

ていたであろうから、それを矯めることは難しかったであろう。また、家久が久直へ遣わした二回の教訓書の内容から判断すると、久直も家久の期待通りの行動をとっていなかったと推察されるのである。

では、都城領主に見られる学問・武芸修行・礼儀作法など、武士として身につけるべき教養の欠如、それによる政治の乱れは例外的ものであったのであろうか。薩摩藩全体としては、むしろこれに近いのが常態であったのではなからうか。修学、武備意識、風儀の面から検討しよう。

修学 薩摩藩の武士に修学を好まない者が多かったことは、上級士の子弟は追々国政を取り扱う重役にもなるのであるから、愚痴文盲では勤まらないので、幼少より造士館へ入学し学問を出精するようにと島津斉彬が訓示し〔鹿兒島県史料 斉彬公史料〕二―三三）、また、同時代の市来四郎が、学問をする者は一種異様の人物のように見られ、志のある者は隠れて修学する風習であったために、門閥を初めとして諸士に至るまで人材が乏しく、国家枢要の事に当たる者がいなかった〔斉彬公史料〕三―一〇二）と記すように、修学する者は少なかったのである。

市来は、このような風俗に陥ったのは文化朋党事件を契機にしている、とするが、「国風」の意識が強い藩であるから、それ以前でも同様な風潮があったとすべきであろう。

年次不明ながらよく知られている、家老中へ与えた次の史料〔附録〕一―四七七）は、まさに藩士の不学ぶりをよく示している。

不依大身小身幼年より我儘二生立候得は、盛長之後国家之用二難相立、別而氣之毒之到二候条、貴賤共二得と其旨を相考、無油断出精尤之儀二候

一 一門并名代をも相勤候家格之向は、屹と立候身分二而、專国中之見当二相成事候条、第一身持を慎、家法を厳にし、懦弱之風儀無之様被心得、文武之芸は勿論、万端礼儀正敷、威儀を不失様心懸候儀専要二候

一大身分之儀は家柄二応し、古来より世録をも為取置候付而は、夫々役儀を相勤、国恩を不報候而不叶事候処、若

年之砌より何之教も無之、無学不才ニ生立、盛長ニ隨、或僥暴或ハ輕薄之為躰ニ成行、家格之勤難申付者も過半有之、国家之費残念之至ニ候条、其旨を致得心、夙夜可相勵候

一小番以下士分之者は、兎角身分ニ応し夫々之役場江可召仕之処、是又至而不才ニ有之、書キ読等不自由ニ而は、相当之役儀も難申付事候間、分限ニ隨ひ諸芸を相嗜、往々用立候様相心得、何篇律儀を相守、風俗宜敷、士風も相立候様可心懸候

右条々、大小身共ニ若輩之生立柄を第一申渡事候間、親兄弟共其旨を汲得、家訓正敷、朝夕之示教不怠様、可相心得候、勿論依生質、才不才は可有之事候得共、折角相導候ハ、身分相応ニは可生立事候、尤世上之交礼を本とし、怠惰之風儀無之、往々用立候様無油断可致教訓旨、屹と可申渡候

すなわち、幼年より我が俣に成長しては国家の用に立たないとし、貴賤共に文武の出精を求めた。

一門家・家名方家などは、領内の手本となるべき家柄であるので、特に懦弱の風儀はなく、文武に優れ、礼儀正しく、威儀を失しないよう出精することを求めている。

上級士である大身分については、無学無才に成長するため粗暴・輕輩の為体となり、家格相応の勤めを申し付けがたい者が過半であると言っているのである。小番以下の中・下級士は、読み書きが不自由では相当の役儀を申し付け難いとなり、読み書きの不自由な者の存在をも窺わせるのである。

武備意識 寛永元年、「留守中法度之条々」(「後編」四—一八六—)には、「諸士馬鞍・弓鎗・鉄炮并玉薬等之嗜を忘、或家居をかさり、或女房已下之衣装等をもつはらにいたす儀非本意候間、先武士之道具を第一ニ相調、其余之儀は第二たるへき事」と、法度に定めなければならぬ状況になっていた。

同九年五月、隣領肥後の加藤忠広が改易され、万一の事に備え出陣準備が薩摩藩にも命ぜられたことにより、武備の衰えはさらに深刻なものになっていたことがわかる。

家久袖判「覚」(『後編』五―五二九)によると、出陣準備が整っていないとの請状を提出しない者、今度の軍役は新儀のものであるからと理屈をつけ拒否する者、騎馬勤めの軍役が課せられる二〇〇石以上の士で乗馬の準備が整っていない者などの存在も想定され、規定通りの軍役を負担させるため、軍役を勤めない者の知行没収や他の処罰を与えるなどとの脅し、検者派遣の上、実否確認などの処置を講じたのであった。このような処置が必要であるのは、軍備に対する薩摩藩武士の意識の低下があつたのである。すなわち、次のとおりである。

他国之侍は、或普請方之用意、或俄二軍役之人数可入時之用意を題目二候て、具足・馬鞍、手前々々可入程之人数之儀を、不断無油断心懸候故、家内之鉢は、如形知行を取候衆も、やうく朝夕之食を、女房衆調候而、膳をもすへなど候鉢二有之由候処、国之儀は、具足・馬鞍・人数之用意は無之、其身々々分限二不及鉢二而、家内之人をも余多召仕、緩々としたる由、取沙汰候、是は町人之作法二而、侍之非覚悟候間、是非共自今已後は、先軍役之儀を可致題目儀、可為肝要事

元和偃武から一〇年前後の内に、他藩よりも諸士の軍備に対する意識が衰えていることに藩主が言及せざるをえない状況になつていたことは重要である。急速な生活の華美化が薩摩藩士の意識を変化させつつあつた。したがって、いざ出陣という時の軍役を負担できるようにするには、持高や家格にのみに頼る賦課ではなく、実際に軍役を負担しようとする意識の高い武士を取り立てる必要があつた。右の史料に続き「知行百石取衆又無足之衆にも、手前成候而、自然之時馬を可乗と存候者あらは、其身之好次第、鹿兒島中無用捨、不断馬二乗候而可罷行儀、可為尤、若一陣も乗馬にて為相勤者、其以後は、知行を可被下事」と、本来、乗馬でできる身分の者でなくても、乗馬を望むならば鹿兒島での乗馬を赦し、これをなぶる者へは重科を申し付けるとした。さらに、騎馬での奉公でない者が一陣でも乗馬で奉公したならば、以後はそれにふさわしい知行を与えるとした。形式よりも実を重視することが、まだ必要であつたからである。

風儀 藩主家久は、薩摩藩の政治について、「各如存国之風鉢にて、何事も談合相究候而も、何かと候て談合之趣、

わけもなく成行候儀、毎事有之事候」・「諸役申付候來、或佗或何かと候て、則可致領掌儀を、一度にてハ不相濟候儀、他之家中ニ無之作法にて候」(『後編』五―三九)と、決定事項もいつのまにか曖昧になっており、また、申し付けられたことも何かと引き延ばしたりしてすぐさま処理されたことはない。これは他藩にはないことであるとの認識を持っていたのであり、藩主の命令も「必定緩可在之候間、最前之儀定不相替様ニ重々申遣候、此旨於違変は、稠可及沙汰」と、即座に実行されないことを想定して厳しく達しなければならなかった。

參勤交代により他藩との情報交流も盛んに行われるようになると、他領の制度・状況を藩主自ら知ることもでき、今まで気づかなかつた自国の特異さを認識するようになる。

薩摩之様子は身構計ニ而、奉公之様躰他国へ違候間、能々無用捨可被申と可被申渡候、松平隠岐守殿伊兵部所へ被成御出被仰候ハ、物頭無之候ハてハ不叶儀ニ候、諸事之儀、家老計承候而は難成候、主人より物頭へすくニ被仰候へは、申渡早速相調候、薩摩之様子、悉老中被聞候て可相濟と、被仕候間、事相かわり不濟候、ケ様之様子替り候ハてハあしく可有之候、他国へハ曾而無之儀と聞得候次第二聞合可申下候(『後編』六―一三二六)

藩主の命令が、迅速且確実に実行されるには、薩摩藩のように、家老が諸事を承知しておりさえすればよい、ということでは駄目であり、実務者である物頭へ藩主が直接指示することができるようになる必要があると言っている。薩摩藩の奉公については、家久も「役人衆も身構はかりにて致用捨、大形之躰ニもてなし候人」(『後編』五―三四七)の存在に言及しているが、光久も同様に「身構計ニ而、奉公之様躰他国へ違」と、他藩の藩士の奉公と違い、実がないことを理解するに至っている。

寛永十七年、光久はそのことについて、次のように国元へ書き送っている。

一薩摩之作法悪罷成候、傍輩中を重し、奉公之様躰あしく候、依其我等若輩之故欵、家老中を始国之仕置大形ニ候間、一人にてハ如何ニ存、松平隠岐守殿以面上致談合候、薩摩之悪様子家老中致様あしき様子、具ニ咄申候、隠

岐守殿被仰候ハ、猶々言語道断之様子にて候と被仰候、則酒井讚州へも可有御聞と存候、又松平陸奥守殿家中吉田仲兵衛殿・新納右衛門佐を遣、巨細之様子承届候、其咄も物頭とて頭々御座候、家老中は何もかまハれず大形二候由候、家老中も三人計御座候由咄にて候、其外色々之儀共候、左様之儀は面談ならてハ難達候、此由申遣候次第第二、爰許談合ニ而可申下候事〔後編〕六一―一三八)

藩主の許可が必要である死罪・遠島の処罰を上申もなく行い、兄弟衆や誰それが申したなどと理由を付けて藩主の命令に従わないことなど、「傍輩中を重し、奉公之様躰あしく候」ことを、光久は自分が若年の故であるとも考えているが、他藩から見れば薩摩藩の状況は言語道断のことであった。他藩よりの情報により、藩主の命令が円滑に実行されないのは、藩主への奉公の心構えと制度に問題があることを知ったのである。

藩主を蔑ろにする家老などの存在を右に見てきたが、それ以下の藩士の風儀はどうであつたらうか。

寛永七年、「覚」〔後編〕五一―三四七)の一条に、「鹿尾島之衆気任ニ在之由聞得候、安芸守屋敷内・下野守屋敷内・弾正屋敷内へ落書をかき、石二くひり付なけ入候、役三不立儀にてハ候へ共、畢竟は気任故かと存候事」とあるが、これは藩士が「気任」、すなわち、統制に服さない勝手な行動ができるからであると見ている。

先出の「留守中法度之条々」中から、藩士の風儀に係する部分を、次に抽出する。

- ① 一諸士毎朝可致出仕事
- ② 一夜行停止之事
- ③ 一辻きり在之上は、火をもたす通ものあらハ可搦捕、もし辻きり衆ニいたり或刀を抜、或致過言不及了簡事あらハ、則可相果事
- ④ 一辻歌かたく可為停止事
- ⑤ 一落書など其外みたりなる事仕もの承立披露候は、可加褒美事

⑥ 一はくちの儀、土町人等不依、可為停止事

⑦ 一老中より奉公方之儀可申付時、佗之儀一度ハさもあるへき候、重而難決之輩は、無用捨曲事之段可被申付候

⑧ 一留守中別而酒女之嗜可為肝要事

⑨ 一諸口事之儀下々にて可相濟事を令違乱、公義江於申出は、非に決定候は応其科之淺深、至士は或令追放其身、或可令没取知行候、於下々は或遠流、或科物、家財檢断等之可為沙汰事

「留守法度」という性格上、藩主留守を幸いに気俣に行動することを心配するケ条が最初に記されるが、全一七ケ条の内、一〇ケ条が風儀に関するものであり、他は武備・節儉・勤め方・他領商人出入り禁止・禁教等に関するケ条である。一〇ケ条の内②③④⑤⑧は、元和六年、加治木郷で仰せ渡された「覚」(『後編』四一―一六八五)にも同内容があり、

④⑤⑧は慶長二年朝鮮出兵に際して義弘より出された「掟」(『後編』三一―一八六)にも通ずるケ条である。

酒・色・辻歌についての戒め、禁止、大まかなくくりで言えば、武士としてふさわしくない猥らな行動への注意と規制は一貫してなされた。統制のためには辻切りを出し、力により規制することを周知させる必要もあつた。また、諸士へ毎朝の出仕を義務づけ、⑦⑨のように、我が俣な佗び・訴えもあつたことが窺える。

以上見てきた薩摩藩士の修学・武備・風儀の状況は、道理に暗く、軍役を負担できず、藩主を侮り、我が俣な行動を取る者の存在、すなわち、誠の奉公を妨げる藩士像を浮かび上がらせる。これを藩主光久へ誠の奉公をなす藩士へ変化させる装置として創設されたのが与であつた。

鹿兒島城下の与は、光久代の寛永十七年十二月、御城下士十組・御家老組・諸役組十組が作られたとされる(『薩摩藩法令史料集四』五〇―三九一六)が、『後編』六一―二八九文書等を勘案すれば、『鹿兒島県史』等が指摘するとおり十九年であろう。

与と与頭の果たす機能については、次に見る寛永廿一年四月廿一日付「覚」(『後編』六一―三六二)により明らかであ

る。

一御留守中、与中衆、諸事氣任無之様可被申付候、并此中如被仰出候、弥辻歌之儀稠可申渡事

一御留守中、不慰二又内堂宮江参籠之儀堅可為停止事

一夜入候而物詣之儀堅可為停止事

一少身之衆我と用所を可被達衆ハ左も可有之候、若キ衆為遊山町屋江立入可為法度事、付相撲之事

一ためし鉄炮は、去朔日より夏中は、内之丸・冷水与被相明候間、於彼地可被打候、八朔よりは被相留候、其外鹿

児島諸名ハ四節共ニ被相留候間、其心得可被仕候事

一御留守中無懈怠可被致出仕事、付御暇不申他行仕間敷事

一鹿児島若キ衆、或的或学文之嗜仕候様、可被申渡候

一当年も出米可被仰付候間可有其心得事

一御留守中士衆氣任之儀共為申人於有之は、依科之輕重、或寺領川除堀普請或板など可被為取候、又は外城江可被

召移科も可有之事

右之条々從与頭堅可被申渡者也

先出の「留守法度」よりもさらに広範囲の内容の事柄を守らせ、善導する役割を与頭が担うのである。

光久は同十七年六月、他藩から得た情報により、藩主に誠の奉公を求め、藩主の命令を円滑に実行させるためには、物頭の必要性和制度を変えざる必要性を国元へ書き送っている。鹿児島城下の与創設の発端は、「落穂集」により出水の組制度にあるとされ、これが定説となっているが、与創設と十七年の光久の動きは果たして無関係であったのであろうか、大いに検討を要する課題である。

例言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「島津家歴代制度」七十一巻本（目録・巻之一〜七十）を底本とし、そのうち「巻之四十六〜六十二」を「鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集四」として刊行するものである。

一本書の目次は、「歴代制度目録」および各巻頭目録をもとに、巻・項目の索引として作成した。

一文書の掲載順は、原則として底本に従った。

各文書の文首には通し番号を付し、関連する複数の文書から構成されたものについては、小番号を付して分けて収めた。

一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。校合史料と異なる箇所は傍線もしくはくで示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称および略記号は以下の通りである。

略記号

〔異本〕 ⑥①「歴代制度」六十一巻本（東京大学史料編纂所所蔵 目録・巻一〜六十）

〔諸写本〕 ⑦② 都城島津家本「列朝制度」（都城市教育委員会所蔵）

③⑤ 玉里文庫本「列朝制度」（鹿児島大学附属図書館所蔵）

〔原本史料〕 旧記雑録（旧記雑録・続編島津氏世録正統系図 ともに東京大学史料編纂所所蔵）

「御問條御答書写」(都城市教育委員会所蔵)

〔刊本史料〕

旧記雜録前編 (『鹿児島県史料 旧記雜録前編』一～二)

旧記雜録後編 (『鹿児島県史料 旧記雜録後編』一～六)

旧記雜録追録 (『鹿児島県史料 旧記雜録追録』一～八)

「諸覚書類継卷」(『宮崎県史 史料編 近世5』)

令条記 (近世法制史料叢書? 『御當家令條』)

御触書寛保集成 (『御觸書寛保集成』)

御触書宝曆集成 (『御觸書寶曆集成』)

御触書天明集成 (『御觸書天明集成』)

御触書天保集成 (『御觸書天保集成』上・下)

「薩陽落穂集」(『新薩藩叢書四』)

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

イ 「歴代制度」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、() で囲み原注と区別し、文意の通じな

い箇所や文字は、(ママ)・(〇〇カ)などとした。

カルビは、底本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 付箋・貼紙は、右肩に(付箋)などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み(摩滅)・(破損)と傍注を付した。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 「薩摩藩法令史料集四」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

一卷末に、収載順に文書・記事等の目録を掲げた。巻末目録に示した文書・記事などの題名は、当初よりあった原題は原則としてそのまま採ったが、ないものはそれぞれの種類や内容をふまえて題名を付けた。なお、参考として校訂に使用した刊本などの出典を示した。

鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集四 目次

歴代制度巻之四十六 (三四二八～三五四八号)

小普請 (三四二八～三四三六号)	一
誓詞 (三四三七～三四五五号)	四
星合 (三四五六～三四七九号)	九
選挙 (三四八〇～三四九一号)	一五
骨折 (三四九二～三四九六号)	二〇
明細書 (三四九七～三五〇三号)	二一
御褒美 (三五〇四～三五一一号)	二四
賑恤 (三五一二～三五三七号)	二八
御差控 (三五三八～三五四一号)	三九
差控 (三五四二～三五四八号)	四〇

歴代制度巻之四十七 (三五四九～三六四〇号)

進上物 (三五四九～三六〇五号)	四三
------------------	-------	----

拝領物 (三六〇六〜三六〇八号) 七八

御機嫌伺 (三六〇九〜三六三七号) 七九

御祝儀方振合 (三六三八〜三六四〇号) 九〇

歴代制度卷之四十八 (三六四一〜三六八四号)

御親類様 (三六四一号) 九二

御両敬 (三六四二〜三六五四号) 九八

他所御由緒寺院 (三六五五〜三六六七号) 一〇二

京都道正庵並桂女由緒 (三六六八号) 一〇六

佐土原 (三六六九〜三六七四号) 一〇八

英彦山 (三六七五号) 一一〇

江戸御立入 (三六七六〜三六七七号) 一一二

大坂御銀師御出入 (三六七八〜三六八三号) 一一三

大坂中仕 (三六八四号) 一一六

歴代制度卷之四十九 (三六八五〜三八〇六号)

守護職 (三六八五〜三六九一号) 一一八

諸御役場心得 (三六九二〜三八〇六号) 一二一

歴代制度卷之五十一 (三九五〇～四〇九一号)

【諸御役 自江戸御留主居至物奉行見習】

江戸御留主居 (三九五〇～三九五七号)	二一〇〇
京都御留主居 (三九五八～三九六〇号)	二〇五
大坂御留主居 (三九六一～三九六六号)	二〇六
御納戸奉行・御膳番 (三九六七～三九六九号)	二〇八
物頭・御鍵奉行・御弓奉行・御鉄炮奉行 (三九七〇～三九七三号)	二〇九
御船奉行・同格 (三九七四～三九八〇号)	二一〇
御使番 (三九八一～三九八三号)	二一三
御小納戸頭取 (三九八四～三九八五号)	二一四
御広敷御用人 (三九八六～三九九〇号)	二一五
教授 (三九九一～三九九六号)	二一六
御右筆頭 (三九九七号)	二一七
小拾人頭 (三九九八～四〇〇一号)	二一七
御作事奉行・御普請奉行 (四〇〇二～四〇一六号)	二一八
御記録奉行 (四〇一七～四〇二一号)	二二二
長崎御付人・同格 (四〇二二～四〇二五号)	二二三
高奉行 (四〇二六～四〇二七号)	二二四

物奉行 (四〇二八～四〇二九号)	二二五
道奉行 (四〇三〇～四〇三四号)	二二五
御馬預 (四〇三五～四〇三六号)	二二七
御小姓頭取 (四〇三七～四〇三八号)	二二八
御側目付 (四〇三九～四〇四一号)	二二八
御小納戸 (四〇四二～四〇四三号)	二二九
御供目付 (四〇四四～四〇四六号)	二二九
御目付 (四〇四七～四〇四九号)	二三〇
御裁許掛 (四〇五〇～四〇五三号)	二三一
御軍師 (四〇五四号)	二三一
御右筆・同格 (四〇五五～四〇五六号)	二三一
御抱守 (四〇五七号)	二三三
御広敷番之頭 (四〇五八～四〇六〇号)	二三三
山奉行 (四〇六一～四〇六二号)	二三四
郡奉行 (四〇六三～四〇六六号)	二三四
金山奉行 (四〇六七～四〇六八号)	二三五
御細工奉行 (四〇六九～四〇七〇号)	二三六
屋久島奉行 (四〇七一～四〇七三号)	二三七

宗門改役 (四〇七四〜四〇七六号) 二三七

御鷹匠頭 山下・尾畔 (四〇七七〜四〇八〇号) 二三八

御鳥見頭・同格 (四〇八一〜四〇八二号) 二三九

御鳥見頭格 (四〇八三号) 二三九

御同朋頭 (四〇八四〜四〇八六号) 二四〇

御茶道頭 (四〇八七号) 二四一

御記録方添役 (四〇八八号) 二四一

御作事奉行見習 (四〇八九号) 二四一

御普請奉行見習 (四〇九〇号) 二四一

物奉行見習 (四〇九一号) 二四二

歴代制度卷之五十二 (四〇九二〜四三〇一号)

【諸御役 自御馬預見習至御広敷番】

御馬預見習 (四〇九二号) 二四三

唐船改 (四〇九三号) 二四三

寺社方取次 (四〇九四〜四〇九七号) 二四三

御勘定方小頭 (四〇九八〜四〇九九号) 二四四

御葉園奉行 (四一〇〇号) 二四四

御庭奉行(四一〇一～四一〇二号)	二四五
磯奉行(四一〇三号)	二四五
尾畔奉行(四一〇四～四一〇六号)	二四五
御鳥預頭取(四一〇七号)	二四六
御膳所頭(四一〇八号)	二四六
奥医師(四一〇九～四一一〇号)	二四六
御数寄屋頭(四一一一～四一二二号)	二四七
表方御代官(四一一三～四一一五号)	二四七
帖佐与御代官(四一一六～四一一七号)	二四八
御台所頭(四一一八～四一九九号)	二四九
御春屋役(四二二〇～四二二一号)	二四九
御小納戸見習(四二二二号)	二五〇
奥御小姓(四二二三～四二二四号)	二五〇
御近習番(四二二五号)	二五〇
表御小姓(四二二六～四二二七号)	二五一
御裁許掛見習(四二二八号)	二五一
山奉行見習(四二二九号)	二五一
郡奉行見習(四二三〇号)	二五二

奥御同朋 (四一三一～四一三二号)	二五二
表御同朋 (四一三三号)	二五二
御記録方見習 (四一三四号)	二五三
御右筆見習 (四一三五～四一三六号)	二五三
助教・同格 (四一三七号)	二五三
学校目付 (四一三八号)	二五四
訓導師 (四一三九号)	二五四
都講 (四一四〇号)	二五四
習書頭取 (四一四一号)	二五四
御曆者 (四一四二号)	二五五
御鷹匠見習 (四一四三号)	二五五
御小姓 (四一四四～四一四五号)	二五五
小坊主 (四一四六～四一四七号)	二五五
奥御茶道 (四一四八号)	二五六
表御茶道 (四一四九号)	二五六
御広敷医師 (四一五〇号)	二五六
表医師 (四一五一～四一五六号)	二五六
御鷹匠世話役 (四一五七号)	二五八

御鳥見 (四一五八号)	二五八
御広敷横目 (四一五九号)	二五九
御徒目付 (四一六〇) (四一六四号)	二五九
諸所抑 (四一六五) (四一七〇号)	二六〇
表横目 (四一七一) (四一八四号)	二六一
蔵方目付 (四一八五) (四一九三号)	二六五
下目付 (四一九四) (四二〇四号)	二六七
御場締横目 (四二〇五号)	二七〇
獄屋預 (四二〇六号)	二七一
御召馬乗 (四二〇七号)	二七一
御馬乗見習 (四二〇八号)	二七一
琉球館聞役 (四二〇九号)	二七一
進達掛 (四二一〇号)	二七一
与頭 (四二一一号)	二七一
御取次番 (四二一二号)	二七一
御留守居付役 (四二二三号)	二七一
吟味役 (四二二四号)	二七一
諸用達 (四二二五) (四二二七号)	二七三

御広敷番(四二一八号).....二七三

兵道(四二一九号).....二七四

御看経山伏(四二二〇号).....二七四

御旅方役人(四二二一号).....二七四

【遠方勤番及表御番】

表御番(四二二二〜四二四九号).....二七四

遠方勤番(四二五〇〜四二五三号).....二八一

飯島移地頭(四二五四〜四二五五号).....二八二

長島移地頭(四二五六〜四二五七号).....二八三

琉球在番奉行(四二五八〜四二六五号).....二八三

大島代官(四二六六号).....二八五

喜界島代官(四二六七号).....二八五

徳之島代官(四二六八号).....二八五

冲永良部島代官(四二六九号).....二八六

屋久島在番奉行(四二七〇号).....二八六

出水地頭代(四二七一号).....二八六

高岡地頭代(四二七二号).....二八六

大口地頭代(四二七三号).....二八六

都之城中抑(四二七四号)	二八六
地頭職(四二七五〜四二九九号)	二八七
芸術(四三〇〇〜四三〇一号)	三〇二
歴代制度卷之五十三(四三〇二〜四三一一〇号)	三〇七
御分国総高(四三〇二号)	三〇五
給地高(四三〇三〜四三〇五号)	三〇七
諸郷高(四三〇六〜四三〇八号)	三一〇
抱地永作(四三〇九〜四三一〇号)	三二六
歴代制度卷之五十四(四三一〜四三二九号)	三二八
田制(四三一〜四三二〇号)	三二八
新田(四三一〜四三二七号)	三四二
経界(四三二八号)	三四五
高究(四三二九号)	三四七
歴代制度卷之五十五(四三三〇〜四三八四号)	三四九
御軍令(四三三〇〜四三三九号)	三四九

異国船御手当 (四三四〇～四三六八号)	三六五
諸郷異国船御手当 (四三六九～四三七一号)	三八四
御判紙 (四三七二～四三七三号)	三八六
宿次 (四三七四～四三八四号)	三八七

歴代制度卷之五十六 (四三八五～四四三〇号)

天時 (四三八五～四三九二号)	三九三
改元 (四三九三号)	三九五

【地理】

薩隅日 (四三九四～四三九七号)	三九六
薩摩国 (四三九八～四四一五号)	三九七
大隅国 (四四一六～四四二四号)	四〇九
日向国 (四四二五～四四三〇号)	四一六

歴代制度卷之五十七 (四四三一～四四五六号)

御供立 (四四三一～四四三二号)	四二一
御行列 (四四三三～四四五五号)	四二二
御部屋同 (四四五六号)	四三二

歷代制度卷之五十八(四四五七〜四五八三号)

金銀錢銅(四四五七〜四五〇四号)……………四四〇

文銀古銀割増(四五〇五〜四五〇八号)……………四六〇

為替(四五〇九〜四五一二号)……………四六二

貸借(四五一三〜四五二一号)……………四六三

万口錢定(四五二二〜四五二五号)……………四六六

諸物相場(四五二六〜四五五五号)……………四六八

錢相場(四五五六号)……………四七二

諸式直定(四五五七〜四五八一号)……………四七五

布帛之定(四五八二〜四五八三号)……………四八九

歷代制度卷之五十九(四五八四〜四六〇五号)

將軍宣下(四五八四号)……………四九〇

御家御官位(四五八五〜四五八七号)……………四九六

官位御礼物(四五八八号)……………四九七

公邊御礼席並御礼事(四五八九〜四六〇五号)……………五〇七

歷代制度卷之六十(四六〇六〜四六六三号)

諸浦御奉公並万上納物定(四六〇六〜四六三六号).....五二三

半浦(四六三七〜四六四七号).....五三九

半浦並兩役兼帶之浦々(四六四八〜四六六一号).....五四三

浦人体並船数(四六六二号).....五五〇

浦作職高(四六六三号).....五五一

歴代制度卷之六十一(四六六四〜四六七八号).....五五三

宗門改(四六六四〜四六七八号).....五五三

歴代制度卷之六十二(四六七九〜四六九八号).....五六二

御家政向ニ付覚書(四六七九号).....五六二

百姓町人等諸士へ対シ敬礼ノ儀達(四六八〇〜四六八一号).....五六三

島津外跡目(四六八二号).....五六四

北郷跡目(四六八三〜四六九三号).....五六四

外国船(四六九四号).....五七〇

北郷家へ達ノ条書(四六九五〜四六九八号).....五七〇

文書目録.....五七五

島津家歴代制度卷之四拾六

享保
寛政

小普請

誓詞

星合

選舉

骨折

明細書

御褒美

賑恤

御差控

差控

小普請銀並小普請之事

三四二八

一御奉公方不被仰付者、此中ノ高持ハ小普請、無高者小普請並、一世御奉公支候者、今程御奉公支ノ者ト四通二有之候ヘトモ、向後ハ一世御奉公支有之内、高持ハ小普請、無高ハ小普請並相唱、書付等ニモ其通二仕、今程御奉公支候者ハ只今ノ通二候、

右之通、此節ヨリ被相定候間、支配有之頭々ヘ不洩様二可致通達候、以上、

享保三年戌六月

(島津久当
将監)

三四一九

一小普請又ハ小普請並ニ被仰付候者ノ子トモ其外家内ノ者、此節ヨリ諸御奉公方不被仰付候、嫡子為物馴御番勤ノ儀モ不被仰付候、当時御奉公方勤居候者ハ可引免(差力)候、家中ヘ致奉公候儀ハ御構無之候、

右之通相心得、表方ヘ致通達、御側方・御勝手方ヘハ写ヲ以可相達候、以上、

享保廿年卯十二月

(島津久兼
左)

三四三〇(の1)

一 破損銀ノ儀、小普請銀ト唱被相替候様被仰渡候、

正徳二辰十二月朔日

(三四三〇の2)

按スルニ、公義ニテ小普請与ノ儀ハ御旗本方当時

勉方又ハ御番等モ無之向ヲ申^{①條}由、右面々、高掛ノ

小普請銀上納有之、持高有之候ヘハ高二付夫々御奉

公方有之筈候ヘトモ、右勤向無之方ヘハ右ノ引替ニ

御城外廻屏垣等少々ツ、ノ破損ノ節、修補方御手伝

被仰付候御規之由、勿論大破ノ節ハ上ヨリノ御修

補之由候、右ノ料銀小普請銀ト唱候由、於此御方モ

小普請並小普請銀之名目、右様ノ処ヨリ被召建候哉、

破損銀ト申候モ右之訳ニテ申候哉ト相考候、当時小

普請銀ハ一ヶ年中高一石ニ付銀一匁ツ、被仰付、若

モ月数ノ内、高役之勤方有之候ヘハ月割ヲ以被仰付

御規ニテ候、

三四三一

一 小普請ニ被仰付候者嫡子、親之高ニテ御奉公、定役相

勤候者ハ定役ニハ被仰付間敷候、定役ニテ無之、一節

ノ田舎御奉公ナト申付候儀ハ御構無之候、二男三男ノ

儀、身ニ当御役扶持申受相勉候者ハ御構無之候、

一 小普請ニ被仰付候者ノ嫡子、江戸詰ニ被差越候儀ハ御

構無之候、乍然当分新御番相勉候者御馬廻ニハ不被仰

付、新御番ニテ可被差上七候、御歩行ノ者モ新御番ニ

ハ不被仰付、御歩行ニテ可被差上七候、

右之通、諸地頭・与頭並諸奉行ヘ可被申渡候、

正徳三年巳九月

三四三二

一 不宜事ニ付役儀被差免候者ハ御番モ不相勤、小普請被

仰付、年々小普請銀相納筈候条、右体之者ヘハ何ノ御

奉公モ申付間敷候、

一 右体之者無高ニテ候ハ、小普請並ト被仰付、小普請銀

ハ不相納筈ニ候、尤、御奉公方申付間敷候、

一 小普請又ハ小普請並被仰付候者ノ儀ハ、名書帳面記置

候様ニ可仕候、

右之者トモ年頭・五節句其外ニモ御目見ニ罷出候儀

ハ御構無之候、乍然遠慮被仰付候者ハ各別ニ候、

一 右ノ者トモ悴代ニ罷成、願ヲモ申出候ハ、御番可被仰付候、

一 小普請・小普請並被仰付候者共之内、悴物馴ノ為メ部

屋栖ニテ御番相勉候者ハ弥御番可相勉居候、家督仕候

節ハ又々御番入之願可申出候、悴部屋栖ニテ御番相勤

候トモ、親トモ小普請銀ハ可相納候、

一 部屋栖ニテ御役相勉候者トモ、不宜事ニテ役儀被差免

候者ノ儀ハ小普請方帳面ニ名書可記置候、別冊名書記

置、何レニ御奉公モ申付間敷候、左候テ、右ノ者以後

家督之願申出候節、此者ハ何レノ御奉公モ申付間敷候

旨^{①何比}被仰渡置候者ノ由、与頭ヨリ可申出候、

一 何ソ子細無之、幼稚又ハ病人或御暇ニテ御番不相勤者

小普請銀相納候事候ヘトモ、此者共ハ小普請ニ被仰付

候ト申ニテハ無之候、右式ノ訳ニテ御奉公難勤故小普

請銀相納事ニ候、御奉公方可相勤体ニ罷成候得ハ相勤

等ノ事候間、小普請ニ被仰付候者トモノ帳面ヘ名書不

及記置候、

右之通被仰付候間、与頭並小普請改方加役ノ御用人・

諸奉行・頭人ヘ致承知候様可申渡候、以上、

享保十巳八月

三四三三

一直触ニ被仰付置候御役々依願退役被仰付候節、小普請

銀マテモ御免被成候旨不被仰渡人ハ小普請銀可被仰付

旨、元文二巳^(島津久慈) 本殿ヨリ鎌田源左衛門殿御取次ヲ以被

仰渡候事、

三四三四

一 小普請被仰付置候者隠居・家督、且又繼日被仰付候節、

大御目付衆御方ヘ首尾申出候様被仰渡、

享保二十一辰四月廿七日

三四三五

一 明和六年已来去ル午七月マテノ小普請銀不納多人數有

之由ニ付、右不納人數ノ分ハ御家老組・小番・新番・

御小姓組、名前並元利員數・持高銘々相記、夫々支配

ノ向ヘ細密遂吟味、応所帯柄可成長可相調程合ノ人マ

テハ早速上納申渡、至極差迫何レニモ上納難叶人ハ明

和六年不納人数へ申渡置候通、(年賦力)年府又ハ持高ノ内差上

所務差引勉方有之、役料米等被下置候人ハ右之内ヨリ

差引上納可申付旨申渡置候、右ニ付不納ノ面々ヨリ上

納方ノ儀申出候節ハ向々支配頭へ申出、支配頭ヨリ尚

又当時ノ応所帯柄不差支様吟味ヲ付、高奉行へモ相糺

候上、成行ノ次第可得差図候、右之趣、向々へ不洩様

可申渡候、

天明八申六月廿九日

(菱刈美祐)
大炊

三四三六

一御膳進上、其外何ソニ付御祝物進上且又御法事ニ付御

香奠諸士ヨリ願納ノ節、小普請ノ人マテモ相加由候へ

トモ、向後小普請之人ハ可相除候、差杉・弓場普請類

ノ進上物可相遂儀ハ有来通可相込旨被仰渡、

寛保三年亥十二月二日

三四三七

(朱書)
一一曲礼云、約信曰誓、泣牲曰盟、

一諸役人、一枚証文仕候節ハ三日精進、七枚神文可有之

時分ハ七日精進ノ筈候間、其心得ニテ致神文候人へハ

其旨可申聞由被 仰出候間、御支配之座々へ右之趣可

被仰渡置ノ旨、(島津久明)大藏殿御差図ニテ候、

宝永三年戊四月九日

川上九郎左衛門

三四三八

一神文ノ儀、向後誓詞ト唱、書付ニモ可致旨被仰渡、

享保九辰正月

三四三九

一御役人、其外依勤向誓詞被仰付候面々、当日ヨリ精進

被仰付来候へトモ、以来ハ 御前誓詞、其外誓詞之面々

不及精進候、其身之慎ヲ以当朝清メ罷出候儀ハ可有之

候、併急度被仰付儀ニテハ無之旨被仰渡、

安永七戌閏七月

誓詞之事

三四四〇

一 御前誓詞之外奥支配御役人

一 奥掛書役

右、是マテ御家老座又ハ於梅之間誓詞被仰付来候ヘト

モ、向後奥掛御家老於宅被仰付候、

一 御前誓詞ノ外表支配御役人

一 移地頭・地頭代・梶山在番

一 犬追物稽古人

一 犬追物掛人数

一 島津筑後中抑

一 穆佐・綾・山之口・倉岡抑

一 隈之城抑並向田御飯屋守

一 御家老座並異国船掛書役・御家老座書役助・同御帳掛書役・異国船掛御帳掛書役

右、是マテ御家老座又ハ於台子之間誓詞被仰付来候ヘ

トモ、向後御家老於宅被仰付候、

一 御前誓詞外御勝手方支配御役人

一 道之島代官

一 御勝手方吟味役並書役・同助

右、是マテ御勝手方於御家老座誓詞被仰付候ヘトモ、

向後於宅被仰付候、

一 御船奉行格御菜園係リ

一 御馬預

一 御鳥見頭並御鳥見頭格

一 御鷹匠頭並御鷹匠頭格・御鷹匠見習

一 御道奉行

一 尾畔奉行

一 御数寄屋頭

一 表御同朋

一 御鳥預頭取

右、是マテ御家老座又ハ於梅之間誓詞被仰付来候ヘト

モ、向後掛ノ若年寄於宅被仰付候、

一 伏見御飯屋守

一 御家老座御帳掛書役格・御家老座並異国船掛御帳掛書役助・御家老座御帳掛書役格助・同年中記清書掛書役

右、是マテ於御家老座誓詞被仰付来候ヘトモ、向後於

御用人宅被仰付候、

一 表御包丁人頭

一 奥御看経山伏

一 御広敷御医師

一 御広敷横目

一 奥掛御開地御用掛横目・右同藏方目付・御側御用人座

書役・御徒目付兼役御用部屋書役・御徒目付兼役

御徒目付

一 御広敷番・御広敷役所書役兼役御広敷小役人

右、是マテ於梅之間誓詞被仰付来候へトモ、向後掛御

側御用人・御側役於宅被仰付候、

一 御鳥見

一 御場締横目

右同断被仰付来候へトモ、向後掛御側御用人・御側役

之間於宅被仰付候、

一 御勝手方御用帳調掛書役助・同総掛書役助

右、是マテ御勝手方於御家老座誓詞被仰付来候へトモ、

向後御勝手方御用人於宅被仰付候、

一 奥・表・御勝手方御用人座ニテ被仰付来候誓詞、向後

向々掛御用人於宅被仰付候条、夫々応身分疊目等差別

有之候様可取計候、

一 進達掛誓詞、以来御小姓与番頭於宅可申付候、

一 諸所浦役人並町役誓詞、以来御船奉行於宅可申付候、

一 右外、於御役場申付来候誓詞有之候ハ、都テ右準、

奉行・頭人於宅可申付候、

右之通被召替候条、預書差出候儀ハ是マテノ通可相心

得候、此旨向々へ可申渡候、

但、席詰等ノ儀モ有来通、

天明七末五月廿五日

(兼別表格)
大炊

三四一

一大目付へ、是マテ於大目付座ノ誓詞、向後大目付於宅

被仰付候条、疊目等応身分差別有之候様可被取計候、

且又月番御目付於席詰誓詞被申付来候向モ、是又於宅

被申付、仕向ノ儀、是迄之通可有之候、

右之通被仰付候条可被致取扱候、

但、席詰等ノ儀ハ有来通、

天明七末七月廿五日

大炊

三四四一

一 中山王継目付テ誓詞被差上候付、為在番此節致上着候
宮平親方持參、亥七月朔日登城、於虎之間相受取、敷
舞台へ相備置、御家老・若御年寄・大御目付・御用人・
御近習役・御目付相詰、奏者番披露之節御家老挨拶有
之、親方退去、

一 今度就 御家督御役人誓詞相改ニ不及候段被仰渡、

亥九月 宝曆五

三四四三

一 小役人並外城之役々寄役相勤誓詞致候者、直ニ定役申
付候節、誓詞ノ前書読聞セ来候へトモ、向後ハ寄役ニ
テ致誓詞候者定役直ニ申付候ハ、前書読聞セニ不及、
尤、一往ニテモ外ノ勤又ハ無役へ罷成、元勤相勤候節^(役力)
ハ有来通可申付候、
此旨可承座々へ可申渡候、以上、

享保十三年申四月

彦太夫

三四四四

天明七未正月
一 御隠居・御家督之節、御役人ハ勿論、書役・小役人其
外輕身分ノ者タリトモ勤方ニ付誓詞被仰付候向ハ都テ
改誓詞可仕候、

三四四五

一 御表御役ヨリ御部屋御付衆・御隠居御役へ被仰付候向
ハ同御役場ニテモ改誓詞可仕候、御部屋並御隠居御役
ヨリ 御表御役罷成候向、其外御付相替候節モ可為同
断候、

但、御座之間誓詞ノ分ハ御部屋・御隠居等ニテ右ニ
準シ候、御座替ニテ可被仰付候、

右之通被仰付候旨申来候条、此旨可承向々へ可申渡候、
天明七未正月
^(宮之原通直)
主膳

三四四六

一 諸所浦役人神文申付候節、御船手檢者・横目マテニテ
相濟候様被仰渡、

享保四年^(マ)戊十月十四日

三四四九

三四四七

一 御役被仰付候神文仕候儀、服有之候テ不苦候、於江戸御糺候処不苦由候、以後右之通可相心得旨、御意之旨被仰渡、

享保三年戊四月二日

三四四八

一 小役人並外城之役々寄役相勉致誓詞候者、直ニ定役申付候節、誓詞之前書読聞セ来候ヘトモ、向後ハ寄役ニテ致誓詞候者定役直ニ申付候ハ、前書読聞セニ不及候、尤、一往ニテモ外之勉又ハ無役ニ罷成、元役相勉節ハ有来通可申付候、

此旨可承座々ニ可申渡旨被仰渡、

享保十三年申四月十三日

(三四四三号文書に同じ)

一 御先祖様御忌日又ハ御正忌日ニ誓詞不被仰付旨、以前ヨリ段々被仰渡置候ヘトモ、向後毎月十七日計誓詞不被仰付候、其外ハ都テ御精進日ニ可被仰付儀、不苦候旨被仰渡、

寛保三年亥十二月廿二日

三四五〇

一 宝曆五年亥六月六日ヨリ十日マテ

^(奈徳)慈徳院様七年御回忌御法事内ニモ誓詞被仰付候、乍然於此儀ハ誓詞ノ儀、時々申談可得差図事、

三四五一

正徳六年申

一 神文ニ血判血薄ク付候、後代マテ残物ニ候ヘハ不分明候テハ如何ニ候間、慥ニ相見得候様ニ有之、可然旨大御目付衆被仰候由、日高権左衛門殿ヨリ承候間、已後其心得可有事、

申五月六日

富山十兵衛承知

午十月十三日

(島津久備)
安房

三四五二

写

一 誓詞申付候節、今マテハ誓詞ヲ台ニ受、血判迄相濟候
テ台共ニ筆者ヨリ判元見届ノ方ヘ差出来候ヘトモ、向
後ハ誓詞読聞セ、直ニ誓詞計台ニ不受、其人之前ヘ置
為致血判、筆者ヨリ判元見届ノ方ヘ差出、見届相濟候
節、筆者ヨリ台ニ受、持下ケ可申候、
右之通相心得候様ニ誓詞有之、座々ヘ可致通達候、以
上、

享保二十一年辰二月

(二階堂行應)
舎人

三四五三

文化七年午

一 今度就 御隠居・御家督改誓詞被仰付候段ハ先達テ申
渡置候、依之 御先代勉方被仰付、未誓詞不相濟面々
ハ前書マテ読聞セ、改誓詞之儀者血判マテモ被仰付筈
候条、其通取扱可致旨向々ヘ可致通達候、

三四五四

一 御船奉行宅ニテ申渡候誓詞ノ儀、寄役宅ニテ申渡候テ
モ差支有之間敷哉ノ旨、月番御目付吉利幾治ヘ相付伺
置候処、何ソ差支無之候間、寄役宅ニテ誓詞為致、御
船奉行寄何某見届ト相認候様、幾治ヨリ口達ヲ以致承
知候間、此段記置候事、

文化七年十一月朔日

御船奉行寄
土持權之丞

御船奉行詰所壁書

三四五五

一 此節就 御隠居 御家督、諸役人・書役・小役人其外
勤方ニ付、誓詞被仰付候面々ハ都テ改誓詞被仰付候条、
向々ヘ可申渡候、

文化六年巳八月

(島津久備)
將監

星合並星檢使

三四五六

一 御役人並筆者・小役人星合、去ル辰年ヨリ御儉約ニ付星檢者ニ不及、夫々ノ御役座ニテ星合被仰付置候へトモ、以前之通 御城内勤御役人ハ御近習役、筆者・小役人ハ御目付星檢者、諸御役座へモ御目付被差遣、星檢者来月朔日ヨリ星合被仰付候旨被仰渡、

宝曆二申七月廿二日

三四五七

一 御中與勤之面々、御目付星檢者不及、納殿役所座星被仰付、星合名書時々納殿役人見届、星帳翌月御目付へ差出候様被仰付候、

宝曆十三未正月

三四五八

一 江戸新興勤之面々ハ御守殿同前於納殿役所星合被仰付、星帳ノ儀ハ翌月御目付方へ差出候様被仰付候段被仰渡、

同年未正月

三四五九

一 御目付星檢使ノ儀、星檢者ト唱来候へトモ、向後星檢使ト可相唱旨被仰渡、

天明五巳八月十九日

三四六〇

一 筆者・小役人ノ星合其座々ニテ有之候へトモ、寺社奉行所へ御目付被遣、御船奉行・屋久島奉行ハ表横目差越星檢者被仰付、御普請奉行・御細工奉行ハ寺社座へ罷出星合、御記録奉行・御厩別当ハ 御城内へ罷出星合候様被仰渡、

正徳四年正月十七日

三四六一

(朱書)
一 船藏役人新納六左衛門欠星多、逼塞三七日被仰付候、
寛政元年酉正月

三四六二

一出勤ノ儀、先達テ被仰渡置候処、欠星之者多如何ニ被

思召上候、星 御褒美先規ニテ被仰付事候間、欠星多

者へハ屹ト御当リ可有之儀候、御家老ヲ初、夫々主頭

厳重ニ致出勤候得ハ筆者・小役人ノ儀モ自然ト右体ノ

儀無之筈候間、以來屹ト四ツ時相揃候様出勤可致旨被

仰出候、

安永六酉六月廿三日

三四六三

一正月三ヶ日・益両日・十二月廿七日、星御免、宝永七

寅閏八月廿一日被仰渡、

三四六四

一正月三ヶ日

右、星御免、諸役人御用相仕廻次第八ツ前ニテモ退出、

一益両日

右、星御免、当番外御暇、当番モ御用仕廻次第八ツ前

ニテモ退出、

一十二月廿七日

右、御煤下ケニ付当番外御暇、当番モ御用仕廻次第御

暇、

右三ヶ条、 御在江戸・御在国ノ時モ表・御側トモニ

向後此通ニ可致候、

一毎月七日 十九日 廿九日

右三ヶ日御寺參、物頭已上之御役当番外御暇、

右三ヶ条、 御在江戸ノ御留主計、表・御側共ニ此通

ニ可致候、以上、

宝永七寅閏八月廿一日

三四六五

一御役人其外勤方有之面々、朝四ツ時ヲ限罷出候様被仰

出、右ニ付テハ勤方有之面々ノ所へ出勤前①蓋掛見廻候儀

可致遠慮旨ヲモ被 仰出、去ル四年委曲申渡置候通候、

程過候へハ緩セ相成、万一心得違候者モ有之候テハ不

可然儀候条、猶又間違無之候様屹ト可相守旨被仰渡、

天明三卯五月

三四六六

一出勤ノ儀、先達テモ被仰渡置候処、欠星ノ者トモ多、

仰出ノ趣意通兼候筋ニ相見得、甚如何被 思召上候、

右座々へ御目付罷越、星檢者ニ不及候、

御家老ヲ始、主頭嚴重ニ致出勤候へハ書役・小役人ハ

中略、

自然ト右体無之筈候間、以來屹ト四ツ時相揃候様可致

一御城並御記録所・御厩小役人星合ノ儀、有来通ニ可相

出勤候、星合ノ儀モ四ツ打仕廻候テ直ニ引取候様被仰

心得候、

付候、且又星合ニ罷出候節御台子之間ヨリ罷出人モ有

下略、

之、又ハ星合座へ刀召置、星ニ逢候人モ有之由候、右

右之通、明後六日ヨリ座々へ申渡候間、可承置旨可申

体無之様御沙汰之由被仰渡、

渡候、以上、

天明三卯十月

享保五戌十月四日

内匠

左

大藏

三四六七

一奉行・頭人並書役・小役人等出勤、此以前トハ格別相

三四六九

替、早目ニ罷出由候へトモ、依向御座明方並出勤モ不

同有之由候間、明前ノ儀ハ正五ツ時罷出、其外一統右

一御船手 御作事方 屋久島方

ニ準シ随分心掛致出勉、御用無滞可相弁旨不洩様可申

右三ヶ所、星檢者一往表横目相勤候へトモ、明日ヨリ

渡候、

御目付差越相勤筈候間、此段申達候、已上、

天明八申五月

(曹入久福) 安房

天明四年辰五月廿二日

三四六八

三四七〇

一寺社奉行座 御船手 屋久島座 札改方

一御家老座 異国座 御勝手方 大御目付座 御用人座

組所

右筆者ノ儀ハ同役ヲ以申出候テ別星致星合、其外之諸座筆者ノ儀ハ奉行・頭人証文ヲ以星合可仕付候、

右之通、先年星檢者ノ節被仰渡置候間、此節モ右通被

仰渡候間、此段致通達候、

宝曆二年申八月四日

御目付

三四七一

一今日大雨ニテ川近辺へ罷居候書役人、宿元念遺敷存候

者ハ奉行・頭人承届御暇差免、其届明日星檢使御目付

へ可被申出候、

一御役人ノ儀ハ筋々ニ付其訳申出、御暇可被申出候、

右之通、(高橋種史)縫殿殿ヨリ被仰渡候間、此段致通達候、

寛政十一年未四月十四日 御目付

三四七二

一御普請奉行・筆者・小役人

一御細工奉行並筆者・小役人

一出物藏役人 金藏役人 新楮藏役人

右ハ、此節星合已前之通被仰付候付テハ、御普請方御

目付被差遣、星合被仰付候、諸座御囲内御役座ハ寺社

奉行所、其外御船手・屋久島座・納殿役所へモ御目付

被差遣、星檢者被仰付候、

右之通申渡、御目付其外首尾係へモ可申渡候、

宝曆二年申七月

(義岡久中)
相馬

三四七三

口達之覚

一与頭已下諸御役人芍葉之間ニテ星合被仰付事ニテ、罷

出致御礼、星帳へ星印候ヲ見届罷立候人モ有之、別テ

不敬ニ相見へ候、星合ノ儀ニ付テハ段々被仰渡置候趣

モ有之、殊ニ星合ノ儀ハ以前ニハ御出座ニテ 御直ニ

為被遊 御覽事ニ候間、右通ニハ無之筈ニテ候、以後

ハ致御礼候ハ、直ニ相下リ候様相心得、左候テ、筆者・

小役人ノ儀モ右ニ準シ相心得候様ニ被仰渡候、尤、支

配中へハ頭人ヨリ申渡候様ニ致承知候、

右之通、(村松)佐久間(太)九十九ヨリ基多村沢右衛門承知ノ由、

口達ヲ以沢右衛門ヨリ致承知候間、此段申渡候、以上、13

安永六年酉八月三日

御船手檢者

蔵役人へ

三四七四

一 御側御目付座へ罷出、鎌田六郎太夫殿ヨリ被仰聞候ハ、諸座星合ノ儀ニ付暇又ハ御暇ト相記事候、御暇ト相記候外ニ星帳首尾方ノ節何某何日ノ御暇、御用人何某取次ニテ御暇ト書候テ星帳ニ添、月頭ニ可差出候、

四月十日 正徳三巳歟

三四七五

一 御兵具所 御納戸 ⑨殿 納戸 御船手 御厩

右座々へ相勉候座付士又ハ外城衆中役掛ニ付座々へ相付勉候者、前々ヨリ致星合、星帳座々へ差置事ノ由、向後ハ右星帳御目付方へ翌月初可差出候、尤、江戸ニテノ星帳モ同前ノ儀ニ候間、其座々へ差下、座々ヨリ同断御目付方へ可差出候、且又勤ニヨリ候テハ星合不致モ有之由候、勉方有之候者ハ都テ致星合、星帳可差出候、

但、御厩肝煎御道具付、江戸ニテハ従前々不致星合候由候へ共、是又可致星合候、

右之通可申渡候、左候テ、江戸詰有之候場所ハ座々ヨリ問合候様ニ是又可申渡候、

享保二十一年辰三月晦日

(伊集院久達)

十歳

取次

御目付岸良清右衛門

三四七六

一 脇船頭薩州吉田衆中 平山仁右衛門

一 右同御船手付士 ⑨山崎 崎山市郎右衛門 ⑨左

一定船頭郡山衆中 山元七郎右衛門

右座付士外城衆中星合ノ儀被仰渡候付、右人数星合ノ儀、星帳別冊ニ相調可差出哉、又ハ小役人星帳ノ末ニ書入可申哉ト御取次岸良清右衛門へ承候処、大御目付衆へ被申上候処、小役人帳ノ末ニ書載候様ニ辰四月二日同人御取次ヲ以被仰渡候ニ付、同三日ヨリ星帳ニ書載候、尤、久見崎へモ同日右之趣申渡候事、

安永七年戊

三四七七

写

一 武芸致見分候節、稽古人数ノ内勉方有之面々ハ当日別星ニテ罷出候様、寄々可被致通達旨御差図ニテ候由、島津弥市郎取次口達ヲ以被相達候間、支配中へ不洩様可被致通達旨御差図ニテ候、以上、

戊八月廿二日

小笠原郷左衛門

三四七八

一 御船奉行 御普請奉行 御細工奉行 屋久島奉行

右ハ、御目付差越星檢者被仰付事候へトモ、当分差支候間、一往表横目一人ツ、差越星檢者被仰付候条、書役・小役人マテモ御目付仕来候通相心得可相勉候、

右之通申渡、可承御役々へモ可申渡候、

安永十年丑正月

(島津久起)
大進

三四七九

一 諸御役人出勤遅方ニテ候間早目ニ可罷出候、左候テ、星合ノ儀ハ四ツ打仕廻候ハ、可為引旨、関山軍兵衛・

山田司ヲ以被仰出、(山岡久遊)市正殿承知有之、

安永四年末七月七日

選挙

三四八〇(の1)

一 表方役人、役替又ハ役入等之節吟味申付候間、疎ノ儀ニテハ無之筈候へトモ、人々得手不得手モ有之モノ候間、其向々へ相応ノ者ヲ致吟味候事、肝要二候、筆者・

小役人等申付候節モ奉行・頭人其心得ヲ以可致吟味旨、

御筆仰出、

明和五子六月

(三四八〇の2)

按スルニ、選挙ノ儀ハ御国家第一ノ要事ニテ御政道興廢ノ源ニテ候へハ、尤、御吟味不屈候テ不叶儀奉存候、乍恐右之 御筆治道ノ本源ト奉存候、御歌ニ、
(賢不肖力) 善アシキ用ヒ捨ルト云フ人モ必ナラハ殊勝成ヘシ
必一字緊要ノ事ト存候、

御筆

一支配下ノ儀ハ頭役タルモノ受持ノ事故、何角致差引、

且調ヘ事等ノ節モ本ヨリ頭役手前ノ旨趣治定之上、支

配ノ下役ヘ吟味申渡、其内ニテ事理明細々相聞得、調

ヘノ筋ニモ致相当候上、又々頭役同席中可遂吟味候、

用向下役ヘ預置候儀、甚頭役ノ詮モ不相立、以来疎ニ

成立候基ヒニ候、勿論訴訟事等ニ付テ、頭役ヲ差シ越

エ内意等申出候儀、是以不可然候、為其夫々被立置候

役目ノ事候間、筋々ヨリ申出、段々役目ノ吟味ヲ経候

所ニテ委ク可相届事ニ候、尤、咎日向重キ儀ハ格別、

支配頭前ニテ判断可相済程ノ儀ハ随分可取計候、右次

第付テハ何レ役々ヲ用候ニ專其人ノ事業才識ヲ撰、職

ニ可叶者ヲ用候処可為肝要候、左候ハ、頭役モ夫々

特量有之、^(徳カ)当職モ銘々手前ニテ可弁程ノ知識有之候ヘ

ハ下役モ自然ト致心服、品ヲコヘ、訴訟致シ、或ハ不

輕儀トモ無之、ヲノツカラ頭役ノ詮モ可相立事候、畢

竟頭役人ニヨリテハ下役ノ蔭ニテ勤居候モノ有之所ヨ

リ右式ノ儀モ致到来事候条、以来役々ヲ用候所一往二

往モ遂吟味可叶職者ヲ可揚用候、

明和九辰七月十日

家老中へ

三四八二

(三四八)号行間朱書

一諸座ノ筆者、頭ノ可承事ヲ口ヲ付申届候、筆者ハ頭ノ

申事ヲ口ウツシニ書付候マテノ筆者ニテ候間、弥其旨

ヲ可存候、此段大目付ヨリ申聞候様ニトノ事ニ候旨、

目付列座ニテ可申渡候、

正徳二辰十二月五日

大目付へ

三四八三

一此節以 御賢慮御家老中へ段々被仰出候趣、奉行・頭

人謹テ奉承知、 御書付之通堅相守、各職分ノ当務ヲ

励シ、役儀等申付候節ハ専才能ノ者ヲ可遂吟味候、且

又調ヘ事等付テモ未事理明白ニ不致治定儀ヲ申出、又

ハ手前イマタ弁モ無之、御用向ヲ先下役へ預置取計候

儀ハ役職ノ詮モ不相立候付、下役ノ抑モ薄、御別紙御

書付之通ニモ成行事候条、兼テ役人存此旨、御役・下
役高下ノ分明カニ諸事可致沙汰候、

一 訴訟事等ニ付下役ノ者トモ頭人ヲ差シ越エ、手寄ヲ以
内意等申出候儀ハ如何ノ事候、為其被定置候御役々ノ
事候条、筋々可申出候、尤、頭役ヨリモ右式之儀ハ無
親疎嚴重ニ吟味ヲ尽シ可申出候、

一 支配下ノ者共無調法有之候節、屹ト可及御断儀ハ格別、
支配頭前ニテ致判断可相济程ノ儀ハ同役中逐吟味、或
ハ呵又ハ輕キ咎目等ハ可申付候、依事難計儀ハヲノツ
カラ可得差図候、

右之通、御役人限承知仕、支配下ヘモ申開置候様可申

渡候、

(天和九年)
辰九月八日

(權山入智)
左京

(喜入久福)
主馬

(小松清春)
帶刀

(川田国福)
伊織

三四八四

一 書役・小役人依訴訟役場ヲ離、勝手向ノ勤方申付相仕

廻又ハ婦役申付候儀、頭人手前ニテ規模ノ様ニ相心得、
於役場其器ニ当リ兼候者モ夫限差置候テハ可及迷惑ト

申所ニテ、先可成ニ為致婦役候類ノ儀、間ニハ有之様
二候、御用立候者ハ自不相變婦役可申付、且別テ及迷
惑候儀ハ其考モ可有之事候ヘトモ、依人柄ハ外勤ニ相
転候ハ、還テ御用立候者モ可有之候、尤、自分勝手ヲ

以相迴候勤方之儀ニ候ヘハ、其役場不得手之者ハ外勤
へ繰替候歟、又ハ夫限ニテ差置可然儀モ可有之、右体
ノ所ハ頭人專勤弁見慮モ可有之事候間、其旨ヲ相心得、
下役ノ勤方ヲモ致吟味様被仰付候条、此旨可承向ヘ可
申渡候、

天明八申十二月

(島津入形)
石見

三四八五

一 諸外城締方横目内々願之人多、去ル子年申渡置趣有之
候処、頃日糺明奉行宅へ差越又ハ大御目付与力其外年
寄ヲ以相願候人有之候ニ付、右体一切無之様被仰渡、

宝曆十辰六月

一御領國中御政務ノ儀付テハ、高下トモ奉行・頭人ヨリ支配下之者生質・人柄等ノ吟味ヲ以、面々勤方申付事候処、他役ヨリ無扨内願等之趣意ヲ以、内々願入候儀トモ有之由相聞ヘ候、尤、其勤場ヘ不相応之者ハ相互ニ其心得可有之事候ヘトモ、一身以下軽キ者トモノ儀ヲ大目付以上格別ノ向ヨリ頼入等有之候テハ外見モ如何敷、其上頭人ノ吟味モ不行届不都合ニモ可有之候間、以來右御役方ヨリ軽キ者トモ儀ハ勿論、御目見以上ノ人タリトモ内分取持ケ間敷儀不致様有之度候、夫共無扨詛合ヲ以他役ヘ頼入不致候テ不叶儀ハ詛柄ニモ可依事候、

右之通被 仰出候段申来候条、此旨無屹御一門方・島津左衛門同列ノ面々ヘ致通達、御役人限可申聞置候、
(伊勢貞矩 播磨)
寛政三亥四月

一何ソノ訴訟事、縁取ヲ以大奥並御一門御女中方ヘ御口ヲ被添被下候様内願等ノ儀トモ不申上候様、先年申渡

置候趣モ候処、到頃日間ニハ心得違之者有之段相聞得、不可然候、向後ハ右式ノ儀トモ一切申上間敷ト向々ヘ可申渡候、

寛政四子七月

一学文・武芸勝テ出精之者ハ可申出旨、去々年申渡有之通候間、猶又無懈怠致出精、平日ノ心掛等モ宜敷者ハ被仰付様モ可有之儀候条、兼テ見聞ノ趣ヲ以夫々師範家其外ヘモ被相糺、名前可申出旨被仰渡、

安永九子六月廿二日

(島津久起 大進)

一御船手船頭・水手ノ儀、勤ノ年数ノ次第ヲ以段々ニ立身申付由候、船頭・水手ハ船立ノ不致鍛練候ヘハ御用不達事候条、浦々ノ者ニテモ船ヲ能乗候者ヲ致吟味可申付候、就中御船頭其外肝要成役者ノ儀ハ浦々ノ者ノ内ヨリ致吟味可申付候、御船頭ノ儀モ向後ハ次第ヲ以被仰付間敷候、何者ニテモ船方鍛練ノ者ヲ可被仰付候

条、兼テ其心得ヲ以船頭・水手ノ糺可仕候、

右之通、御意候間、御船奉行へ可被申渡候、以上、

宝永二年酉十月晦日

島津帶刀
(忠雄)

島津中務
(久輝)

三四九〇

一 御前代訴訟申出置、未相濟、今以奉願心入ノ人者、前方申出候趣ヲ以又々願申出候様有之、可然候、

一 御赦免之儀、自分ヨリ立身ヲ致訴訟候筋ニ有之、不宜

候条、向後ヨリ(八九)自分ヨリ及訴訟候儀ハ停止ニ被仰付候、

然トモ一命ヲ輕ク致シ、一篇之御奉公仕候儀無紛者ノ

子孫、殊更当分諸芸有之候歟又ハ何ソ重宝ニ罷成器量

之者、又ハ御奉公方ニ別テ精ヲ出、正道ニ相勤候儀無

紛者ハ難被捨置候条、其支配頭連々其器量ヲ見届置候

上、其頭ヨリ訴訟申出候様ニ有之、可然候、已上、

年間月日可糺、

三四九一

一 御家老直触之面々、当時無役ニテ罷在候人、且又無役

ノ地頭持ノ儀ハ、稀ニ八月番御家老宅へ朝五ツ時前ニ

罷出可被致対面候、毎日御城へ罷出面々第一御機

嫌之程ヲモ為可被奉承知ニモ候間、右之通申渡事候、

一 与中ノ士無役ノ面々ハ与頭宅へ右之通可罷出候、

一支配有之面々ハ其支配宅へ右同断可罷出候、

右ハ、無役ノ面々ハ御城向ノ儀ヲモ案内ニ有之、致

屹候処ニ終ニ罷出候付テ不物馴管候、右之通相勤候

而ハ輕薄ニ相見得候ナト、存遣、差控候者モ可有之候

間、左様無之様可罷出候、与中ノ士無役ノ面々組頭宅

へ稀ニ者罷出可致対面旨別紙ヲ以申渡候、或別テ小身

者或刃土ナトへ罷居候者、惣テ右之通相勤候事差支詛

モ有之、難罷出人モ可有之候間、左様ノ人ハ屹被致沙

汰儀ニハ及間敷候、何ソ勤モ無之、徒ニ罷居候人ハ、

第一支配頭ノ人其人々ノ器量之程見届へキ様モ無之筈

ニ候ニ付テ、右之通申渡事候間可被致其心得旨与々へ

被仰渡、

宝永五年子六月朔日

功課

三四九二

一支配下ノ者年中格別骨折相勤候者、以来年中取調へ、夫々支配へ相付申出候様申渡候処、以後毎年九月中取調へ可申出旨申渡置候へトモ、最初申渡候通毎年年末取調へ可被申出旨、巳十月大野隼人御取次ヲ以被仰渡、年間可糺、

三四九三

一諸御役人之内御用掛被仰付候歟、又ハ何ソ取調事等ニ付数日致長詰等骨折御用相勤候人有之候ハ、同役ヨリ氣ヲ付毎月末有無之訊我々方へ可被申出候、此段致通達候、以上、

但、当月ヨリ六月マテノ儀ハ当月廿五日程、有無ノ訊、是又書付ヲ以可被申出候、

七月十三日

御目付

年間可糺、

三四九四

一御家作又ハ御召船御造立等、其外何ソ格別ノ儀ニ付掛ノ面々へ御褒美ノ儀ハ有来通ニテ、右外輕キ御作事等御船ノトテモ右ニ準シ、一通ノ儀ハ是マテ御褒美被仰付来候儀トテモ至テ御手迫之御時節候間、年限中ハ御品等不被下候、夫トテモ格別致骨折等候者モ候ハ、其節ノ吟味次第可被仰付候、此旨可承向々へ可申達候、以上、

寛政七年卯十二月

(川上久致)
久馬

三四九五

一御役人ハ勿論、書役・小役人等年中骨折相勤候者可申出旨被仰渡置候付、調様ノ次第マテ去ル午年細々申渡有之候、右ニ付テハ頭人・支配頭兼テ氣ヲ付罷居、例年ニ相替骨折候歟、又ハ一ツ御役場内ニテモ取分致出精、入組候御用向取扱并別宜、或ハ平日御用多取扱候所ヨリ長詰等致シ候者、別紙被仰渡置候類ノ者モ可有之、右様ノ者モ年末申出候ハ、程々ノ御取扱モ可被仰付事ニテ、心掛宜敷者トモ出精ノ詮モ相立、誠ニ難有

御沙汰候処、間ニハ右様ノ取受薄キ向モ有之候哉、年

末申出候骨折ノ者別テ相少ク、今通ニテハ邂逅難有

思召モ通兼候筋ニ相聞得候、依之、猶又此節右ノ趣申

渡、先年被相渡候調様ノ書付マテ相渡候間、後年頭人・

支配頭手前ニテ取扱、仰渡ノ趣無間違様可被相心得候、

但、頭人・支配頭ノ儀ハ同役中ヨリ見聞ノ趣互ニ致

吟味可申出候、

寛政二戌十二月

(赤松則英
造酒)

三九九六(の1)

一書役・小役人ノ内去年中骨折相勉候者分テ申出程ノ者

無之由申出候、御座々ナト有之候ヘトモ兼テ御用筋心

掛致出精相勤候、其上年功モ有之、同役中ニモ致帰服、

何角吟味事等ノ節モ何レ其者ヘ申談候程ニ有之、掛申

付候処、則右御用モ全ク相弁、尤、平日トテモ別テ心

掛居、頭役並同役中ヨリモ兼テ及見置、此者ヘハ御褒

美ニテモ被仰付度存罷居候類ノ事、

一御番人ノ儀モ正道ニ心掛相勉候者並与方ノ儀取扱被申

付御用向等分テ致出精御用筋相弁、万端心掛宜者有之

候ハ、与頭・御番頭遂吟味、委敷可被申出事、

一右次第ニテ何ソ掛申付置、両三年モ相勤候御用ニテ候

故、未全不相片付候ヘトモ、今日マテモ右御用筋別テ

心掛致出精相勉居候類之事、

一御役人ノ儀モ右之趣ヲ以吟味可有之事、

天明六年午四月

(三九九六の2)

別紙之通被仰渡候付テハ、去ル酉年骨折今一往取シラ

ヘ先達テ被申出置候趣ニ相替儀有之候ハ、来ル六日

限向々ヘ可被申出候、尤、相替儀無之候ハ、是又同

断可被申出候、以上、

寛政二戌十一月二日

御目付

明細書

三九九七

一諸座書役・小役人明細帳、年中二正月六月兩度ニ仕付

方可有之旨、先年被仰渡置候処、段々仕付方相洩候向

有之、当月中向々明細帳御勝手方へ持参有之、仕付方有之候様可被申渡候、勿論以来ノ儀無遅滞仕付方可有之候、此旨御差函ニテ候、以上、

文化二年丑六月廿一日 高田猛太夫^(利介)

三四九八

一御役・御役替等被仰付、明細書差出候節、向後部家栖^(屋)ノ者ハ誰嫡子二男等ノ訳相記申出候様可申渡候、
寛政九巳八月 ^(川上久致)久馬

三四九九

一御役・御役替被仰付候節又ハ相替候節、明細書以来御近習役方へモ御用候間、同案ヲ以可被申出候、此段申達置候、以上、

安永八年亥四月十三日 大島休左衛門^(久患)

三五〇〇

御船手壁書

一御船手書役 松山権兵衛

一寛政三亥十月ヨリ

一役料米二拾表^(俵)

一持高二拾八石一斗四合一勺四才

一居屋敷所持不仕、草牟田村ノ内へ借地

一寛政三亥五十八才

右之通ニテ御勝手方御用人松崎次左衛門^(貞徳)へ安藤佐次兵衛ヨリ差出候処、右書付ニテハ何方ヨリ差出候モ不相候間、右書ニ明細為御見合申出候段書認差出候様承候付、其通相認差出候処、御勝手方書役椎原孝助ヨリ火之前書役御用ニテ明細書之儀ハ最初之通相調頭御用人へ被見ニ入、口達ニテ明細仕付方可為仕候間、御勝手方書役へ明細帳相下候様被仰渡度旨申出事ノ由承、又々書替火ノ前書役ヨリ明細帳ニ押調候事、

寛政三年亥十二月三日

三五〇一

正徳三年巳

一諸座へ被仰渡置候小役人帳、此以後其座々奉行・頭人一人へ小役人頭役承、小役人被仰付候砌ハ其頭役前ノ

者ヨリ当人へ御扶持・持高・屋敷ノ儀承届書載可申候、若右体ノ儀ニ付大形ノ儀有之候ハ、其頭役前ノ者可為越度候、

一名替又ハ高ノ増減・屋敷等ノ儀ハ奉行・頭人等承儀モ可有之候間、最前為書出置趣ニ相替儀ニ候ハ、当人ヨリ其頭へ可申出候、若大形ノ儀ニ候ハ、当人可為越度候、

一月次ノ御礼罷出候程ノ御役人、名字替・名替等ノ節ハ御側詰方へモ其支配頭ヨリ申出、書付同前当人ヨリ可申出候、此外御役料又ハ屋敷替等ノ節、御側詰方へ申出ニ不及候、

正徳三年巳八月十八日

(久置)

右之儀ニ付、御側御用人座ニテ島津十郎左衛門殿御取次ニテ、御書付ヲ以御口達ニテモ被仰渡候、支配頭・小役人トモニ名字替・名替ノ儀有之候節ハ、其当人ヨリ御側詰樺山助太郎殿・相良新平殿へ書付可申出由、十兵衛承知、御船奉行富山十兵衛

三五〇二

一御役人並小役人持高ノ内拝借・取込ノ為返上方差上置候高ハ、明細帳ニ其訳此節ヨリ被書載置候条、向後右体ノ高出入有之候節ハ早速申出、明細帳可被相直候、此旨御差図ニテ候、以上、

享保三年戌十月三日
諸奉行
蒲生十郎兵衛

三五〇三

三原善兵衛湯之尾地頭被仰付候節明細書、左之通、
覚

- 一御鉄炮奉行
- 一御役料米七十三俵
- 一持高四十三石余
- 一居屋敷武村ノ内借地
- 一当年七十歳
- 一養子三原善太夫
- 一山奉行見習
- 一御役料銀一枚半

一当年三十六歳

右ハ、明細為御見合此段申上候、以上、

午正月十三日

三原善兵衛

右之通相認、大番頭座進達掛へ出入、外座へハ無之、

褒賞

三五〇四

(三五〇五号行間朱書)

畢命云、旌別淑慝、表其宅里、彰善癉惡、樹之

風声、弗率訓典、殊其井疆、俾克畏慕、

三五〇五

宝永御答書

一薩州川辺郡加世田郷大浦村之百姓次郎兵衛・島右衛門、

此兄弟ノ者孝行無比類由候故、薩摩守被聞届、彼辺へ

被差越候節庭上へ呼出シ、褒美鳥目三千疋取セ被申、

二人ノ者ハ作掛リノ田地拾石千貫諸役免除、永々作取

二被申付候、

(朱書)「元禄七年甲戌ノ冬也、」

三五〇六

一城下上町ノ内戎町平左衛門店ニ罷在候正右衛門ト申者、

母へ孝行諸人ニ勝レ候付、当薩摩守被聞届、宝永四年

為褒美鳥目三千疋為取、町屋敷一ヶ所拝領被仰付候、

一鹿兒島小山田村ノ内百姓喜左衛門親へ孝行勝レ候由、

当薩摩守被聞届、為褒美鳥目三千疋為取被申候、

宝永六年

三五〇七

一日州諸県郡穆佐院ノ内上倉水村百姓源右衛門・勘右衛

門・早右衛門兄弟三人心掛宜敷者候、耕作方出精入念

候付テ人ニ勝レ、作毛出来モ宜敷候、彼辺近年作毛不

熟、倉水村ニモ定免ノ納難成、百姓ヨリ致訴訟以檢使

物成相定ノ儀トモ御座候へトモ、作得ハ無之候テモ納

ノ米サへ御座候へハ定免之通受合申候、且又其年作職

ノ出来米年貢ニ納仕廻不申内ハ自分ノ食物ニ曾テ不仕

候、雜穀ニテモ食事仕罷在候、公役等ニ罷出候節八人

先キ罷出、働モ自他ノ無差別出精候儀、彼地支配人ヨ
リ申出、為褒美米三拾俵為取候儀御座候、

一薩州高城郡麓村百姓吉左衛門身上相調者ニテ候、去ル

戊年作毛不熟凶年ニ付テ、差迫候百姓有之候処ニ自分

ノ米ヲ出候テ百姓トモヘ配分仕為取候儀庄屋見届候様

申出候付、奇特ノ志ノ段、為褒美青銅三千疋被申付候

儀御座候、

三五〇八

寛政御答書 孝行者

一城下土池水源右衛門下人助左衛門

一城下町人東吉郎右衛門妻

一城下町人亡市郎右衛門妻

一城下町人月野甚兵衛美弟助八妻

一城下町人立山三右衛門^{⑧左}

一城下町人山崎金左衛門

一城下町人原田貞右衛門

一右貞右衛門弟原田市左衛門

一指宿湊浦之兵右衛門子佐左衛門

一右佐左衛門妻

一右兵右衛門二男善藏

一右兵右衛門三男兵左衛門

一右兵右衛門娘三人

一水引草道村文右衛門妻

一水引宮内村弥左衛門妻

一串木野羽島村喜右衛門

一郡山東俣村孝兵衛

一右孝兵衛妻

一郡山東俣村源十

一右源十弟彦左衛門

一隈之城向田町伝吉

一樋脇中村権右衛門

一郡山小山田村太郎八

一右太郎八妹

一山崎白男川村弥左衛門

一谷山和田浜七左衛門

一溝辺石原村藤左衛門

一加治木木田村仙助

- 一 右仙助弟六左衛門
- 一 蒲生野町磯右衛門
- 一 右磯右衛門妻
- 一 垂水市木村与助
- 一 垂水本城村八十
- 一 佐多間泊浦長次郎
- 一 国分真孝村喜兵衛
- 一 国分唐仁町孝兵衛
- 一 右孝兵衛妻
- 一 申良上小原村四郎右衛門母
- 一 小林細野村助市
- 一 種子島東町伝平
- 一 種子島弥五郎娘ケサ
(日当山)
- 一 日当嘉例川村作兵衛
- 一 栗野米永村源之丞
- 一 志布志夏井村善右衛門
- 一 右善右衛門弟慶右衛門
- 一 都城山田村五藤
- 一 都城宮丸村銀右衛門

- 一 右銀右衛門甥三太郎
- 一 都城同村与左衛門
- 一 右与左衛門妻
- 一 野尻紙屋村喜左衛門妻
- 一 都城梶山石寺村内右衛門
- 一 右内右衛門妻
- 一 佐多馬籠村宇右衛門
- 右五十六人ノ者共、父母又ハ舅姑へ致孝養候段被聞届、
褒美被申付候、
- 一 城下土町田喜兵衛下人仲右衛門妻
- 一 城下土内田源助下人三右衛門
- 一 島津兵庫家來
市來太次兵衛下人 清八
- 右三人之者共、主人へ深切致奉公候、
- 一 城下町人増田孝兵衛
- 右、町家熱病流行、薬用難成者トモへ医師相頼具、其
上時々米錢相アタへ候、
- 一 市来川上村次郎右衛門
- 一 平佐白和村庄助
- 一 甌島平良村弥兵衛

一同郷同村千助

一水引五代村孝左衛門

一内ノ浦町弥三兵衛

一国分小村浦町金右衛門

一国分下井村満五郎

右、凶年ノ砌、近村ノ者トモヘ^一糶並雜穀類相当ヘ候、

一秋目浦之幾右衛門

一同郷同浦喜兵衛

一加世田小松原浦仁右衛門

一出水米之津町喜兵衛

右、出火ノ節、逢類焼候者トモヘ米・銭・大豆・煙草
等相当ヘ候、

三五〇九

久見崎御船手御記ノ内

一青銅三百疋

久見崎御船手付惣左衛門子喜太郎

一同五百疋

右同惣左衛門二男伊勢五郎

右同人女子相中ヘ

右ハ、父母ヘ致孝養候段被聞召通 御褒美ヲモ被仰付

置、猶又今日被召出被遊 御覽候、家内女子等ノ儀ハ

御覽之格ヲ以、右之通頂戴被仰付候条、難有可為奉承

知候、

右、御格之通可申渡候、

寛政二戌八月四日

(名越屋藏)
右膳

右之通、於敷舞台島津主水御取次ヲ以御船奉行ヘ被仰

渡、

三五一〇

一御米三石

久見崎御船手付惣左衛門子喜太郎

右、母ヘ多年孝養ニ付為御褒美被成下候、

一青銅三百疋ツ、

惣左衛門二男伊勢五郎

右同人女子

右、同断被成下候、

寛政元年酉四月廿八日

三五二

一 御米二石

久見崎御船手船頭大塚嘉兵衛

右ハ、先年凶年ノ砌、同所百姓並御船手付ノ内老体或

長病等ニテ及飢体ノ者ヘ米錢致配当、且年具難調又ハ

兼テ差迫ノ者共米錢借用ノ儀申聞候節ハ手前事ヲ欠差

遣、旁心入宜敷被 聞召上、為御褒美右之通被成下候、

但、御米ノ儀ハ御当地ヨリ宿次付越候旨物奉行ヨリ

承届候、

寛政四年子五月四日

賑恤

三五二

一 当年大風洪水ニテ田地不熟ニ付、大黒町松元吉左衛門

ヨリ他国米買入ノ願申出、米二千石買入御免被仰付、

天明二寅十月

三五三

一 焼酎作入方被差留候付、当分造入置候ヲ煎調方其外締

方等ノ儀段々被仰渡、

天明二寅十二月

三五四

一 去年ノ儀、凶年ニテ飢拜借米ノ願段々申出、間ニハ所

中救合御危害申出モ有之、御領国中至テ困窮ノ者共多

有之段薄々被 聞召通、秋マテ取付ノ程合モ如何ノ甚

以 御心配被 思召上候付、農人ハ勿論諸士ニ至リ、

右体困窮ノ者ヘ御救可被仰付候条、委遂吟味候様被仰

付候、

右之通被 仰出、窮民御救ノ 思召ニテ誠ニ御仁政之

御事候条、此旨難有可奉承知候、右ニ付テハ手業等モ

無之、至テ及飢ニモ体ニテ見兼候振合之者モ候ハ、奉

行・頭人ヨリ致吟味申出候様、与中・支配中・諸外城

ヘ不洩様可申渡旨被仰渡、

天明三卯六月

(島津入金)

左中

(喜入八福)

主馬

(島津久健)
仲
(宮之原通直)
主膳

三五一五

一 町奉行 物奉行へ

去年以来凶年ニ付米穀高直ニ有之、末々ノ者至テ致難儀之由候、御物ニモ御差支、他国買入米等申渡時節候へト右体聞得之趣有之、為救此節相届候琉米ノ内三町へ売場相建、横目見合ヲ以払方申付候、直成ノ儀ハ当分相場ヨリ引下、琉米立直成ヲ以代錢差替可相払候、首尾方ニ付テハ別達テ申渡候、右、寄々致通達候様可申渡候、

但、組中へハ与頭ヨリ寄々通達有之候様可申渡候、

天明三卯七月十六日

三五一六

一 去々年以来凶年ニテ米穀高直ニ付、此節相届候琉米ノ内去年ノ通三町へ売場相建、来月朔日ヨリ横目見分ニテ百文ニ一升二合五勺ツ、払方ノ儀被仰渡候、

天明四辰六月廿九日

(宮之原通直)
主膳

三五一七

一 琉球国並島々近年凶年打続、其上大風雨等ニテ一統ノ飢饉可及飢者多有之、御国許之儀モ至テ御蔵米等御不如意故御願之趣有之、御米一万石・御金一万両御拝借被仰付候旨申来候段被仰渡、

天明五巳九月廿一日

三五一八

一 出水麓町困窮ニ付炭山並材木山御心付被仰付、尤、津口銀・炭釜運上銀・検者入メ銀者町中へ被仰付候事、
享保四年

三五一九

一 出米七升一合 真赤半分ツ、
但、百姓賦米ハ有来通、
右ハ、近年御所帯方御不勝手ノ上凶年打続猶難取続候、諸士以下末々ニ至マテ及困窮候ニ付御儉約被仰付、其

余勢ヲ以諸人致安心候様ニ可被仰付旨被仰付、其段ハ先達テ相弘メ置候、仰之段々御儉約被仰付事候ヘトモ、過分ノ御不足可被補程ノ出方未相見得候、然共先為御救、給地高定式出米八升一合ノ内当年一升被相下候、

以下略ス、

享保十二年未十月

三五三三

一赤米百石

残り人数相除、拜借米一人ニ付五升ツ、トシテ米高二十石一斗五升被下候段被仰渡、

卯十一月三日

御勝手方印

三五二〇

一享保二十年卯三月、水引森尾・五代・宮内三町へ飢米被成下候ニ付、十七才ヨリ五十才マテハ山野ノ持モ致候付除、外二三才以下小兒ハ除被成下候、

右ハ、市来港唐人町凶年ニテ米穀無之、依願向田浦ヨリ代銀引替申受被成下候、

正徳二年巳春^(三九)

三五二四

一米五十石

右、同断ニ付同所へ売米被成下候、

正徳二年巳閏五月^(三九)

三五二二

一享保十九年寅十月、向田町洪水ニ付家居洗崩、家財等過半流失ニ付、真米三百石先拜借被仰付候事、

三五二五

一此節痢病・麻疹一統流行ニ付、町・浜・寺門前・近在

ニ致居住候輕者共、身近親類等無之無縁ノ者存ノ儘療

養不行届、夫故及死失候者モ有之候テハ不便ノ至候、

三五二二

一享保二十年卯十月十八日、水引京泊浦出火有之、人数四百三人逢類焼及飢候ニ付、三才以下並大船持土蔵焼

依之御時節柄ニハ候得共御取次ヲ以、明廿四日ヨリ来

月九日マテ御物ヨリ施葉被成下候条、引受候役々承届、

実々極難ノ者ハ証文相渡、右ヲ以氣寄ノ医師療治相頼

候儀差免、貼数ノ儀ハ已後向々支配頭ヨリ取調、一帳

名面ヲ以可申出候、

一 武家ノ儀モ万一前文通療養届兼候者モ候ハ、施葉被

成下仕向ノ儀、是又右同様申付候、

一 右同断極難ノ者、前文同様願出候ハ、為御救御米被

成下候条、一日一人五合、二七日分ツ、明廿四日ヨリ

来月八日マテ上町於会所可相渡候、

一 実々極難ノ者共マテ施葉並御米被成下事候ニ付、万一

可相調者相加里、以後於令露頭者屹可及迷惑候、尤、

御徒目付・横目為取締見聞申付置候、

右之通難有奉承知候様支配頭等へ申渡、向々へモ早々

可致通達候、

享和三年亥六月

(川田佐實)

伊織

(高橋權次)

縫殿

(赤松則次)

市正

三五二六(の1)

一 諸地頭

寺社奉行

御勘定奉行

御船奉行

郡奉行

御代官へ

右ハ、御領内諸郷百姓・町・浜・郷士・社人、宝曆七

丑年ヨリ去巳秋マテノ間年貢・古未進・拝借等別紙之

通有之、年々内通マテ申渡事候処、近年万災殃ニテ凶

作打続候故作人トモ至テ相勞、今成ニテハ連々御高格

護難相成体可罷成哉ノ旨郡奉行ヨリ申出難差置事候付、

当分救方ノ吟味手厚申渡事候、然処右体極々差勞候趣

具ニ被 聞召上、格別成年貢御時節柄重キ御救筋ノ儀

候へトモ難被捨置、誠厚 思召ヲ以此節都テ被下切被

仰付候条、難有可奉承知候、右ニ付テハ郷役々並至諸

作人御仁政之御趣意厚奉汲得無忘却、役職方者勿論平

日ノ取締マテ無油断心掛、尽精力年貢上納方無滞相弁、

以来訴訟ケ間敷儀トモ不申出、且又右体ノ御救筋折節

被仰付儀ニテモ無之事候間、聊無取違様急ト可被申渡候、右之外依願被仰付置候拝借等ハ当分之通可差置候、

右可申渡候、

寛政十年八月

(川上久致
久馬
高橋種次
縫殿)

(三五二六の?)

別紙

一真米五千五百七拾二石八斗一升二合八勺起

一赤米九百七拾八石六斗四升八合九勺五才同

一大豆七拾二石八斗三升四合五勺同

一粟二千百八石二斗三合九勺同

一銀拾一貫百五拾目六分二リ二毛

一錢四百二十三貫拾五文

一菜種子五百四拾六石四斗五升二合同

右七行、諸郷百姓、

一真米千九百八十八石三斗五升三合四勺七才起

一赤米七拾二石五斗四合五勺二才同

一錢四拾八貫七百七拾二文

右三行、浦・浜・野町、

一錢三百二十二貫六百文余

右、牛根郷土拝借返上残、

一銀七貫九百四拾三匁余

右、坊津浦中拝借返上残、

右之通、午八月廿八日吉井新大夫御取次ヲ以被仰渡、

九月朔日御船奉行ヨリ諸浦へハ申渡有之、所役々御当

地へ差越、御船手へ相付御礼申上候、

一真米四拾二石七斗五升

右、秋目去ル子春出火付飢拝借返上残、

一同四石九斗一升

右、同所去ル亥年浦中飢拝借返上残、

一同拾四石三斗三升

右、同所去ル亥年逢火事家財・飯料等不残焼失、殊更

時分柄寒氣ノ故老人・幼少ノ者トモ致難儀、御救拝借

返上残、

一錢九拾八貫八百四拾二文

右、同所去ル申年船出銀ニテ皆上納難成、年府上納被

仰付置候残、

一真米二石四斗七升三合四勺四才

一 赤米六石四斗九升九合五勺四才

右、加世田小松原浦逢火事飢拝借返上残、

一 銀七貫九百七拾九匁

右、平佐白和町去ル年逢火事、御通行ノ節御供廻り止宿差支候訳ヲ以家作料拝借被仰置候残、

一 錢九百九拾四貫四百八拾文

但、米百拾六石七斗五升七合八勺七才、一石二付七

貫二百三拾一文、^(マ)五字四五一ツ、^(マ)

右、出水名護浦火災ニ付浦中家居不残致焼失、獵道具

マテ致焼失候付、取拵方且獵方取付マテノ間、飯料ト

シテ拝借被仰置候処、役々取計、直壳払錢千貫文浦

中へ相渡、殘錢千五百三拾貫文余ハ壳払候直段ヲ以、

上納被仰置候残、

一 錢七貫一文

右、泊浦中水手銀前々ヨリ上納残、

一 銀三百五匁七分

右、同所魚運上銀年府上納残、

一 粟拾二石五斗

一 同拾石

右、鹿屋高須浦人島方去ル卯辰秋上納不足、

一 米百五拾六石七斗一升四合

右、出水米之津町先年火災付町中不残家居致焼失、脱

体劳者共火災付テハ自力家作不相調、米之津町之儀他

領境ノ宿場、他国ヨリノ使者・輕使往来止宿差支候御

取訳ヲ以、家作料拝借被仰置候残、

一 赤米三百一石三斗八升

右、串木野浜浦先年ヨリ飢拝借返上残、

一 真米百五拾六石五斗六升

右、同所逢火事拝借返上残、

一 真米二拾六石六斗二升五合

右、串木野島平浦前々ヨリ飢拝借返上残、

一 真米七斗三升

右、同所逢火事飢拝借返上残、

一 真赤米七拾六石三斗五升五合

右、串木野町前々ヨリ飢拝借返上残、

一 真米拾石二斗三升

右、同所逢火事飢拝借返上残、

一 真米三拾七石一斗

右、串木野羽島浦前々ヨリ飢拝借返上残、

一錢二百六十二貫四拾八文

右、串木野浦去ル卯年ヨリ巳年マテ水手銀・諸上納銀・

元銀上納利銀不納残、

一真米百八拾五石七斗

右、水引船間島去ル未年火災ニ付、依願拝借被仰付置

候残、

一真米三石一斗四升

右、同所去ル丑年飢拝借返上残、

一銀五百拾五匁

右、同所水手銀並船役銀・川運上銀不納、

一錢拾七貫三百文

右、同所京泊獵師銀・魚運上銀不納、

一真米二拾五石一斗

右、同所森尾町・宮内町飢拝借返上残、

一真米七拾五石七斗五升七合一勺

一赤米八拾四石

右、同所大小路町去ル年火災、大小路町ノ儀ハ 御通

行筋ニテ向田町宿差支候節ハ止宿有之場所ノ故、御取

分ヲ以自力木屋掛等不相調者共へ拝借被仰付候返上残、

一錢拾七貫五百八拾文

右、同所水手銀・船役銀不納、

一銀五拾五匁

右、同所川畑町去ル寅ノ年水手銀不納、

一真米五石四斗七升五合

右、同所大小路町去ル巳年飢拝借返上残、

一真米拾五石九斗五合

右、西方浦前々ヨリ飢拝借返上残、

一真米三拾四石二斗一升四合一勺

一赤米三拾四石三斗六升四合一勺

右、同所去ル丑年逢火事、木屋掛等難調者共へ拝借被

仰付候残、

一真米三百三拾石三斗六升一合

一赤米五石六斗七升二合一勺

右、串良浦前々ヨリ種子米・飢拝借返上残、

一真米六石一斗

右、東郷白浜町飢拝借返上残、

一真米一石八斗五升

右、大根占飢拝借返上残、

一錢百七貫四百四拾九文

右、同所水手銀並船役銀利錢上納残、

一真米千六拾二石八斗二升

一赤米二百五拾石

一錢二千八百四拾一貫文

右、向田前々ヨリ火災ニ付家財等致焼失、御通筋旁

ノ御取訊ヲ以、飢拝借並自力木屋掛等難叶者共へ拝借
被仰付候返上残、

一錢二拾二貫五拾文

右、帖佐松原浦去ル辰年水手銀並巳年船役銀利銀年府

上納残、

一銀五拾五匁

右、同所納屋町去ル巳年水手銀利銀、

一真米拾二石二斗

右、市来郷^(マ)へ赤崎・神之川前々ヨリ飢拝借返上残、

一真米三拾九石四斗四升五合

右、同所港町・唐仁町・崎野前々ヨリ飢拝借返上残、

一錢百二拾六貫六百三拾一文

右、佐多船役銀其外諸上納銀利銀不納、

一錢百九拾六貫六百九拾一文

右、内之浦運上銀・船役銀利銀不納、

合真赤米三千四拾八石七斗六升九匁八才

合粟二拾二石五斗

合錢四千五百一貫百一文

合銀八貫九百九匁七分

此節厚 思召ヲ以、諸郷町・浜・郷士・社人、年貢・
拝借・古未進等年限ヲ以被下切被仰渡、浦々へ申渡候

処、役々御船手へ罷越御礼申出、其段ハ先達テ御届申

上置候、然処右仰渡之別紙拝借銀・未進等株々被相立
候内、浦浜・野町株分ケ相見得不申候、依之宝曆七丑

年ヨリ去巳秋マテノ返上残リ等浦々へ糺方申渡候処、

別紙拾九通之通申出、尤、年貢・古未進・拝借等年限
ヲ以被下切被仰付候付テハ、何々拝借ノ向キ、何々古

未進ハ被下切ト取分ノ儀細々届兼申二付、別紙相添差

上申候間、御取訊有之被下切ノ分、猶又分テ被仰渡度

奉存候、左候ハ、其筋ヲ以猶又申渡引結ヲモ為仕申

度、此段奉得御差図候、何分御沙汰次第奉存候、以上、

午十二月廿日

御船奉行

(三五二六の3)

本文銘々引札ヲ以取調へ、何分早々可被申出候、以上、

午正月十日

御勘定奉行衆

右、被下切ノ株々ニ張紙左之通、

(三五二六の4)

本文

一真米四石九斗一升

秋目

一粟拾二石五斗

同拾石

鹿屋高須浦

一真赤米三百一石三斗八升

申木野浜浦

一同二拾六石六斗二升五合

申木野島平浦

一同七拾六石三斗五升五合

申木野町

一真米三拾七石一斗

申木野羽島浦

一同三石一斗四升

水引船間島

一同二拾五石一斗

水引森尾町

一同五石四斗七升五合

水引大小路町

一同拾五石九斗五合

高城西方浦

一同三百三拾石三斗六升一合

申良

一赤米五石六斗七升二合五勺

申良

一真米六石一斗

東郷白浜町

一真米一石八斗五升

大根占

一真米拾二石八斗貳

市来諸村

一真米三拾九石四斗四升五合

諸村

右、先達テ被下切被仰渡候年限ノ内ニ御座候、

本文相調へ申候処、引札ヲ以申出候株々被下切被仰渡

候年限ニテ、其外火災等付⑨拜借被仰付候株々ハ、当座

拜借方首尾ニテ年々上納方申渡事ニ御座候付、右ノ分

ハ先達テ申出候節モ相除置申候、左候テ、其砌迄ハ下

代御勘定方不相済モ有之、古未進帳仕付方相洩居候付、

諸向ヨリ取調へ申出候、右高トハ違メモ有之候ヘトモ

当座帳面ニ首尾合、年限ヲ以引結方致置候間、此段申

出候、以上、

午正月廿四日

御勘定奉行

右之通申出置候処、申二月六日吉井新太夫御取次ヲ以

張紙通取扱候様被仰渡、諸浦へ申渡候事、

三五二七

一寛保元酉年ヨリ先キ五ヶ年、御船手定船頭・定水手中
火事逢候者トモへ、為御救日州表帖佐与御米大坂御仕
登七米ノ内千石ツ、地他国商買ニ申受被仰付候、

三五二八

一去年ノ儀、凶年ニテ御領国中至テ困窮ノ者トモ多有之
段被 聞召通、秋マテ取付候程合モ如何ト甚以 御心
配被 思召上候付、農人ハ勿論、諸士ニ至リ右体困窮
ノ者へハ御救可被仰付候条、委遂吟味候様被仰渡、

天明三卯六月

三五二九

(例により補)

一去年已来凶年ニ付米穀高直ニ有之、末々之者至而致難
儀之由候付、為救此節相届候琉米之内三町へ売場相建、
横目見分を以払方申付候、直成之儀者当分相場より引
下ケ、琉米立直成を以代錢差替可相払旨被仰渡、

天明三卯六月

三五三〇

一鹿兒島士ニ極貧ノ者又ハ賤業仕居候者、或極老或病者、
無縁ニテ可致介抱便無之及難儀候者有之候由 聞召及
候、依之右体ノ者へハ少ハ御救可被成 思召之訳被
仰出候、此段難有可奉存候、或依科以後御奉公方ニ不
被召仕者モ有之、或依事御救難被仰付訳ノ者可有之、
又ハ右体之者縦申出候テモ難被仰付候間、支配中ニ右
類之者御救被成度存付有之候モ密々書付、聞番宅へ可
有持参候、

宝永五年

御勝手方印

三五三一

一極貧調へノ儀、与方又ハ横目共ヨリ申出、御勝手方ヨ
リ時々被仰付来候処、内々ノ願人余多有之、屹ト申出
候者而已被仰付候儀モ時々不行届方ニ候故、此節ヨリ
極貧調之儀ハ都テ与方へ相付、小与頭細密遂吟味申出
候方相成候、依之横目ヨリ見聞ノ趣ニテ申出候者トモ
モ時々名書与頭方へ相下調方有之筈候、

右之通、御勝手方ヨリ大御目付衆御内談ニテ相究候事、

天明二年寅四月

三五三三

三五三一

一伊集院野町差勞候訳ヲ以、依願地他国角力・芝居、南
林寺大門口ニ於テ興行御免、

宝曆十三未

一諸究士御救方ノ儀ニ付、去丑年已來厚 思召ヲ以御取
扱有之候処、是マテ詮立候廉不相見得、殊當御時節ノ
儀ニモ候間、此已後御救願出候ハ、都テ以前之通人体
無構、六ヶ月ニ米二俵ツ、被下候条、此旨向々へ可申
渡候、

文化六年巳七月

(島津久泰)
将監

三五三三

一西田町 御城下差入ノ町ニテ差勞候御取訳ヲ以、右同

三五三六

断於大門口興行御免、

天明三年卯

寛政四年子十二月

一坊津浦ノ儀、異国津口ニテ唐船間モナク漂着ノ場所故
差勞候間、御取訳ヲ以生蠟三万斤ツ、申受、毎年大坂

但、興行ハ翌年、

三五三四

一琉球凶年ニ付出米ノ内五百石於琉球申受被仰付、代銀
其年中上納被仰付、

年中御払惣廻直成ニテ無運賃七ヶ年ノ願申出、卯十一
月十六日御証文ヲ以御免被仰付、

取次 (久寛)
大野掃部

寛政元酉五月

三五三七

一出水米之津町部当並浦役ヨリ米之津町ノ儀、近年凶作
等打続、脱体勞町相成候付、旅込屋ニ被召建度願申出

候趣有之、願之通一往申付候条、旅込代相当ニ可受取
(川上入致)
旨、久馬殿御付紙ヲ以被仰渡候条、支配中へ不洩様可
被致通達旨御差圖ニテ候、以上、

寛政十二年申九月廿二日 西恰之介

御差控

三五三八

一 今度 御帰国之御礼御献上物ノ内相損候御品有之候段
被 仰渡、御差控之御伺書今日江戸表へ被差出候付、
左之通、

一 御城諸御門、御礼日タリトモ不相開、小門可致通用候、
一 御領國中普請・鳴物令停止候、
一 御領内諸士ハ勿論、足輕其外一身者マテ致月代間敷候、
髭スリ候テモ不苦候、

但、御用ニ付江戸其他国へ差越候面々ハ可致月代
候、

一 神事祭祀ノ儀、旧式タリトモ御懐内ハ可相延候、

一定式外態卜市ヲ立候儀又ハ多人數群集令停止候、
一 火用心猶以可入念候、
右之通、支配中へ可被申渡也、

寛政七年卯九月十三日 御家老座

三五三九

一 此節御差控御窺中ハ御家老御用ノ外不致对客候、依之
諸向ノ儀ハ右ニ準、参会ハ勿論不急儀ハ寄合等モ有之
間敷候、

卯九月 伯耆

三五四〇

一 御差控御伺中、月次御礼日ニハ伺御機嫌可申上候、
右之趣、向々へ可致通達候、
九月 伯耆

右ニ付、御一門以下諸御役人・諸士・与力マテ九月十
四日伺御機嫌有之、

但、席々調諸士・与力ハ御帳付、

一 今度 御帰国之御礼御献上物之内相損候御品有之候段
被仰渡、御差控ノ御伺書今日江戸表へ被差遣候、依之
御一門方並諸大身分其外月次御礼罷出候面々、明十四
日四ツ時登 城、 御三殿様へ伺 御機嫌、於席々相
謁可被申上候、

但、兼テ大奥へ 御機嫌伺被申上、江戸へモ有来通、
御女中方之儀モ同断、追而御使便ヨリ可被申上候、

一 諸士並諸与与力同日四ツ時登 城、御帳ニ相付、伺
御機嫌可申上候、

右之通、表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

寛政七卯九月

(山田有儀)
伯耆

差控慎之次第

一 御城下士以上差控ハ御家老御取扱、郷士以下差控ハ大

目付御首尾、

一 御断申上候儀有之、何分ニモ不被仰渡内慎罷在候者、

一 月代仕間敷候、

一 普請仕間敷候、

一 一家内ニ勤有之者ハ可得差図候、

一 江戸並御国元ニテモ往返ニハ未達 貴間、何分ト被仰

渡候儀延引相成、其内長々引係支有之者ノ儀ハ、勤方

並世間徘徊・月代・普請等時々御家老中へ可得差図候、

一 輕キ儀ニ付御断申上候者、

但、御座勤ノ儀時々頭々へ可得差図候、御役座へ勤

候様ニト差図有之候ハ、可相勤候、尤、何分ト不被

仰渡内ハ慎罷居、脇徘徊仕間敷候、

一 江戸並御国元ニテモ往返ニ付未達 貴間、何分ト被仰

渡候儀延引ニ相成、其内長々引係支有之者ノ儀ハ、勤

方並世間徘徊・月代・普請等時々御家老中へ可得差図

候、

右ハ、此度御船手蔵役人、奉行無下知印之帳面ヲ以御

勘定ニ逢候一卷ニ付、御船奉行中ニモ御断申上置候、

然ハ右体御断申上置候節、慎方ノ儀不分明候故、鎌田

太郎(政直)右衛門殿へ御尋申置候処、右慎方ノ儀ハ先年右之

通被仰渡置タル事ノ由承候故、向後為見合書写記置者也、

享保十九年寅十二月 御船奉行

三五四三

一不調法ノ儀有之候テ、差出候書物ニ御差図次第御断申上度旨相認来候ヘトモ、以来ハ何分ニモ差控ノ儀奉伺候旨可申出候、尤、是マテ御断申儀差控ト唱被召替候間、其通可相心得候、

一御断等申出候節、依事何分申渡迄ノ間相慎罷居候様ニト申渡候儀有之候、是ハ差控罷居候様ニト可申渡候事、右之通被仰付候旨被仰渡、

天明五巳二月 (島津入起) 近江

三五四四

一差控ノ儀申出候節、勤方ノ儀是迄之通得差図候上、不
及遠慮段申渡有之候テモ、差控ト相伺候程ノ事候間、御目通ノ儀ハ何分差図無之内ハ差控ノ様可相心得候、尤、向後 御目通並月次御礼ノ節差控伺置候付、如何

可仕哉ノ旨前以御用人ヘ相付得差図候様、去々巳三月申渡有之、此節 (重巻) 中将様御下向ニ付テハ奥・表御用人

差控伺置候面々ハヲノツカラ其心得有之筈ニテ候ヘトモ、 御着城当日 御目通ヘ罷出候儀遠慮仕、致登

城罷在、御祝儀ハ可申上候、尤、謁ニテ月次御礼等申上候儀ハ是迄之通可相心得候、勿論書役・小役人ノ儀モ差控伺置候分ハ当日 御通筋ニ罷出候儀相控、御祝儀ノ儀ハ可申上候、此旨向々ヘ御目付ヨリ致通達候様可申渡候、

天明七未五月 (二階奉行目) 主計

三五四五

一何ソニテ御断申出置候人、何分ニモ不被仰付内其身ニ付訴訟事申出候儀有之候トモ、自今以後取揚間敷候、右之通、比志島要人ヲ以被仰出候間、奉得其意、向後可有其心得候、以上、

正徳三巳五月七日 肝付主殿 (兼柄)

三五四六

一 御小姓与ノ内ヨリ書役・小役人相勤、其勤内不念等有之、退役以後差控相伺候節、御小姓与番頭へ相付申出候モ有之候へトモ、向後ハ右差控書モ御小姓与番頭へ入内見、勤内ノ支配へ可差出候、別勤ニ相成候以後同断ノ節ハ、右ノ振合ニテ其節々頭人へ書物入内見可申候、尤、御小姓与外ノ儀モ前文ノ趣ニ可相心得候、此旨可承向々へ可申渡候、

寛政七年卯十二月

(市田教國)
勘解由

三五四七

一 水引京泊浦役福山喜十郎

右同郷士年寄山崎佐左衛門

右ハ、久見崎助太郎事、御統米積船水手ニテ差越候節無手形品者積入居候付、糺方申渡候処、助五郎卜名前書違差出、其通ニテ科錢申付候、右ニ付テハ不念ノ旨差控相伺候へトモ不及御咎目候、向後可念入候、右可申渡候、

八月

典膳

取次
日高次左衛門

三五四八

一 郷士年寄ヲ初、所役々・無役ノ郷士・私領持役人・足輕・御中間・御小者其外諸座付輕者共又ハ家来・下人・町・浜・寺門前・百姓其外凡下ハ、何ソニ付差控申出候節ハ直ニ御側・表・御勝手方御用人向々へ頭披露ニテ、以來ハ直ニ其書物大目付へ可差出候ニ付、右御用人へ可申渡候、

寛政十年午九月

(伊勢貞矩)
播磨
(高橋權央)
縫殿

島津家歴代制度卷之四拾七

天明
寛政

進上物

拝領物

御機嫌伺

御祝儀事振合

進上物之次第

三五四九

(三五五〇号行間朱書)

一 太守様ヨリ (重豪御室、吉宣実母) 於千万様へハ何被進上申、 於千万様ヨ

リハ御進上下可申候、 御子様・御内証様ハ御互ニ被

進下可申候、 中將様・(重豪) 真合院様ハ是迄ノ通被 仰出

候旨、申来候段被仰渡、

天明八申七月二日

三五五〇

(重豪) 太守様へ御一門方ヨリ進上物仕向、左之通、

一年頭御太刀進上、御在府・御在国トモ有来通、

一若菜ニ付進上物、使者ヲ以被差上、表坊主ヨリ御目付

へ相通、御目付ヨリ奏者番へ相達、雉子ノ間へ奏者番

出席ノ上使者罷出、目錄相渡候節可遂披露旨申聞候儀

トモ暑寒之通、

一上巳・端午・七夕・重陽進上物、若菜之通、

一御生身魂進上物、前条同断、

一八朔御太刀進上有来通、

一歳暮進上物、上巳ノ振合、

一御着城・御発駕ニ付進上物、登 城有無共ニ使者ヲ以

進上、於鳴子之口御側役ニ謁、

一問ノ被差上物、都テ前条同断、

御同人様へ御一門方奥方ヨリ進上ノ仕向、左之通、

一年頭・暑寒・歳暮並 御発駕・御着城ノ節、参上有無

トモニ大奥通番所マテ使者ヲ以進上、御広敷御用人ニ

謁、

(齊意)
侍從様へ御一門方ヨリ進上ノ仕向、左之通、

一年頭御太刀進上有來通、

一八朔使者ヲ以御太刀進上、雉子之間へ奏者番出席、納

太刀、

一暑寒・歳暮進上ノ儀、 太守様御方ノ通、

御同人様へ御一門方奥方ヨリ進上物ノ仕向、左之通、

一年頭進上物、 太守様御在府ノ節ノ御振合ニ可応、

太守様へ島津左衛門並同格ノ面々ヨリ進上物仕向、左之通、

一年頭御太刀進上、 御在府・御在国トモ有來通、

一上巳・端午・七夕・重陽・歳暮進上物、暑寒之通、

一八朔御太刀進上はマテノ通、

一間之進上物、以使者差上、於鳴子之口御側役ニ謁、

御同人様へ左衛門・図書・筑後妻ヨリ進上ノ仕向、左之通、

一年頭・暑寒・歳暮進上物、大奥通番所マテ使者ヲ以差

上、御広敷御用人ニ謁、

但、参上有之分モ同斷、

侍從様へ左衛門並同格ノ面々ヨリ進上ノ仕向、左之通、

一年頭御太刀進上有來通、

一八朔御太刀進上、御一門方同様有來通、

一暑寒・歳暮、 太守様御方之通、

御同人様へ左衛門・図書・筑後妻ヨリ進上物之仕向、左之通、

一年頭進上物、 太守様御在府之節ノ御振合可応、

一御一門方隠居・部屋栖・年頭、御太刀進上有來通、歳

暮其外進上物、家督方之通、

一澄清院・清光院ヨリ、年頭其外進上物、女使又ハ文ヲ

以可差上候、

但、女使・文ハ仕來之通、

一暑寒・初雪進上物仕向ノ儀、先達テ被仰付置候通
右之通、已來被相定候、

天明六年十二月

三五五

一年頭御着代金二百疋ツ、御櫓代金三百疋ツ、

暑氣真桑瓜一折ツ、寒中御着一折ツ、

歳暮御着代金三百疋ツ、

右、若狭殿・兵庫殿・越後殿

一年頭御着代金三百疋ツ、

右之奥方

一年頭御着代金三百疋ツ、歳暮御着代金二百疋ツ、

右、静山殿・玄蕃殿

一年頭御着代金三百疋ツ、暑氣素麵一折ツ、

寒中御着一折ツ、歳暮御着代金二百疋ツ、

但、左衛門儀ハ三百疋、

右、左衛門・美濃・図書・筑後

一年頭御着代金二百疋ツ、

左衛門・美濃・図書・筑後妻

一年頭御着代金二百疋 御櫓代金三百疋

右、御家老・若年寄・大目付・一所持・一所持格相中

一暑寒ニ付進上物、於御当地目録ヲ以進上、御品ハ其時

節ニイタリ於江戸御取替調進上被 仰付候、

右、御内証様へ

一於千万様へ(重豪御室、弁宣実母)モ都テ右同様被相定候、

一暑氣素麵一折ツ、寒中枝柿・蕷之間一種ツ、

歳暮御着代金二百疋ツ、

右、若狭殿・兵庫殿・越後殿奥方

一年頭・歳暮御着代金二百疋

澄清院・清光院

一暑氣素麵一折ツ、寒中蜜柑・九年母ノ間一種ツ、

歳暮御着代金百疋ツ、

右、左衛門・図書・筑後妻

右之通、於千万様御当地へ被成御座候訳ヲ以進上被

仰付候、江戸へ被成御座候へハ不及其儀候、

但、御内証様ニモ御当地へ被成御座候へハ右之通進

上被仰付候、

一年頭御太刀一腰ツ、御馬代銀一枚ツ、

但、御在府・御在国共、

一正月七日若菜ノ御祝儀、鮮鯛一折ツ、

但、御在国ノ節計、

一上巳・端午御着代金三百疋ツ、

但、右同断、

一 暑気素麵一折ツ、 同真桑瓜一折ツ、

但、素麵ハ御在国ノ節、瓜ハ御在府ノ節、

一 七夕御肴代金三百疋ツ、

但、御在国ノ節計、

一 御生身魂ノ御祝儀、鯖代銀一枚ツ、

但、右同断、

一 八朔御太刀一腰ツ、 御馬代銀一枚ツ、

但、御在府・御在国共、

一 重陽御肴代金三百疋ツ、

但、御在国ノ節計、

一 寒中鴨・御肴之間一種ツ、

但、御在国ノ節、

一 同御肴一折ツ、

但、御在府ノ節、

一 歳暮干鯛一箱ツ、

但、御在府・御在国共、

一 御礼

一 御肴一折ツ、

但、御当地御発駕前、

一 御肴一折ツ、

一 御干菓子一種ツ、

但、御当地御発駕ノ節、

一 御肴一折ツ、

一 御樽一荷ツ、

但、御着城之節、

一 年内初雪干肴類一種ツ、

但、前年雪無之、春二相成雪降候テモ本行ノ品進上、

尤、御在国ノ節計、

右、若狭殿・兵庫殿・越後殿

一 年頭干鯛一箱ツ、

但、御在府・御在国共、

一 暑気素麵一折ツ、

但、御在国ノ節計、

一 寒中御肴類一種ツ、

但、右同断、

一 歳暮干鯛一箱ツ、

但、御在府・御在国共、

一御肴一折ツ、

御当地御発駕前並御着城ノ節々

右、^(重考)太守様へ若狭殿・兵庫殿・越後殿奥方

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一真桑瓜一折ツ、

一八朔御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一寒中御肴一折ツ、

一歳暮干鯛一箱ツ、

若狭殿・兵庫殿・越後殿

一年頭干鯛一箱ツ、

若狭殿・兵庫殿・越後殿奥方

右、^(宥意)侍従様へ

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

御在府・御在国共

一上巳・端午御肴代金二百疋ツ、

但、御在国ノ節計、

但、左衛門儀ハ三百疋ツ、

一暑気素麵一折ツ、

御在国・御在府共

一七夕御肴代金二百疋ツ、

但、左衛門儀ハ三百疋ツ、

一八朔御太刀一腰ツ、御馬代銀一枚ツ、

御在府・御在国共

一重陽御肴代金二百疋ツ、

但、左衛門儀ハ三百疋、

一寒中御肴・鴨ノ間一種ツ、

御在国ノ節

一同御肴一折ツ、

御在府ノ節

一歳暮干鯛一箱ツ、

御在府・御在国共

左衛門・美濃・凶書

一年頭干鯛一箱ツ、

御在府・御在国共

一暑気素麵一折ツ、

御在国ノ節計

一寒中御肴一折ツ、

一歳暮干鯛一箱ツ、

但、同断、

左衛門・凶書妻

右、 太守様へ

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一暑気素麵一折ツ、

一八朔御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一寒中御肴一折ツ、

一歳暮干鯛一箱ツ、

左衛門・美濃・凶書

一年頭干鯛一箱ツ、

右之妻

右、 侍従様へ

一年頭御太刀一腰

一御馬代銀一枚

御在府・御在国共

一上巳・端午御肴代金二百疋ツ、

御在国之節計

一暑気素麵一折

一御肴一折

御在国之節計

一同素麵一折

御在国之節

一七夕御肴代金二百疋

御在国之節計

一八朔御太刀一腰

一御馬代銀一枚

御在府・御在国共

一重陽御肴代金二百疋

御在国之節計

一寒中鴨

一御樽一荷

御在国之節

一同御肴一折

御在府之節

一歲暮干鯛一箱

御在府・御在国共

島津筑後

一年頭干鯛一箱

御在府・御在国共

一暑氣素麵一折

御在国之節計

一寒中御肴一折

一歲暮干鯛一箱

右同断、

右之妻

右、太守様へ

一年頭御太刀一腰

一御馬代銀一枚

一暑氣素麵一折

一寒中御肴一折

一八朔御太刀一腰

一御馬代銀一枚

一歲暮干鯛一箱

島津筑後

一年頭干鯛一箱

右之妻

右、侍従様へ

一春之伺御機嫌

一夏中間之進上

一秋之伺御機嫌

一冬中間之進上

若狹殿・兵庫殿・越後殿・左衛門・美濃・凶書・筑後

右之通、太守様御在国之節、間之伺御機嫌進上物被

仰付候間、御一門方ハ在所ノ産物於其向々見合三種ツ

、左衛門其外ハ二種進上被仰付候、

一暑寒付テノ進上物、於御当地目錄ヲ以進上、御品ハ其

時節ニ至リ於江戸御取替調ヲ以進上被仰付候、

右之通、已来進上物被相定候、

天明六年十二月

三五五二(の1)

左衛門・図書・筑後妻

一年頭御着代金二百疋ツ、

一年頭御着代金二百疋

一御樽代金三百疋ツ、

一御樽代金三百疋

一暑氣真桑瓜一折ツ、

御家老・若年寄・大目付・一所持・一所持格相中

一寒中御着一折ツ、

一暑寒付テノ進上物、於御当地目録ヲ以進上、御品ハ其

一歳暮御着代金三百疋ツ、

時節ニ至リ於江戸御取替調進上

若狭殿・兵庫殿・越後殿

右之通、已来 御前様へノ進上物被相定候、

一年頭御着代金三百疋ツ、

一年頭御太刀一腰ツ、

右之奥方

一御馬代銀一枚ツ、

一同御着代金三百疋ツ、

御在府・御在国共

一歳暮御着代金三百疋ツ、

一歳暮御着一折ツ、

静山殿・玄蕃殿

御在国之節

一同御着代金三百疋ツ、

一歳暮御着代金二百疋ツ、

一暑氣素麵一折ツ、

御在府之節

一寒中御着一折

一御着一折ツ、

一歳暮御着代金二百疋ツ、

御当地御発駕之節

但、左衛門儀ハ三百疋、

一御着一折ツ、

左衛門・美濃・図書・筑後

御着城之節

一年頭御着代金二百疋ツ、

静山殿・玄蕃殿

右、 太守様へ

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一歳暮御肴代金二百疋ツ、

静山殿・玄蕃殿

右、 侍従様へ

一年頭・歳暮御肴一折ツ、

但、御留守ノ節ハ御肴代金二百疋ツ、

一御肴一折ツ、

御当地御発駕ノ節

一御肴一折ツ、

御着城之節

澄清院・清光院

一清光院・貞寿院相中ヨリ初雪ニ付仕来之進上物、文ヲ

以內証ヨリ可差上候、

但、御在国之節計、

右、 太守様へ

一年頭御肴代金二百疋ツ、

澄清院・清光院

右、 侍従様へ

一暑氣素麵一折

一寒中雁・鴨ノ間一番

種子島左内

右之通、御内々進上仕来候へトモ、右品 御両殿様御

在府ノ節計表向進上被仰付候、且從御内証差上来候フ

クタメ、向後ハ外ニ何ソ一種相添、都合二種是迄ノ通

進上被仰付候、

一温飩二十船

初雪ノ節

一素麵一折 暑氣中

一鴨 寒中

御家老・若年寄・大目付相中

一御干肴類一種
初雪ノ節

御側御用人・御側役・御側役格相中

右之通、進上被仰付候、

天明六年午十二月

〔行間朱書〕
張紙

本文 御両殿様トモニ御在府ノ節ハ、詰合ノ分於江

戸進上、御在国ノ節ハ、御当地へ在合ノ分爰元ニテ

進上被仰付候、

(三五五二の2)

称林院・貞寿院

右ハ、此節 御両殿様其外様へ御一門方内其外ヨリ年中進上物被相定候、依之右両人ヨリ 太守様へハ表向進上物外被仰付差上来候分、御内証ヨリ御在国ノ節計文ヲ以可差上候、尤、澄清院・清光院ヨリ女使差上候節ハ右序ニ差上、其外様へモ是マテ仕来ノ分ハ勝手次第被仰付候、

天明六年午十二月

三五五三

一御一門方、元服・家督並右体臨時屹立候節、 御前様へ御礼被差上物等有之節ハ、於雉子之間御側御用人へ使者可謁候、年頭其外年中定式進上物有之節ハ、於通番所御広敷御用人へ使者可謁候、月次等ノ節ハ一通ノ儀ハ有来通御広敷番ノ頭取次可申候、諸向使者右ノ振合可準、

但、江戸表ニテハ御側御用人ハ伺公ノ間ニテ可謁、

御広敷ニテハ御使者ノ間ニテ引受可申候、

一御内証様へモ御礼進上物等ノ儀ハ右之通可有之候、

(重豪御室 斎宣実母) 於千万様御方モ都テ御広敷向ニテ引受可申、 御内証

様モ其通可有之候、

(鎌倉女、菊姫)重豪女、淨信院(重豪女、佐土原島淨忠持母) 一真合院様・敬姫様・明姫様へハ表向御礼進上物ニ不及

候、向後 御姫様方 御二男様等ハ此趣ニ可相心得候、

但、御内証差上来候分ハ其通可有之候、

(鎌倉御室 重年実母) 一嶺松院様へ進上物はマテノ通、

右之通、已来被相定候、

天明六年午十二月

但、同七年未七月被相下候、

三五五四

一巻物二宛

一二種宛

澄光院殿・玉仙院殿・心鏡院殿

一御太刀・銀馬代一枚

一三種二荷

島津左衛門

一 御太刀・銀馬代一枚

一 三種二荷ツ、

美濃・凶書・筑後・出雲

一 御太刀・銀馬代一枚

一 一種三百疋

島津出雲

一 二種三百疋ツ、

左衛門・凶書・筑後妻

右、 太守様へ

一 一種三百疋ツ、

左衛門・美濃・凶書・筑後

一 一種ツ、

左衛門・凶書・筑後妻

右、 御内証様へ

右、御隠居・御家督ニ付進上

一年頭御肴代金二百疋ツ、

澄光院殿・玉仙院殿・心鏡院殿

右之通、 御前様へ已来進上被相定、進上物仕向ノ儀

ハ御一門奥方ノ振合可有之旨被仰渡、

天明七年未七月

三五五五

一 御肴一折ツ、

御当地 御発駕並御着城ノ節々

右、御三方

右、^(弁重)太守様へ

一年頭・歳暮干鯛一箱ツ、

御当地へ被遊御座候節モ同断

一 御肴一折ツ、

御下向ノ節ハ御着城ノ折進上

右、^(重孝)中将様へ

一年頭御肴代金二百疋ツ、

右、御三方

右、御内証様へ

一年頭・歳暮御肴代金二百疋ツ、

右、御三方

但、歳暮ノ儀、御当地へ被成御座候訳ヲ以進上、

御内証様ニモ御国元へ被成御座候へハ同断進上被仰

付候、

右、(重豪御室、齊宣美母)
於千萬様へ

右之通、已来進上被仰付、進上物仕向ノ儀ハ御一門方

奥方ノ振合可有之旨被仰渡、

天明七年未七月

三五五六

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

但、御当地へ被成御座候節モ同断、

一正月七日若菜ノ御祝儀、鮮鯛一折ツ、

但、右同断ノ節計進上、

一暑氣真桑瓜一折ツ、

但、右同断ノ節ハ素麵一折進上、

一御生身魂ノ御祝儀、鯖代銀一枚ツ、

但、右同断ノ節計進上、

(行間朱書)
引札

此節御当地御発駕前並御発駕ニ付、進上有之分ハ別

段被仰付、向後トテモ御下向ノ節、其節々申渡可有

之候、以上、

一八朔御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

但、右同断ノ節モ同様進上、

一寒中御肴一折ツ、

但、右同断ノ節ハ鴨・御肴之間一種ツ、

一歳暮干鯛一箱ツ、

但、右同断ノ節モ同様進上、

一御肴一折ツ、

一御樽一荷ツ、

御下向ノ節ハ御着城ノ折進上

一年頭・初雪干肴類一種ツ、

但、御当地へ被遊御座候節計進上、尤、前年雪無之、

春ニ相成雪降候テモ本行ノ品進上、

若狭殿・兵庫殿・備前殿

一年頭干鯛一箱ツ、

但、御当地へ被遊御座候節モ同断、

一暑氣素麵一折ツ、

但、御当地へ被成御座候節計進上、

一寒中枝柿・蜜柑・九年母ノ間一種ツ、

但、同断、

一歳暮干鯛一箱ツ、

但、御当地へ被遊御座候節モ同断、

一御肴一折ツ、

但、御下向ノ節ハ 御着城ノ折進上、

若狭殿・兵庫殿・備前殿奥方

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

但、御当地へ被遊御座候節モ同断、

一暑気素麵一折ツ、

但、右同断、

一八朔御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

但、右同断、

一寒中御肴一折ツ、

但、御当地へ被遊御座候節ハ鴨・御肴之間一種、

一歳暮干鯛一箱ツ、

但、右同断ノ節モ同様進上、

左衛門・美濃・図書

一年頭干鯛一箱ツ、

但、御当地へ被遊御座候節モ同様進上、

一暑気素麵一折ツ、

但、御当地へ被遊御座候節計、

一寒中枝柿・蜜柑・九年母ノ間一種ツ、

但、右同断、

一歳暮干鯛一箱ツ、

但、右同断、

左衛門・図書妻

一年頭御太刀一腰

一御馬代銀一枚

但、御当地へ被遊御座候節モ同断、

一暑気素麵一折

但、右同断、

一八朔御太刀一腰

一御馬代銀一枚

但、右同断、

一寒中御肴一折

但、御当地へ被遊御座候節ハ鴨・御肴ノ間一種、

一歳暮干鯛一箱

但、御当地へ被遊御座候節モ同断、

鳥津筑後

一年頭干鯛一箱

但、御当地へ被遊御座候節モ同様進上、

一暑気素麵一折

但、御当地へ被遊御座候節計、

一寒中枝柿・蜜柑・九年母ノ間一種

但、右同断、

一歳暮干鯛一箱

但、右同断、

右同人妻

一年頭御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

但、御当地へ被遊御座候節モ同断、

一歳暮御肴代金二百疋ツ、

但、右同断ノ節ハ御肴一折ツ、

一御肴一折

但、御下向ノ節ハ 御着城ノ折進上、

静山殿・玄蕃殿

一年頭・歳暮御肴代金二百疋ツ、

但、御当地へ被遊御座候節ハ御肴一折ツ、

一御肴一折ツ、

但、御下向ノ節ハ 御着城ノ折進上、

澄清院・清光院

一春之伺御機嫌進上物

一夏中間ノ進上物

一秋之伺御機嫌進上物

一冬中間ノ進上物

若狭殿・兵庫殿・備前殿・左衛門・美濃・図書・筑後

右之通、御当地へ被遊御座候節ハ、御一門方ハ在所ノ

産物於其向々見合二種ツ、左衛門其外ハ一種ツ、進

上、

右ハ、^(重巻)中将様へ年中進上物、 御部屋栖様へ差上候

振合ニ被仰付候旨申渡置候へトモ、已来右之通進上被

仰付候条、進上向^(弁意) 太守様御方ノ振合ニ可応候、尤、

使者於鳴子之口御側役ニ謁候程ノ儀ハ御付可謁御側役候、此旨向々へ相達、可承向へモ可申渡候、

天明七未七月

三五五七

一御一門方ヲ始其外年中進上物並進上ノ仕向、別紙九通則前文之通、中將様御家督内被仰出置、今般御隱居・御家督ニ付テハ、中將様へノ進上物、御部屋(重兼御室、重平実母)栖様へ差上候振合ニ被仰付候、御内証様・嶺松院様・(重兼御室、重平実母)於千万様へハ、進上物等先別紙仰出之通被仰付置候条、此旨向々へ相達、可承御役々へモ可申渡候、

天明七未六月

三五五八

一御一門已下寄合並已上、元服・家督・繼目・養子成等並初テ之御目見、且御役・地頭職ノ御礼申上候節、已来中將様へモ御部屋栖様へ被仰付来候通御礼・進上物被仰付候段被仰渡、

天明七未八月

三五五九

一春之伺御機嫌進上物

一夏中間ノ進上物

一秋之伺御機嫌進上物

一冬中間ノ進上物

若狭殿・兵庫殿・備前殿・左衛門・美濃・図書・筑後右、御両殿様へ御在国ノ節計進上被仰付置候へトモ、已来御在府・御在国トモ進上被仰付候、

一春夏秋冬右同断

右同人方

御前様へ

右、御在府・御在国トモ御一門方ハ在所ノ産二種ツ

、左衛門其外ハ一種ツ、進上被仰付候、

一春之伺御機嫌進上物

一秋之伺御機嫌進上物

御隱居様ノ御前様へ右同断、在所ノ産一種ツ、進上被仰付候、

右之通被相定候条、此旨向々へ可相達候、左候テ、於御当地差上候在所ノ品、不損分ハ船便ヨリ江戸表へ相

廻シ、其外ハ御扨ニテ料物ヲ以江戸へ差上候様、向々
へ可申渡候、

天明七年未九月

三五六〇

一御一門方ヨリ年中 太守様へ進上物時節等、左之通、
(齊宣)

一年頭ノ御祝儀、御太刀進上有来通、

一若菜ノ御祝儀進上物正月、七日

一上巳・端午・七夕・重陽御祝儀進上物節句、當日

一御生身魂御祝儀進上物七月、九日

一八朔御祝儀、御太刀進上物有来通、

一歳暮御祝儀進上物十二月、廿七日

一初雪付進上物、

右、前広伺ニ不及進上、

一春之御機嫌伺進上物二月末、三月初

一夏之伺御機嫌進上物小暑、前

一暑氣伺御機嫌進上物土用人候テ、六日

一暑寒伺御機嫌ノ儀、土用・大寒入被仰付候旨、亥六月

被仰渡候、

一秋之伺御機嫌進上物八月末九月、初ノ間

一冬ノ伺御機嫌進上物小寒、前

一寒中伺御機嫌進上物大寒入候テ、六日ヨリ内

一御当地 御発駕前 御発駕 御着城ノ節進上物、

右、進上物被差上候節ハ前日月番御家老へ伺之上進上、

一御一門方奥方ヨリノ進上物仕向、右ニ準可被差上候、

一中将様・御一門方夫婦ヨリ進上物仕向、 太守様御方

同様、

一御内証様・於千万様へ御一門方夫婦ヨリ進上物、前条

之振合、

一島津静山殿・島津玄蕃殿・澄清院・清光院・御女中方

ヨリ進上物モ前条之振合、

一左衛門・美濃・図書・筑後夫婦ヨリ年中進上物仕向ノ

儀モ、都テ前条之振合可有之候、

一種子島左内暑氣ニ付テノ進上物仕向、右同断、

右之通、已来無間違様可相心得旨向々へ相達、可承向

へモ可申渡候、

天明七年未十一月廿八日

(兼別表箱)
大炊

三五六一

一御在国ノ節、鮮鯛一折ツ、白木台

御一門方

一御樽一荷ツ、白木

同出生ノ御男子方

一御在府ノ節、御肴代金三百疋ツ、

一御樽代五百疋ツ、

一御在国ノ節、鮮鯛一折ツ、白木台

御一門方内

一御在府ノ節、御肴代三百疋ツ、

御両殿・御前様へ

一御在国ノ節、鮮鯛一折ツ、

御一門方

一御在府ノ節、御肴代三百疋ツ、

同出生之御男子方

一御在国ノ節、御肴一折ツ、

御一門方

一御在府ノ節、御肴代二百疋ツ、

御内証様・於千万様へ

一御両殿様へ進上ノ分ハ於鳴子口御側役へ使者謁、大奥

ノ分ハ於通番所御広敷御用人へ謁、

右ハ、御一門方御嫡子誕生、七夜祝ノ節、向後右之通

進上可有之候、尤、御女子・御二男已下等ハ御品ノ儀

於向々見合、從御内証大奥へ向ケ文ヲ以被差上候様被

仰付候条、此旨向々へ相達、可承御役々へモ可申渡候、

天明七未四月三日

(喜入久福)
安房

三五六一

太守様御元服御祝儀ニ付進上物御一門方
進上物可札

一巻物二宛

一一種ツ、

澄光院殿・玉仙院殿・心鏡院殿

一御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一一種五百疋

左衛門

一御太刀一腰ツ、

一御馬代銀一枚ツ、

一 一種三百疋ツ、

美濃・図書・筑後

一 御太刀一腰ツ、

一 御馬代銀一枚ツ、

一 一種三百疋ツ、

左衛門・^{⑧出書}図書・筑後妻

一 御太刀一腰ツ、

一 御馬代銀一枚ツ、

御国元御家老・若年寄・大目付銘々ヨリ

一 二種一荷代銀三枚ツ、

右同無役大身分・寄合並以下

一 一種三百疋ツ、

御国元大身分・寄合並以上嫡子、無役ニテ月次御礼罷

出候面々ヨリ

一 二種一荷代銀二枚ツ、

御国元大番頭・寺社奉行・御勘定奉行・御小姓与番頭・

当番頭相中

一 二種一荷代銀一枚ツ、

右同御側御用人已下奥向諸御役人相中

一 三種二荷代銀五枚ツ、

右同御用人已下表諸御役人相中

右之通、 太守様御元服為御祝儀江戸へ惣代小番二階

堂千太夫被差越、御物御取替ヲ以、未二月廿八日 御

両殿様へ進上相済候段被仰渡、

天明七年未四月

三五六三

太守様侍從御任官御祝儀ニ付進上物御一門方進上物追テ可礼

一 御肴代二百疋ツ、 太守様へ

一 御祝詞一通 中將様へ

右、澄光院殿・玉仙院殿・心鏡院殿

一 御肴代三百疋ツ、 太守様へ

一 御祝詞一通 中將様へ

右、左衛門・美濃・図書・筑後

一 御肴代二百疋ツ、 太守様へ

一 御祝詞一通 中將様へ

右、左衛門・図書・筑後妻

一 三種二荷代銀五枚 太守様へ

一 御祝詞一通 中将様へ

右、御当地御家老・若年寄・大目付・大番頭已下当番頭迄、大身分・寄合並、右以上嫡子無役ニテ月次御礼罷出候面々相中

一二種一荷代銀三枚 太守様へ

一 御祝詞一通 中将様へ

右、奥・表御用人以下御役人相中

右、太守様御任官ニ付御祝儀惣代新番武清太来月九日中急ニテ被差立、江戸ニテ御取替ヲ以進上被仰付候旨被仰渡、

天明七年未四月

三五六四

(三五六三号行間朱書)

寛政二年十一月、中将御任官ニ付御祝詞ノ惣代小番木脇六右衛門被差立候、進上物同断ニ付不別録、

三五六五

中将様御隠居 太守様御家督御祝儀ニ付進上物御一門方可札

一 御太刀・銀馬代一枚ツ、

一二種一荷ツ、

御当地御家老・若年寄・大目付銘々ヨリ

一二種一荷代銀五枚

御当地無役大身分・寄合並相中

但、右ノ内家ニ付年頭御太刀・馬代進上仕来候面々八年首之通、其外右之通進上被仰付候、

一二種五百疋

御当地大身分・寄合並以上嫡子、無役ニテ月次御礼罷出候面々相中

一 御太刀・銀馬代一枚ツ、

右同大番頭・寺社奉行・御勘定奉行・御小姓与番頭・

当番頭銘々ヨリ

一二種一荷代銀三枚

右同御側御用人已下奥諸御役人相中

右之内、地頭職被仰付置候面々ハ御太刀・銀馬代一枚

ツ、銘々進上被仰付、地頭無之面々ハ右之通進上被仰付候、

一三種三荷代銀十枚

右同御用人已下表諸御役人相中

右書同断

右、太守様へ

一二種三百疋ツ、

右同御家老・若年寄・大目付銘々ヨリ

一二種一荷代銀三枚

右同無役大身分・寄合並相中

一二種三百疋

右同大身分・寄合並以上嫡子、無役ニテ月次御礼罷出

面々相中

一二種一荷代銀三枚

右同大番頭・寺社奉行・御勘定奉行・御小姓与番頭・

当番頭相中

一二種一荷代銀二枚

右同御側御用人已下奥諸御役人相中

一二種二荷代銀五枚

右同御用人已下表諸御役人相中

右、中將様へ

一一種二百疋ツ、

右同御家老・若年寄・大目付銘々ヨリ

一二種千疋

御側御用人・右同格・御側役・右同格相中

右、御内証様へ

右之通、此節 御隠居・御家督御祝儀二付、惣代新番

東郷長右衛門江戸へ被差越進上有之、

未六月

三五六六

若殿様 御目見ニ付進上物

一千鯛一箱ツ、

一御肴代三百疋ツ、

若狭殿・兵庫殿・越後殿

一御肴代三百疋

静山殿

一御肴代二百疋ツ、

澄光院殿・玉仙院殿・心鏡院殿

若狭殿・兵庫殿・越後殿内

一同三百疋ツ、

左衛門・美濃・図書・筑後

一同二百疋ツ、

左衛門・圖書・筑後妻

一二種一荷代銀三枚ツ、

御家老・若年寄・大目付・大身分・寄合並相中

一三種二荷代銀五枚ツ、

御用人已下諸士相中

右之通、若殿様 御目見被為濟候為御祝詞、御物御

取替ヲ以、七月廿八日於江戶 御両殿様へ進上被仰付

候段申来、

天明六年午十一月十四日

(島津久健)
仲

三五六七

太守様御晴厄御結願ニ付進上物

一御肴代金子百疋ツ、

御一門方ヨリ御家老マテ

一御肴代銀二両ツ、

御側詰・若年寄・大目付・大目付格迄

一御肴代銀三匁ツ、

大御番頭・寺社奉行・御勘定奉行・組頭・御番頭詰衆・

無役ノ一所持・一所持格・寄合・御側御用人・御用人・

町奉行・御側役・御側役格・寄合並迄

一御肴代青銅二十疋ツ、

龜山長太夫・山田八郎右衛門

一御肴代青銅十疋ツ、

御留守居ヨリ御右筆頭迄

一御肴代青銅三百疋ツ、

六組諸士一組ヨリ

一御肴代青銅百疋

与力相中

一御肴代青銅百疋ツ、

諸郷郷士相中一郷ヨリ

一御肴代青銅百疋ツ、

御兵具方同心相中一支配ヨリ

一御肴代青銅六百疋

御広敷同心・御納戸御小人・御厩御口ノ者マテ、御兵

具方一列、上・下・西田町町人相中ヨリ

右之通、御物御取替ヲ以、御肴進上ニテ御礼並目錄相

添被差上候様被仰渡候、

天明六年午四月

三五六八(の1)

元文二年巳五月

一 御役ノ御札

一 地頭職之御札

一 元服

一 初テノ御目見

一 家督

一 継目

一 嫡子成

一 養子成

一 分地

一 別立

右、御札之節進上之御馬代銀、万石已上ハ家々ノ仕付

ノ通、銀三枚・二枚・一枚、万石已下一所持・一所持

格・寄合・寄合並ハ馬代銀ハ一枚、青銅ハ百疋、

一元服人ノ親ヨリ進上ノ御馬代銀一枚、

一小番・大番之内ニ二種一荷進上致来候人ハ御馬代銀一枚、

一 此已後一種一荷進上被仰付家筋候ハ、馬代銀一枚、

一小番・大番之内御太刀迄ヲ進上ノ人、銀馬代上来候テ

モ其由緒不慥成候ハ、可為青銅馬代候、

一 弓進上已前之通現弓可為進上候、御兵具所御借物ニテ

進上ノ儀モ勝手次第候、

右、代銀九匁可相納候、

一 中紙進上ノ諸士、中紙三束代三匁可相納候、

一 歳暮・年頭並何ソニ付御着代御目録進上ノ節ハ、青銅

可為十疋候、依訳御着代青銅百疋又ハ五十疋可差上ト

存候者ハ可為勝手次第候、

一 一束一本進上ノ諸寺院、入院・官成等屹立候御札事ノ

節ハ自分調、例年相定候進上ノ節ハ寺社奉行所御借物、

右、代銀五匁可相納候、

一 中紙進上ノ諸寺院、屹立候御札ノ節ハ中紙三束代銀三

匁可相納候、例年相定候進上ノ節ハ中紙代一匁可相納

候、

一 又三郎様へ進上物仕程ノ儀ハ品物員数共ニ 太守様御

同様代銀上納可仕候、

一 御領内 御通路ノ節、地頭ヨリ進上之御馬代百疋、

一元服・家督・継目等屹立候御礼事之内、享保十六年已

前祝物遣来候御役々へハ祝物可有之候、玄蕃殿並御家

老中へハ太刀・馬代青銅百疋ツ、若年寄・大目付へ

ハ銀二両又ハ一両、

一門首ノ寺院、官成等屹卜立候御礼事ノ節ハ、右役々其

外祝物遣来候御役々へハ已前之通祝物可有之候、

一諸人互ノ祝物、依事ハ割合不及致取替候儀可為勝手候、

尤、不屹立祝物等ハ諸事軽ク可致贈答候、

一銀六十五匁 三種二荷代

一同四十三匁 二種一荷代

右、現進上有之筭ヲ代銀ニテ相納候節、

一銀拾六匁 三種二荷代

一同十一匁 二種一荷代

一同八匁 一種一荷代

右、代銀上納ノ節、

一銀二枚 折十二合 御樽五荷代

一同一枚 折六合 御樽三荷代

一同二十二匁 折三合 御樽二荷代

一同六匁 手樽一荷代

一同三匁一分 御肴一折代

右、現ニテ進上有之筭ヲ代銀上納之節、

一同二十二匁 折十二合 御樽五荷

一同十一匁 折六合 御樽三荷代

一同六匁 折三合 御樽二荷代

一同二匁 手樽一荷 御肴一折代

右、代銀ニテ上納ノ節、

但、三種二荷・二種一荷ノ樽台、錫・干鯛・昆布等、

並中紙受之借物代ハ有来通、

一同九匁

右、一束一本自分調ニテ進上有之筭ヲ代銀ニテ進上ノ

節、

一年頭

一八朔

右、進上有来通、

一例年諸士

御膳進上ニハ二種一荷進上、重立候御祝儀ノ節ハ三種

二荷進上、其外何ソニ付進上ノ節ハ右進上物ノ格ヲ以、

時々吟味次第増減可有之候、

一元服ノ節、進上ノ折・盛具

一カン盛二合 白餅 饅頭 山芋 唐芋 梨 桃 柿

ヒハ 蜜柑 青梅 九年母

一肴盛二合 シヒ ソフチ キス アチ 芝小鯛

一十二合盛具

右外、鳥色付焼、シヒ・ソフチノ内盛留ニキシ少々可

用候、

右之通、此節被相定候旨被仰渡、

元文二年巳七月

(榊山久初主計)

(三五六八の?)
(朱書)

一本此奥二、

一右盛具、自分調ニテ差上候節ハ折借物代有来通、

一右ニ相付、樽ノ酒代何荷ニテモ一樽十五盃、代六匁ツ

、上納可有之候、

一中紙受ノ借物代有来通、

右ノ通被仰渡、

元文二年巳七月

(島津久實主殿)

但、平人・地頭ハ三匁、

三五六九

(三五六八号行間朱書)

一大目付已上ノ御役ニテ家督・継目ノ御礼、進上物納ニ

被仰付候節、已来於台子ノ間奏者番へ相付被相納候様

被仰付候旨被仰渡、

(喜久入重安房)

寛政三亥六月

三五七〇

一進上物ノ節、白木受台無用可仕候、不依何色進上ノ節

塗台ヲ用可申候、

一三種二荷・二種一荷進上ノ節モ塗樽・塗受(白脱カ)ニ可仕候、

台・樽ノ儀ハ御納戸ニ有之候間、御樽・肴調ノ儀ハ進

上ノ方ヨリ直ニ御納戸へ頼相納、追テ代銀可相納候、

一元服ノ節、進上ノ天井折ハ格別ニ候間、白木ニテ進上

可仕候、其節相添候御樽ハ塗ヲ以可仕候、

但、右ノ節モ御樽調ノ儀ハ御納戸へ可相頼候、

一寺社家其外ヨリ例年御守札差上候節、白木台ヲ用來候

ヘトモ、向後ハ塗台ヲ以可差上候、

但、塗台難調寺院モ候ハ、寺社奉行所へ塗台少々

調置、借シ可申候、

一御着代目録進上ノ節モ塗受台又ハ塗ヘキニテ進上可仕候、塗ヘキハ御納戸・奥向卜納殿ヘ有之候間、借用可仕候、

一御着目録、今迄ハ目録ニ銀子ヲ付候テ進上仕来候ヘトモ、当時銀子不自由ノ訳モ候間、目録迄ヲ差上、追テ御納戸・奥向ノ納戸ヘ可相調候、(納也)

一諸士御目見ノ節、紙三束進上仕来候、此已後ハ目録ヲ以進上仕、追テ代銀御納戸ヘ可相納候、目録受台御納戸ヨリ塗ヘキ借用可仕候、

一八朔進上ノ面々ハ已前ノ通紙進上可仕候、受台ハ御納戸ヨリ借物可仕候、
一御部屋様ヘ天井折三種二荷・二種一荷等ノ進上物、代銀ニテ納来候、弥今迄ノ通、代銀ニテ可致進上候、

右ハ、漸々木絶ニ成、殊檜木ハ御領内ニ無之候処ニ相求候事無益ノ費候、依之此度右ノ通被致候間、惣テ白木ヲ用候儀一切無用可仕候、婚礼其外祝事等ニモ白木道具ヲ用候儀、堅無用ニテ候、

正徳三年巳六月十八日

三五七

(三五八号行間未書)

一三種二荷 代銀百五十目

一御着目録 三匁一分

一二種一荷 代銀八十目

一紙三束 三匁一分

右ノ通被仰渡、

正徳三巳六月廿三日

三五七

(三五八号行間未書)

一曲礼曰、凡攀、天子鬯、諸侯圭、卿羔、大夫雁、士雉、

庶人之攀匹、童子委攀而退、野外軍中無攀、以纓・

拾・矢可也、婦人之攀、椶・榛・脯・修・棗・栗、

三五七

一万石已上ハ馬代銀一枚

一五千石ヨリ九千石マテハ馬代銀十二匁

一五千石ヨリ以下ハ馬代銀六匁

右之通、向後年頭・八朔進上被仰付候、其外身ニ付、

家筋ニ付御礼申上候節、進上馬代銀ハ被定置候通、

元文三年午正月八日

(島津久純)
大藏

三五四

一 虎寿丸様へ御一門・大身分・一所持・一所持格・寄合・
(寄意)

寄合並以上並嫡子進上物ノ儀、左之通、

一 元服・家督・継目・養子成並分地初テノ 御目見之節、

一 御役被仰付進上物 御目見ノ節、

一 初テ地頭職被仰付進上物 御目見ノ節、

右ハ、(重要) 太守様へ御礼申上候節、 虎寿丸様へモ御同

様進上物可仕候、 太守様へ二種一荷進上仕候節ハ、

虎寿丸様御方へハ二種一荷代銀進上可仕候、

但、進上物相納候程ノ儀、 虎寿丸様へ進上物二不

及候、

一 御在府ノ節、家督・継目並養子成等ノ御礼願申出、進

上物相納御礼相濟候筋被仰付候面々、 虎寿丸様へモ

御同様進上物相納候筋被仰付候、

一 右之外、御用人御役被仰付、進上物仕御礼申上候節、

一 初テ地頭職ノ御礼、

右ハ、 太守様へ御礼申上候節、 虎寿丸様へモ進上

物可仕候、

一 御太刀又ハ二種一荷等進上仕、初テノ 御目見仕候家

筋ノ面々、 虎寿丸様へ進上物二不及候、

右之通、向後 虎寿丸様へノ進上物被仰付候旨被仰渡、

安永四年未五月

三五七五

一 御目録進上仕候節、御肴代銀錢共相包御目録差上候節、

御取次ノ方マテ御目録同前ニ可差上候、以上、

但、此内ハ御目録ニ御肴代付モ有之、又ハ代錢御納

戸へ相納候モ有之候へトモ、向後右之通可相心得候、

正徳五未十月六日

三五七六

一 江戸御国元トモニ進上物掛表坊主ノ内人数見合申付置、

進上物取入並納方マテモ可為相計候、脇方ヨリ被進物

等有之節モ御式台向ハ有来通ニテ、其後ハ右ノ掛ヨリ

引受、奥へ差通可申候、

天明五巳十一月

三五七七

一年頭・八朔其外何ソニ付太刀目録等進上ノ節、是マテハ引付留帳ヲ以御納戸藏役人へ相渡、右役人ヨリ夫々へ現料物納方申渡来候へトモ、已来ハ進上ノ当日太刀目録料物相添、雉子ノ間辺ニテ向々書役へ可相渡候、万一日現料物相滞候ハ、其日ノ進上不相濟筋被仰付候条、此旨可承向々へ可申渡候、

天明七未十二月

(兼刈束祐大炊)

三五七八

一入田元中

右、法橋成^⑨ニ付テハ、一束一本進上ニテ御礼被仰付候

条願可申出候、年頭其外御祝儀事等ノ節ハ諸士同席ニ

テ可申上旨申渡、可承向へモ可申渡候、

天明八申八月

(喜入久種安房)

三五七九

一中紙進上仕、御目見被仰付候諸士、此以前ハ中紙員数段々ニ有之候、向後ハ中紙三束ツ、進上可仕旨被仰

渡、

宝永六丑五月十八日

三五八〇

一御折一合ツ、

一三種二荷ツ、

右、士踊当日諸士並諸与力相中ヨリ上下銘々進上、

一二種一荷代御目録

右同断、中将様へ進上、

一御檜重一組ツ、

一二種一荷ツ、

右、町踊当日上下銘々進上、

一二種一荷代御目録

右同断、中将様へ進上、

但、戊二月廿二日上、同廿五日下午、士踊御覽、戊二

月廿七日八日上下町踊御覽、

一年頭御規式又ハ何ソニ付屹御礼^⑨等ノ節、都テ白木具ニ

被仰付、元服並御目見其外屹立候拝領物・進上物同断

被仰付候、尤、御儉約年限内ハ是迄之通塗木具可相用

旨、已来江戸御国元共ニ被相究候段、被仰出旨被仰渡、

天明五巳正月廿四日

三五八三

一銀八匁内二匁一種代

右之通被相究候間、御規模帳ニ書載置候様被仰渡、

三五八一

享保二十卯九月

一御太刀進上ノ節、御太刀一腰・御馬一疋ト御目錄ニ書

記候モ有之、御太刀一腰・青銅百疋ト書候モ有之候、

向後御太刀進上仕候程ノ者ハ都テ御太刀一腰・御馬一

疋ト御目錄ニ書調、御馬代ノ儀ハ御定之通可相納旨被

仰渡、

元文二巳四月

三五八四(のし)

一諸人へ拝領並進上ノ金銀青銅、去ル亥年ヨリ五六年之

間割合被仰渡置趣候へトモ、世振ニ付テハ前々ヨリ段々

為被減置事候故、此節ヨリ拝領・進上ノ品被相改候、

亥年被定置候通ニテ被差置品モ有之、又ハ減少被仰付

品モ有之、別紙ニ通之通ニ候間、不洩様可致通達旨被

仰渡、

元文二巳五月

三五八二

一元服初テノ御目見・家督・継目・嫡子成・養子成・

分地・別立御役之御札・地頭職ノ御札進上物、去ル亥

年被相減置候へ共、已前之通被仰付候、三種二荷・二

種一荷等代銀上納ノ節モ、亥年已前之通上納可有之候

ト被仰渡、

元文二巳四月

(三五八四のし)

別紙

一御褒美事又ハ御使者相勤候人へ被下候御目錄、其外無

割合拝領可被仰付候、

一青銅百疋

一昆布一折

南泉院

右、年頭初テ御仏詣ノ節拝領、

一 青銅百疋 南泉院院代

右同断ニ付、院代ノ節拝領、

一 青銅百疋 一 昆布一折 南泉院

右、御帰国初テ 御参詣ノ節拝領、

一 青銅百疋 南泉院院代

右同断ニ付、院代ノ節拝領、

一 青銅百疋 福昌寺

右、正月二日四首頭御規式ノ節拝領、

一 青銅百疋 福昌寺

右同日、憩月之間ニテ拝領、

一 銀二両 福昌寺鑑司

右同日、鑑司ノ節拝領、

一 銀二両 福昌寺浴司

右同日、拝領、

一 青銅百疋 大乘院

右、正月九日護摩所 御名代へ御菓子・御吸物進上ノ

節拝領、

一 青銅百疋 福昌寺

右、御帰国脇初テ 御仏詣ノ節拝領、

一 青銅百疋 福昌寺鑑司

右同断、鑑司ノ節拝領、

一 銀一枚 大乘院

右、御膳進上ノ節、

一 金子百疋

右、御菓子・御吸物進上ノ節、

右、花尾山へ 御参詣、御膳進上、且又御菓子・御吸

物進上ノ節拝領、

一 青銅百疋 安養院

右、御首途ニテ御入ノ節拝領、

一 青銅百疋ツ、 御家老

御吉書相調候御右筆

右、正月十一日 御吉書御規式ノ節拝領、

右之通、此節ヨリ不及御割合拝領被仰付筈ニ被定、

元文二巳五月

三五八五

(三五八四号行間朱書)

一上々様ヨリ御返卜有之候ハ、向後都テ拝領物卜相唱、
書付等ニモ可致旨被仰渡、

天明七未二月

三五八六

一大御目付以上御役替、其外御側支配ノ御役人御役替等
被仰付候節、御近習役へ相付、御内証ヨリ進上物願出
被仰付来候へトモ、御時節柄故、右進上物一往不被仰
付候旨被仰渡、

明和八卯八月十七日

(行間朱書)
「一御側役已上御役々御札二種一荷、大目付已上御役々

御札三種二荷

但、御側役ヨリ以上御役々御札有之、

三五八七

一 太守様へ

一 御重一組

一 御樽一荷

江戸御国元御家老、右同若年寄・大目付相中

一 若殿様へ

一 御籠飯一組

右同相中

右、今度御慎付(家造)公方様薨御、(同脱之)為御機嫌、於江戸御取替
進上相濟候段被仰渡、

天明六年十月

但、先月廿三日進上、

三五八八

一八朔進上物仕御祝儀申来候人、忌中其外差支候訳有之、
当日進上無之節ハ、追テ願出不及進上旨為被究置儀候
へトモ、已来追テ進上可被仰付旨被仰出候条、此旨可
承向へ可申渡候、

寛政二戌八月

(鳥津入邦)
石見

三五八九

一八朔二付、已来 御部屋栖様へ進上物、 御隠居様御

同様被仰付候旨被 仰出候条、此旨可承向へ可申渡候、

寛政二戌八月

石見

三五九〇

一年頭・八朔進上物仕御祝儀申上来候人、当日遠慮等ノ御各目被仰付置候人ハ、赦免後進上物被仰付候、

一年頭ノ儀、御役・地頭職並継目・家督等ノ御礼、正月

十五日ヨリ内相済候人ハ有来通進上物被仰付、八朔ノ

儀ハ一日限ニ付、当日右御礼等不相済人ハ進上物流ニ

被仰付候、

右之通被相究候条、可承向へ可申渡候、

寛政七年卯三月

穎娃(久馬)左京

三五九一

一來ル廿五日 若殿様へ進上物差上振ノ儀、御一門方・

島津左衛門列ノ面々ハ目録進上物、以使者於鳴子口辺

謁御側役、御一門方ノ奥方並左衛門一列ノ妻ヨリハ大

奥通番所ニテ可謁御広敷御用人、御女中方ノ儀ハ仕来

ノ通可有之候、尤、銘々目録調方等ノ儀ハ御使番へ可

被承合候、

一 御家老已下寄合並マテ進上物、於梅ノ間謁御側御用人

差上筈候、御用人已下諸士マテ進上物ノ儀ハ竹之間ニ

テ謁奏者番可差上候、

右之通、向々へ可致通達候、

寛政七年卯五月

(川上久馬)

三五九二

一 干鯛一折

一 御樽代三百疋ツ、

周防殿・兵庫殿・美作殿

一 御肴代二百疋ツ、

玉仙院殿・心鏡院殿

一 同三百疋ツ、

左衛門・美濃・図書・筑後

一 同百疋ツ、

周防・兵庫・美作内、左衛門・美濃・図書・筑後妻

一 同二百疋ツ、

江戸詰合ノ御家老・若年寄

一 二種一荷

御当地御家老・若年寄・大目付相中

一 二種一荷

無役一所持・同格・大身分・奇合並相中

一一種一荷

大番頭ヨリ当番頭迄相中

一御肴代百疋ツ、

江戸詰合ノ御側御用人・同格・御側役

一一種一荷

御当地御側御用人已下諸御役人相中

一御肴代三百疋

江戸詰合ノ御留守居ヨリ奥・表諸御役人相中

一同五百疋

諸士相中

一二種一荷

御当地諸士相中

右ハ、今度 御嫡子御届被為濟候付、 若殿様へ御祝

儀進上物被仰付、先達テ夫々差上相濟候、

寛政七年卯八月

三五九三

一今般御婚姻被為整候付、御一門方、島津美濃同格、御

女中方、大目付以上大身分、奥・表御役人ヨリ諸士マ

テ相中使被差登、御祝儀被申上候へトモ、此節ハ御再

縁故、何篇御作略ノ御事ニテ不及其儀、於江戸別紙之

通御祝物御取替調ニテ、御馬廻ヲ以被差上相濟候旨申

来候、此旨向々へ不洩様可致通達候、

寛政十年五月

(表列美拵)
大炊

三五九四

太守様 御前様へ

一二種一荷代銀一枚ツ、

周防殿・兵庫殿・美作殿

一 錫一箱・御樽代二百疋ツ、

若狭殿・又八郎殿・玄蕃殿

一 御肴代百疋ツ、

玉仙院殿・心鏡院殿・周防殿奥方・兵庫殿奥方・

美作殿奥方・清光院・又八郎殿奥方・玄蕃殿奥方

一 錫一箱宛

一 御樽代二百疋ツ、

左衛門・美濃・又八郎・筑後

一 御着代百疋ツ、

左衛門妻・美濃妻・筑後妻

一 御着代三百疋ツ、

御国元御家老・若年寄・大目付

一 二種一荷代銀三枚ツ、

右同大番頭已下当番頭迄大身分・寄合並

右以上ノ嫡子、無役ニテ月次御礼罷出候面々相中

一 二種一荷代銀三枚ツ、

右同奥表御用人・諸御役人相中

一 二種一荷代銀三枚ツ、

右同諸士相中

寛政十年五月

三五九五(の1)

一年頭・八朔トモニ遠慮等被仰付置候人、赦免已後進上

物可被仰付旨被究置候、年頭ハ二月中、八朔ハ九月中

マテ進上物被仰付、右月限過候へハ不及其儀候、

寛政八年

(三五九五の2)

右之通被仰付候条、可承向へ可被申渡候、

辰五月

三五九六

一元服・継目・家督等ノ屹立候事ニ付、進上ノ三種二荷・

二種一荷・天井折・馬代青銅ノ儀ハ有来通、右之外何

ソニ付、間ニ進上ノ節ハ代銀四部一ノ上納申付候旨被

仰渡、

享保八卯十二月

三五九七

一 諸士並出家ヨリ何ソニ付中紙二束以上致進上候者、二

束ツ、可致進上候、

但、中紙一束致進上来候者ハ、有来通可差上候、

一家督・継目・出家・入院ニ付テ御家老中へ振舞並祝物

遣候儀、且又右外ノ儀ニ付テモ祝物等遣候儀致無用、

尤、御家老外ニ御役ニ付テ祝物遣候事モ有之候ハ、

是又無用可致候、

一元服ノ節、理髮勤ノ御家老ヲ相招、振合申儀致無用、

肴一種可遣候、外ノ御家老其外御役人へ祝物遣候二不及候、

右之通、向後被仰付候間、表方・御側方・御勝手方へ早晚之通可致通達候、

享保十六亥四月十一日

(高津久憲
李)

三五九八

一若殿様御嫡子御届被為濟候付、

(齊直)

太守様へ御一門方ヲ

初諸士マテモ於江戸御取替調ヲ以、先例之通進上物相濟候段申来候、

若殿様へハ於御当地同断進上物被仰付筈候、此旨承知有之候様、向々へ可申渡候、

寛政七年卯五月

(川上久致
久馬)

三五九九

一当八朔ヨリ 若殿様へ進上物、

(齊直)

中将様御同様被仰付

候、此旨可承向へ可申渡候、

寛政八年辰六月

(二階堂行智
河内)

三六〇〇

一三種二荷・二種一荷進上ノ節、樽・台ハ御納戸三種二荷進上蔵ヨリ借物ヲ以致進上候へトモ、此已後ハ樽・台ノ儀モ進物蔵へ差置、借物申付候条、致進上候人ヨリ物奉行へ申出致借物、進上相濟候節、直ニ進物蔵へ相納、其首尾物奉行へ可申出候、

一寄合並已上相中進上物代、高ノ割ヲ以上納被仰付候旨被仰渡、

但、御太刀進上ノ節、向後ハ礼式太刀可致進上旨被仰渡、

享保八年卯十二月

三六〇一

一八朔御太刀進上ノ儀、継目・家督被仰付候者、未御礼不被仰付内差控、御礼相濟候テ已後イツニテモ八朔進上物ノ儀ハ可致候、尤、御礼已後致進上事候へハ納太刀ニ可被仰付候、地頭職被仰付候者モ右ニ準可然候、八朔中紙進上ノ者モ都テ其通可有之旨被仰渡、

享保十五年戊七月

三六〇二

一歳暮・年頭・八朔並元服 御目見、御役々御礼ニ付テ
進上物、又ハ寺社ヨリ進上物、其外何ソニ付進上物差
上、右代銀御納戸へ相納事候処、及延引上納ノ儀御納
戸ヨリ相触候テ、漸代銀上納モ有之由候、向後ハ進上
物差上候当日、右代銀相納候様被仰渡、

享保十六年亥八月十一日

三六〇三

一御役・地頭職並家ニ付八朔御太刀・御馬進上仕来候人、
御役・地頭職ノ御礼、継目・家督等ノ御礼、七月廿九
日マテ不相濟人、且又忌中ニテ進上無之人ハ、其年ノ
八朔進上物被仰付間敷旨被仰渡、

寛保四年子正月廿日

三六〇四

一銀八十目 馬一疋代
一銀百四十目 鞍具代

但、当分御定別紙ヲ以割下ケ、右之通ニ候、

右ハ、鞍置馬代銀トシテ進上ノ御規、

右之通、此節被相定候旨被仰渡、

延享二年丑十一月二日

三六〇五

一一所持ヨリ寄合マテ

但、右ノ嫡子マテハ御内証ヨリ御目録進上有之候へ
トモ、向後ハ御内証ヨリノ進上不被仰付候、当分進
上仕来候面々マテハ此内之通被仰付候、重テハ不被
仰付候、当分進上仕候者ノ子ヨリハ進上不被仰付候、
尤、当分進上仕候者ニテモ小普請ナトへ被仰付候ハ
、其者ハ進上無之筈候、

一 小役人ノ内ニテモ御内証ヨリ御目録進上仕候者有之候、
向後右役ノ者ヨリ進上不被仰付候、当分上来候者ハ役
儀相勤候内候ハ、此内之通被仰付候、御内証ヨリ御目
録進上無之役ニ役替被仰付候節ハ進上無之筈ニテ候、
小役人ノ内ニ御包丁人頭・御看経山伏ハ有来通被仰付
候、

一 無役又ハ御役人ノ内ニモ誤有之、御内証ヨリ御目録進

上仕候者有之候、右之面々モ其身一代ハ進上被仰付候、
其子ノ代ニ罷成候テハ進上不被仰付候、

一 御側へ被召仕候者表方へ被召出候節ハ、御内証ヨリ御

目録進上ノ儀ハ時々可得差図候、

一 隅州様御方へモ右ニ準可申候、
(雜色)

右之趣、不洩様惣通達可致候、以上、

享保三年戊二月廿九日 (島津久当)
將監

拝領物

三六〇六

一 上様ヨリ御返シト有之候者、向後都テ拝領物ト相唱、

書付等ノ儀モ其通可相認候、此旨可承向々へ可申渡候、

天明七年未二月 (喜入久福)
安房

三六〇七

一 此程兵庫殿・於セイ殿へ (吉忠)
総州様ヨリ御使ヲ以拝領物

有之候処、於則座御使ノ人へ青銅為被遣由候、御使ノ

依様子被遣物ハ有之儀候へトモ、則座ニテ右通被遣候

儀ハ不成合ノ儀ニ候、追テ御使ノ人へ使ヲ以可被遣儀

ハ其通可有之旨被仰渡、

享保七年寅十二月

三六〇八(の1)

一 諸人へ拝領並進上ノ金銀青銅、去ル亥年ヨリ五六年ノ

間割合被仰渡置候へトモ、世振ニ付テハ前々ヨリ為

被減置事候故、此節ヨリ拝領・進上ノ品被相改候、亥

年被定置候通ニテ被差置品モ有之、又ハ減少被仰付品

モ有之、別紙二通之通ニ候間、不洩様可致通達旨仰渡、
(被脱カ)

元文二年巳五月

(三六〇八の2)

別紙

一 御褒美事又ハ御使者相勤候人へ被下候御目録、其外無

割合拝領可被仰付候、

一 青銅百疋 一 昆布一折 南泉院

右、年頭初テ 御仏詣ノ節拝領、

一 青銅百疋 南泉院院代

右同断ニ付、院代ノ節拝領、

一青銅百疋 一昆布一折 南泉院

右、御帰国初テ 御参詣ノ節拝領、

一青銅百疋 南泉院院代

右同断ニ付、院代ノ節拝領、

一青銅百疋 福昌寺

右、正月二日四首頭御規式ノ節拝領、

一青銅百疋 福昌寺

右同日、憩月ノ間ニテ拝領、

一銀二両 福昌寺鑑司

右同日、鑑司ノ節拝領、

一銀二両 福昌寺浴司

右同日、拝領、

一青銅百疋 大乘院

右、正月九日護摩所御名代へ御菓子・御吸物進上ノ節

拝領、

一青銅百疋 福昌寺

右、御帰国脇初テ 御仏詣ノ節拝領、

一青銅百疋 福昌寺鑑司

右同断、鑑司ノ節拝領、

一銀一枚 大乘院

右、御膳進上ノ節、

一金子百疋

右、御菓子・御吸物進上ノ節拝領、

一青銅百疋 安養院

右、御首途ニテ御入ノ節拝領、

一青銅百疋ツ、 御家老

御吉書相調候御右筆

右、正月十一日 御吉書御規式ノ節拝領、

右之通、此節ヨリ不及御割合拝領被仰付筈ニ被相定、

元文二年巳五月

(三五八四号文書に同じ)

暑寒並常式臨時伺 御機嫌

三六〇九

初雪ニ付

一 御一門方使者留守居

右、為伺 御機嫌被差上一種進上之、御目付引進ニテ
謁奏者番、席台子之間、

但、部屋栖方・隱居方、右使者ノ節 御機嫌可被相

伺、

一 島津左衛門・島津美濃・島津図書・島津筑後

右、使者番頭、

右、差上可奉伺 御機嫌候、御目付引進ニテ謁奏者番、

席芍藥之間縁類、

但、部屋栖・隱居ハ不及其儀、

一 大目付以上

右、於奧奉伺 御機嫌且相中ヨリ一種進上之、

一 御側御用人・御側役

右同断、御品モ相中ヨリ一種進上之、

一 奥向

右同断、尤、進上物ニ不及候、

二度目之雪

一 右、御一門方初雪之通、以使者可被相伺候、進上物ニ

ハ不及、

但、部屋栖・隱居方モ同断、

一 大目付以上・御側御用人・御側役・奥向

右、於奧可奉伺 御機嫌候、

春初雪

一 右、御一門方二度目ノ雪同断

但、部屋栖・隱居方同断、

一 大目付已上・御側御用人・御側役・奥向

右、二度目ノ雪同断、

一 前年雪無之、春ニ相成初テ雪降候ハ、諸向初雪ノ通、

二度目ノ雪モ同断、

右之通可有之旨被 仰出、

天明五巳十一月

三六一〇

(三六一〇一号行間朱書)

暑寒伺御機嫌ノ儀、此節新規御仕向被相定候付、若

殿様御方ノ儀モ御同様被仰付、進上物ニハ不及候旨被

仰渡、

巳十一月廿七日

伊賀

三六一

一御在国、暑氣ノ入

但、当日八ツ時後ニ入候ハ、翌日、

御一門使者留守居

右ハ、為伺 御機嫌被差上、御目付引進ニテ謁奏者番、

席台子之間、

一同中

右、使者同断、

右同断被相同、一種進上之、引進・謁同断、

一右之部屋栖方・隱居方

右、前件使者ノ上、御機嫌可被相同候、尤、進上物

二不及、

一島津左衛門・島津美濃・島津図書・島津筑後

右、暑寒中一度月番ノ御家老宅へ相越、可奉伺 御機

嫌候、且同断ニ付為伺 御機嫌、一種使者番頭ヲ以進

上、御目付引進ニテ謁奏者番、席芍菜之間縁頬、

但、部屋栖ハ同断、御家老宅へ可相越候、隱居ノ儀

ハ御家老宅へ使者差上可奉伺候、部屋栖・隱居ハ進

上物ニ不及、

一無役之一所持・同格・寄合・寄合並

右、暑寒中一度月番ノ御家老宅へ相越、可奉伺 御機

嫌、

但、万石已上ハ同断ニ付、一種使者番頭ヲ以進上、

御目付引進ニテ謁奏者番、席敷舞台末、其已下家格

ニ付先々致進上来候分ハ、右ノ振合ヲ以可致進上候、

〔以下二行間朱書〕

二本行ニ付、嫡子末子マテ伺 御機嫌候様、天明七未

六月被仰渡、

一大目付以上

右、暑寒ノ入於奥奉伺 御機嫌、且暑寒中ニモ同断、

御品モ一種相中ニテ於奥進上之、

但、暑寒当日八ツ時前ニ入候ハ、詰合ノ振合ニテ可

奉伺候、八ツ後二候ハ、翌日可奉伺候、

一御側御用人・御側役・奥向御近習通ノ面々

右、暑寒ノ入並中ニモ於奥可奉伺 御機嫌候、

但、当日八ツ時前ニ入候ハ、詰合ノ振ニテ可奉伺候、

八ツ後二候ハ、奥向当番ノ面々計、詰合ノ振ニテ可

奉伺候、其外ハ都テ翌日、

一表御役人・諸所移地頭

右、於殿中寒暑中一度可奉伺 御機嫌候、御番頭已上ハ謁御家老、其以下ハ可謁奏者番候、引進取合月次ノ通、

但、移地頭御役所ニ罷越居候ハ、書中ヲ以可奉伺 御機嫌候、尤、宛ハ御用人可為連名候、

一御留守年、大目付已上御側御用人・御側役・奥向御近習通ノ面々

右、暑寒ニ付テハ書中ヲ以奉伺 御機嫌、且謁ノ儀ハ可為是迄之通候、

一御一門方使者留守居

右、暑寒中一度被差上、御機嫌可被相伺候、引進並謁前条同断、且江戸表ヘモ一度以書状可被相伺候、

但、部屋栖・隠居同断、使者ノ節可被相伺候、書状

二ハ不及候、

一島津左衛門・島津美濃・島津図書・島津筑後

右、暑寒中御家老宅ヘ一度相越、可奉伺 御機嫌候、且江戸表ヘモ書状ヲ以可奉伺候、

但、部屋栖・隠居ノ儀ハ御在国之通、尤、書状二ハ不及候、

一無役ノ所持ヨリ奇合並マテ、表御役人・諸所移地頭 右、御在国之通、

右之通、向後御国元ノ儀被相定置候、江戸表ニテモ御在府・御留守トモ可準、右旨被仰出候段被仰渡、

天明五巳十一月

(島津久金)
伊賀
(島津久起)
近江

三六一二

一御城方限内出火候ハ、鎮火ノ上、

一御一門方使者留守居

右差上、可被奉伺御機嫌候、夜入五ツ半時過候ハ、翌朝可被差上候、御供御目付引進ニテ、可謁当番之御側役候、謁ノ場奥口、

但、部屋栖・隠居方モ同断、

一島津左衛門・島津美濃・島津図書・島津筑後

右ノ使者留守居、
右差上、当番ノ御目付ヘ相付御機嫌可奉承知候、席桃之間、

但、部屋栖・隠居不及其儀候、

一大目付以上

右、於奧可奉伺御機嫌候、

一御側御用人・御側役・奥向御近習通ノ面々

右、於奧可奉伺候、御近習通ノ儀ハ一役一人ツ、可奉伺候、

右之通、御在国ノ節ハ可奉伺御機嫌、御留守ノ節ハ

不及其儀候、

一地震

右、天水溢候程ニ候ハ、出火ノ節之通可奉伺御機嫌、

右之通、已來被相定候条、江戸表ノ儀モ都テ可準右候、

出火ノ儀ハ御屋敷方限ノ節可奉伺候、

右之通被 仰出候旨被仰渡、

天明五巳十一月

伊賀

近江

三六一三

一御一門方ヨリ暑寒ニ付、為伺御機嫌被差上使者被頼置

候、表坊主ヨリ御目付へ相通、御目付ヨリ奏者番へ相

達、雉子之間へ奏者番出席ノ上、使者罷出伺御機嫌ノ

儀申演候節、御機嫌無御障被遊御座候段、奏者番ヨリ可申聞候、

一右同断ニ付、使者ヲ以一種進上ノ節、表坊主ヨリ御目

付へ相通、御目付ヨリ奏者番へ相達、雉子之間へ奏者番出席、使者罷出目録奏者番へ相渡候節、可遂披露旨

可申聞候、

一左衛門・美濃・凶書・筑後

右同断ニ付、以使者一種進上ノ節、於雉子ノ間仕向前

条之通、使者へ奏者番挨拶ニ不及候、

一無役ノ一所持万石已上

右同断ニ付、一種進上ノ節、於雉子之間仕向前条同断、

奏者番不及挨拶候、

一初雪ニ付テ、御一門方使者差上一種進上之節、於雉子

之間仕向暑氣之通、

一左衛門・美濃・凶書・筑後

右同断ニ付、使者差上伺御機嫌ノ節、雉子之間仕向暑(於脱力)

氣之通、

一雷鳴ニ付、伺御機嫌ノ儀、出火ノ節之通、

右之通被仰出候、

天明六年二月

(島津久金)
伊賀

候旨被仰渡、

天明六年三月

(島津久起)
近江

三六一四

一月番御家老暑寒中对客日

三日 六日 九日 十一日 十三日 十九日

廿一日 廿五日 廿七日

右之通相定候間、暑寒為伺御機嫌被相越候向ハ、大暑・

大寒中、右日柄ノ内、前日申込挨拶次第可被相越候、

其節御用人一人・御目付一人可相詰候、此旨向々へ可

致通達候、

天明五巳十一月

(島津久金)
伊賀

三六一五

一月番御家老宅暑寒中对客日ノ儀、先達テ致通達置候へ

トモ、以来左之通、对客日、小暑ヨリ大暑中マテ、小

寒ヨリ大寒中マテ、

三日 十三日 廿四日

右之通相定候条、五ツ時後被差越度面々ハ、前日登

城前対面ノ儀可被申込候、御用人・御目付相詰ニ不及

三六一六

口達之覚

一暑寒对客日ノ儀ハ別段申渡通ニ候、御家老宅へ被相越

候節、席へ可致案内候間、对客ニ付差越候段、用達又

ハ取次番之間へ可被申述候、尤、五ツ時後被差越候方

ハ致对客間敷候、乍然登 城前マテ可相控下被存候人

ハ、出掛リニ控席ニテ可致対面候、勿論申込ノ上五ツ

時後モ差越候節モ右同断可被相心得候、此旨向々へ可

相達置候、

三月

三六一七

一御一門方ヲ初向々進上物、殿中ニテハ取扱又ハ使者等

罷登候節、其使者所々へノ引合万端ノ儀、表坊主可取

計之候、依之御一門方ヲ初、右体殿中向へ引合有之分

ハ、夫々兼テ表坊主ノ内、人数見合相頼置、其表坊主

ヨリ引受取計、タトヘハ御目付等ニ謁ニテモ其使者ナ
ト直ニ御目付ヘ参リ、ケ様ノ使者相勤候ナト、申候テ、
其御目付出席、其使者直謁候テハ不都合候故ヘ、表坊
主ニテ其向々ニ通、出席ノ上使者罷出候様、万端可相
心得旨被仰渡、

天明五巳十二月^⑧

伊賀

三六一八

一 暑寒中伺 御機嫌ノ儀、仕向被召替、已来其節之通達
可有之旨、西六月被仰渡置候ヘトモ、其已前ニ被定置
候通、向後土用之入・大寒ノ入伺 御機嫌申上候様被
仰付、尤、時々申渡ハ無之段、向々ヘ可致通達旨御差
図ニテ候、已上、

寛政三年亥六月

矢柄

三六一九(のし)

一直触已上諸御役人、御国旅又ハ湯治帰等ニ付、御在
府年はマテハ伺 御機嫌不及筋ニ被仰渡置候ヘトモ、
当分 御在国ノ御事ニ候間、右様之節ハ伺 御機嫌可

申上旨、^(市田敦國)勘解由殿ヨリ致承知候間、此旨致通達候、

寛政元酉八月

北郷八右衛門^(資世)

(三六一九のし)

^(行間朱書)

本文ニ付、已後ハ当分迄ノ通、帰着ノ届被申出、直ニ
御目付ヘ相付伺 御機嫌申上度旨被相達候ハ、御目付
ヨリ取計可有之候間、已来右ノ通可被相心得候、此段
申達候、以上、

酉八月廿三日

小笠原郷左衛門

三六一〇

^⑨朱書

場違、衣服之場ニ可入、△

一 初テノ御目見並諸御礼被仰付候節、小番・新番・大身
分ノ二男已下、其外御小姓与ニテモ御役等ニ付熨斗目
致着用者ハ、家格又ハ進上物ニ無構、都テ熨斗目可致
着用候、尤、右外応進上物致着用候分ハ是迄之通可
有之候、且小番已下進上目録料紙ノ儀ハ、小奉書・杉
原ノ間可相用候、
右之通被仰付旨被仰渡、

寛政四子閏二月

中太兵衛

三六二一

天明七未六月十二日

(島津入邦)
和泉

(妻刈素猪)
大炊

一 昨夜ヨリ桜島大燃ニテ、至今(符力)只今不相止致震動候ニ付、
諸御役人今日謁御家老、(重巻) 太守様へ可奉伺 御機嫌旨
被仰渡、

三六二三

安永八亥十月三日

一 御本丸大奥ヨリ御湯治 御光越又ハ遠方 御參詣等ニ

但、朔日八ツ時過ヨリ燃出ル、

テ、数日 御留守ノ折、 御出立並 御帰殿トモ御側

三六二二

一 無役ノ諸大身分・奇合並

御用人一人御広敷へ可罷出候、左候テ、 御留守中両

右、暑寒中一度月番御家老宅へ差越奉伺 御機嫌候へ

三日置ニ御側御用人御広敷へ相話、諸取締等氣ヲ付致

トモ、已来ハ右嫡子末子マテモ月次御礼罷出候面々ハ

三六二四

同断可奉伺 御機嫌候、

一 何ソニ付御祝儀申上候節ハ勿論、年頭・五節句・八朔・

一同断ニ付、諸大身分・奇合並右同断、(重巻) 中将様御在国

暑寒並月次三日トモ、御祝儀・伺御機嫌等、大目付以

ノ節ハ市田勤解由宅へ相越可奉伺 御機嫌候、尤、当

上・御側御用人・御側役儀ハ、御広敷へ罷上申上候儀

暑氣ヨリ別段可被相越候、

トモ、江戸御国元共同様可相勤事二候、

但、对客日ハ相触置候通、相替儀無之候、然ハ明十

但、地震・初雪其外何事ニ不限伺御機嫌申上候儀、

三日ハ差支旨候間、来ル廿一日可被相越候、尤、前

右御役々御広敷へ罷上リ可奉伺御機嫌候、其外之儀

日申込可有之候、

ハ都テ是迄之通可為候、

右之通、向々へ可致通達旨被仰渡、

右之趣為被究置儀二候へトモ、猶又此節申聞置候様二
トノ御事ニ候旨被仰渡、

寛政三亥四月

三六二五

一 太守様

(重年)
巴徳公

御病氣付、御一門・大身分・御家老・

若年寄・大御目付・寄合並已上並御役人・諸士ヨリ相
中使ヲ以奉伺 御機嫌筈候間、可被致承知旨、右面々
へ不洩様可致通達候、

宝曆四年戌六月晦日

(島津久徳)
主殿

三六二六

一 明後九日朝六ツ時 御出、指宿港へ被遊御光越候付、

大目付已上為伺御機嫌、当朝未明登 城之筈候、此旨
可承向へ可被申渡候、

寛政九巳九月七日

(高橋種央)
縫殿

三六二七

一 此節 (綱世) 大玄院様百年御回忌御法事被為濟候付、月次御

礼罷出候面々、明後廿二日四ツ時登 城、於席々相謁
御三殿様へ可奉伺 御機嫌候、諸士並諸与与力ハ御帳

ニ相付可致退出候、此旨向々へ可致通達候、

享和三亥九月廿日

(妻刈実祐)
下総

三六二八

(重年)
一 巴徳院様

五十年御回忌御法事被為濟候付、明後十三日

四ツ時登 城ニテ右同断被仰渡、

文化元子六月十一日

(赤松則彦)
市正

三六二九

(吉豊)
一 淨国院様

五十年御回忌御法事被為濟候付、明十一日登

城ニテ右同断被仰渡、

寛政八辰十月

(川上大致)
久馬

三六三〇

(鎌橋種実、竹越)
一 淨岸院様

去ル五日被遊 御逝去候付、御一門・大身分・

一所持・同格・寄合・同並、右嫡子末子月次御礼罷出

候面々、今日 御本丸へ罷出 (重尊) 太守様へ伺 御機嫌可

申上候、

一 組中諸士、明廿六日四ツ時 御本丸へ罷出、右同断御帳ニ相付可致退出候、

一 御当地之出家・沙門・神職・着座之門首、明廿六日四ツ時 御本丸へ罷出、右同断可申上候、御家老対面可致候、其外寺社家ハ於寺社奉行宅同断可申上候、

一 詰合ノ琉球人、明廿六日九ツ時 御本丸へ罷出、同断可申上候、

但、親方已上ハ於式舞台御家老可致対面候、其已下

ハ於虎之間御用人へ相付同断可申上候、

一 移地頭並地頭代・隈之城抑、不差支時節差越同断、

一 諸外城寺院着座ノ門首ハ罷越次第、右同断可申上候、

其外寺院ハ於寺社奉行宅同断、

一 諸外城ノ儀ハ衆中兩人ツ、罷越次第、同断御帳ニ可相付候、

右之通、惣出仕ニテ伺 御機嫌可申上旨、表方へ致通

達、御側方・御勝手方へハ写ヲ以可相達候、

明和九辰十二月廿五日

(小松清巻)
帯刀

三六三一

一 有馬覺右衛門

右ハ、二月朔日ヨリ交代ニテ久見崎ヨリ罷帰候処、病氣ニテ同十一日ヨリ致出勤候付、伺 御機嫌之儀、同十二日御目付伊集院戸十郎へ相付相伺候処、申上候様ニ卜承、伺 御機嫌毎之通奏者番へ相付申上候事、

享和二年戊二月十二日

御船奉行諸所壁書

三六三二

一 御前様今月五日被遊 御逝去候付、 御三殿様へ伺

御機嫌、左之通、

一 月次御礼罷出候面々、明廿二日四ツ時 御本丸へ罷出

可奉伺 御機嫌候、御家老可対面候、

一 与中ノ諸士、同日四ツ時 御本丸へ罷出、御帳ニ相付可致退出候、

一 御当地寺院着座有之分ハ 御本丸へ罷出奉伺 御機嫌、

其外ノ寺院ハ於寺社奉行宅可奉伺 御機嫌候、

一 諸外城ノ寺院着座ノ門首ハ參掛ニ 御本丸ニ罷出奉伺

御機嫌、其外ノ寺院ハ於寺社奉行宅右同断、

但、着座ノ門首ハ御家老可致対面候、

一 諸外城ノ儀ハ衆中兩人ツ、罷越、参掛 御本丸へ罷出

御帳ニ相付可致退出候、

一 在番琉球人、明廿二日九ツ時 御本丸へ罷出可奉伺

御機嫌候、

右之通可致通達候、以上、

元文四年未八月廿一日

(島津入書)
空

三六三三

一 御一門方・島津美濃・島津図書・島津筑後・御女中方、

御前様此程ヨリ御不快被遊御座候処、漸々御勞倦御増

不被遊御勝段御到来候、依之 (齊草) 太守様ヨリ御見廻ノ御

使半田幾明廿五日被差立管候付、右便書状又ハ文ヲ以、

被奉伺 御機嫌御願文可被差上候、調方ノ儀ハ寺社奉

行へ申渡置候、且 (重書) 中將様 御部屋様へモ伺 御機嫌

可被申上候、

但、御願文ノ儀ハ寺社奉行ヨリ御家老座へ被差出管

候、

右ニ付、兼テ奉伺 御機嫌来候御役々ノ儀モ同断可申

上候、

右可致通達候、

寛政八年辰六月廿五日

(伊勢貞矩)
播磨

三六三四

一 御前様御病氣、極々御大切ノ御容体被為入候旨御到来

候、依之御一門方並諸大身分其外月次御札罷出候面々、

明朔日四ツ時登 城、 御三殿様へ伺 御機嫌於席々

謁可被申上候、

但、大奥へ兼テ伺 御機嫌被申上来候面々ハ被申上、

江戸へモ有来通、追テ御使便被申上、御女中方並

清光院儀モ同断可被申上候、

一 諸士並諸与与力、明後二日四ツ時登 城、伺 御機嫌

御帳相付可致退出候、

右之通、表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

寛政八年辰六月廿九日

(伊勢貞矩)
播磨

三六三五

安永四年未

一 御前様御不快被遊御座候段御到来候間、諸御役人明十

五日謁御家老、伺御機嫌可申上候旨被仰渡、

未十月十四日

三六三六

一 御前様御病氣御大切ニ付、諸御役人今日謁御家老、

御両殿様へ伺御機嫌被仰渡、

未十一月十四日

三六三七

一 右同断、極々御大切ニ付、明十五日一所持已下諸士マ

テ並御当地着座ノ門首伺御機嫌被仰渡、

未十一月十四日

三六三八

一 兵庫殿・大学殿・図書殿・筑後殿迄ナリ、御一門・大

身分ノ内ヨリ年頭其外御祝儀事等ニ付、跡々登 城ニ

テ御礼被申上、書状ヲ以モ江戸へ 御両殿様へ御祝儀

被申上由候へトモ、向後登 城ニテ御祝儀被申上候節

ハ、江戸へ書状ヲ以御祝儀被申上ル不及候、寒暑御機

嫌同等ハ登 城ニテ不被申上事候間、右体ノ儀ハ有来

通書状ヲ以可被申上候、歳暮ノ儀ハ於御当地 (余田) 太守様

御方ハ御祝儀有之事候条、(雜色) 隅州様御方へハ書状ヲ以

被申上、且又 姫君様 (雜色女、黒田重政室) 菊姫様へ御祝儀被申上来候儀

ハ有来通候、

右之通可相達候、

延享三年亥十二月十四日 (黄力) 右平太 (鳥津入品)

三六三九

写

一 今迄相中使ヲ以御祝儀申上候外、何ソニ付御祝儀申上

候節、向後御城代・御家老・若御年寄・大御目付マテ

ハ、御当地へ相勤候御家老マテ書状ヲ以御祝儀可被申

御祝儀事

上候、

一 島津兵庫殿・島津周防殿・島津小源大殿儀ハ、御家老マテ書状ヲ以御祝儀可被為申上候、

一 島津左衛門・島津筑後儀ハ、屹立候御祝儀事ハ自分使ヲ以申上由候故、右之訳ヲ以、右同前以書状可申上候、

一 其外独礼ノ人並社奉行已下月次ニ 御目見仕候格ノ

御役人マテハ、御国元 御城へ罷出、 御両殿様へ御

祝儀可申上候、其節ハ役々出合ニテ奏者番並御用人ヨ

リ 御両殿様へ御祝儀申上候旨致披露、一同ニ御祝儀

承達、其訳使ノ時分一帳ニ記、 御両殿様へ可申上候、

一 御在国ノ節、惣出仕ニテ御祝儀申上候程ノ節ハ在江戸

ノ面々、御留守ノ御家老・御側・表トモニ、一同ニ逢

候テ 太守様御方へハ御国元へ可差上候、 又三郎様

へハ御方之通ニ可申上候、又御国元ニテ 太守様へハ

御方之通可申上候、左候テ、 又三郎様へハ一帳記可

差上候、

正徳四年^(マ)未^(マ)四月二日

取次

樺山権左衛門

三六四〇

一 此度

^(齊興)

少将御任官被

仰出候付、

御一門方ヲ初諸士迄

使者並物代被差越進上物等有之事候へ共、^(別之)当时格外御

省略中ニ付、此節ハ都テ其儀ニ不及筋被仰付候段申来

候、此旨向々へ可致通達候、

文化七年午正月

^(島津久權)

安房

島津家歴代制度卷之四十八 安永

御親類其外寺社由緒

御親類様

御両敬

他所御由緒寺院

道正庵

桂女

佐土原

英彦山

江戸御立入

大坂御銀師御出入

大坂中仕

御親類并御由緒柄

三六四一

重豪公御代

一松平越中守様

右、実ハ松平大学頭頼貞主御三男、松平故越中守定儀主御養子、

一松平河内守様

右、越中守定賢主御嫡子、

一堀田相模守正亮主室

酒井左京大夫忠用主室

右、松平故越中守定儀主ノ御娘、

一慈照院様

右、松平因幡守定達主ノ御奥方、

一水野老岐守様

右、御父水野老岐守忠定主ハ水野肥前守忠恒主ノ御養子、実ハ松平故越中守定重主ノ御三男、

一水野肥前守様

右、老岐守忠見主御養子也、実ハ忠見主御兄水野近江守忠寛主ノ御嫡子、

一松平美濃守勝房主室

内田出羽守正昌主室

酒井飛驒守忠香主室 花房豊五郎室

水野六之助室 内藤政五郎室 酒井織部室

右七人、水野壱岐守忠定主之御娘、

一内田主殿守様(頭)

右、内田出羽守正美主御養子、実ハ内田帶刀男、

一柳生備前守様

右、柳生飛驒守俊平主之御養子、実ハ真田豊後守信安

主ノ御舍弟、

一柳生飛驒守様

右、柳生備前守俊方主ノ御養子、実ハ松平越中守定重

主ノ御四男、

一柳生采女様

右、柳生備前守俊峯主ノ御養子、実ハ松前若狭守資広

主ノ御舍弟、

一鳥井伊賀守忠孝様

右、御父鳥居丹波守忠利主ハ鳥居伊賀守忠英主ノ御舍

弟ニテ、御養子被相成、忠英主奥方様ハ 綱久公御娘、

一鳥居播磨守様

右、鳥居伊賀守忠孝主ノ御嫡子、

一阿部伊勢守正龔主ノ奥方様

右、実ハ鳥居伊賀守忠英主ノ御娘、 吉貴公ノ御養女、

一阿部伊勢守様

右、吉貴公ノ御養女聲也、御先祖阿部備中守定高主

ハ、(綱久室) 真修院様御妹聲也、

一阿部伊予守正右様

右、阿部伊勢守正龔主ノ御嫡子、

一阿部豊前守様

右、阿部伊予守正右主ノ御嫡子、

一松平隱岐守定喬様

右、松平故隱岐守定英主ノ御嫡子也、御母堂ハ 吉貴

公ノ御妹於榮様也、

一松平備中守様

右、松平隱岐守様御庶子家故御統キ、

一松平筑後守様

右同断御統キ、

一松平駿河守様

右、松平筑後守定郷主御嫡子、

一京極甲斐守高永様

右、(吉良室)靈龍院様御妹様ノ御養子、

一鳥居加賀守忠雅様(鳥津力)

右、御庶子家也、(佐土原惟久室)諦觀院殿ハ、網貴公御養女、実ハ鳥

津図書(徳脱力)

一鳥津淡路守久柄殿(佐土原)

右、加賀守殿ノ御嫡子、

一鳥津又吉郎殿

右、鳥津淡路守殿ノ庶子家也、又吉郎殿御父山城守殿

ハ加賀守殿他腹ノ舎兄也、

一山元(丑力)午之助殿

右、御養祖父山元縫殿殿ハ鳥津淡路守雄久御叔父也、(惟力)

且御父山元紀伊守殿ハ鳥津加賀守殿他腹ノ舎兄也、

一立花出雲守貫長主ノ奥養信院様

右、鳥津加賀守殿御姉也、

一立花和泉守様

右、御母実ハ養信院様也、

一鳥津主馬殿

右、御庶子家也、

一松平大膳大夫様

右、御養父松平故大膳大夫宗広主、御姉様ハ瑞仙院様、
繼豊公前ノ御前様、

一松平民部大輔様

右、松平大膳大夫重就主ノ御養子也、

一法林院様

右、故大膳大夫宗広主ノ御母堂也、

一酒井左京大夫様

右、御父酒井讚岐守忠音主ハ酒井右京大夫忠重主ノ御

二男酒井靱負佐忠囿主ノ御養子也、忠囿主ハ、網貴公

御甥、左京大夫忠音主ノ御子也、(ハ脱力)

一酒井宮内様

右、酒井左京大夫忠用主ノ御養子也、実ハ御舎弟、

一酒井雅楽頭様 酒井飛驒守様

右、御先祖酒井修理大夫忠真主ハ、(重力)真修院様御妹躰也、

酒井遠江守忠隆主・右京亮忠重主ハ右御子様達故、

網貴公御従弟也、雅楽頭様ハ忠重主ノ御孫也、飛驒守

様ハ雅楽頭様ノ御舎弟也、

一酒井阿波守様ハ右飛驒守忠香ノ御嫡子也、

一酒井主殿

右、(空白)

一松平式部大輔様

右、御先祖松平左兵衛督信平主ノ御娘ハ、綱貫公ノ御

先夫人也、故ニ御統キ有之、

一松平土佐守様

右、御先祖松平土佐守豊昌ノ夫人ハ真修院御妹也、故

ニ御統キ有之、

一松平(左)佐兵衛督様

右、御祖父松平若州直明主ノ御夫人ハ松平隱岐守定頼

主養女ニテ、真修院殿御妹分、実ハ酒井備後守忠朝主

ノ御娘也、忠朝主奥方様ハ松平隱岐守定行主ノ御女也、

御母堂ハ、中納言家久公ノ御養女、実ハ伊集院源次郎

忠真息女也、

一織田兵部大輔様

右、御先祖織田因幡守信盛ノ御夫人ハ、光久公御娘知

証院ニハ御統キ、

一京極大膳守様(大)

右、御先祖丹後守高広主御娘ハ真修院様ノ御母堂故、

御由緒有之、

一堀田加賀守様

右、御先祖上野介忠信主御夫人ハ松平隱岐守定行主ノ

御娘、真修院様御叔母様故、御由緒有之也、

一津輕右京亮様

右、御祖父津輕右京亮様ハ、近衛家熙公御養女、

御当家、近衛家へ御由緒ノ訳ヲ以、御通融有之、

一亀井能登守様

右、島津淡路守殿御親類故、御由緒、

一三枝備中守殿

右、御親父右衛門殿ハ桂織部(久)二男ニテ候、

一平松宰相時行卿

右、御先祖平松黄門時庸卿ハ、(光久)陽和院様御養父也、

一平松岩菊丸様

右、時行卿御子也、

一石井佐兵衛督様(左)

右、石井黄門行豊卿ハ平松黄門時方卿御舍弟、

一交野治部大輔様

右、御先祖大膳大夫入道可心老ハ、陽和院様御実父也、

一尾張黄門宗勝卿

右、宗勝卿ノ御娘房姫君ハ宗信公有御嫁娶ノ約、房姫

君御逝去故御婚禮ノ儀無之、其後房姫君ノ御妹嘉知姫

君御再縁之御約束有之、亦御婚儀無之、宗信公御逝去、

其後邦姫君ハ御改、松平芸州嫡子善次郎様へ御縁与有

之、

一尾張參儀宗勝卿 (讓力) 松平中務大輔様

松平掃部頭様 松平彈正大弼様

右、宗勝卿ノ御子達也、

▽⑥ 一松平修理大夫様

右、宗信公之御妹掣也、△

一松平予州宗政室 立花飛驒守室

黒田河内守室 酒井撰津守室

松平河内守室 菊亭

右、松平筑前守継高ノ御姫様、

付録

一紀伊中納言宗持卿、御先祖大納言頼宣卿ノ御娘ハ松平

(左力) 佐兵衛督信平主ノ奥方様ニテ (綱貫室) 常照院殿御懷様故、御

由緒有之、

但、常照院様ハ松平佐兵衛信平主ノ御娘様ニテ 綱 貴公初ノ御夫人様也、

一水戸宰相宗翰卿御祖母養仙院殿ハ (綱吉) 常憲院様御養女竹

姫君様御姉分ノ御続キ也、

一本多豊後守助益主御曾祖父本多若狹守助芳主奥方様ハ

靈龍院殿御姉也、

一毛利文之助匡滿主ノ御祖父毛利主水正師就主ノ奥方様

ハ (維豊室) 瑞仙院殿之御兄弟也、御妹様歟、

一島津八郎右衛門殿

右、日新公御養父相模守運久主ノ嫡子、為出家号長

徳軒、後還俗北条家へ仕、其子孫駿府へ出、後藤氏ノ

為養子由、八郎右衛門殿家譜ニ相見へ候、御当家古老

ノ言伝致符合儀有之故、 (光久) 寛陽院様御代島津ノ家号御

許容有之候由、

一三枝備中守様御祖父三枝丹波守母堂ハ平松中納言時方

卿ノ御女、陽和院様ノ御父姪也、右訳ユへ 陽和院

様之御孫桂権九郎事、丹波守殿へ依御願為御養子也、

一酒井織部様、阿部伊予守正右主ノ御舍弟、酒井越中守

忠丘主ノ御養子也、

一 松平安芸守様、御家ヨリ松平撰津守定良主ノ御縁与有之候、定良主ハ、靈龍院様之御祖父也、

一 松平伊予守宗政主御祖父松平伊予守綱政主御娘ハ松平(池田)
(毛利)

長門守吉元主奥方様、則、瑞仙院殿ノ御母堂也、

一 松平勝五郎様御高祖父松平相模守光中主奥方様ハ紀伊

大納言光貞卿ノ御女、常照院殿御叔母也、

一 松平大学頭頼寛主・松平讃岐守頼恭主・松平播磨守頼

濟主ハ松平越中守定賢主ノ御兄弟也、

一 上杉大炊頭重定主ハ尾張中納言宗勝卿ノ御掣也、

一 有馬外吉様御祖父有馬(全)佐衛門佐寿繩主奥方様、松平大

膳大夫吉広主御養女、瑞仙院殿ノ御叔母也、且外吉

様御先祖ハ此御方様御厚恩故、彼御方ヨリ御代々御親

敷被仰通候也、

一 井上河内守様御祖父井上河内守忠峯主奥方様ハ松平左

京大夫頼宗主ノ御女、常照院殿ノ御従弟也、

一 真田豊松様御祖父真田出羽守信弘主奥方様、松平左京

大夫頼致主ノ御女也、

一 堀田出羽守正邦主ノ御高祖父堀田上野介正信主奥方様

ハ松平隱岐守定頼主ノ御女、真修院殿御妹也、

一 山口勘兵衛様

右、家久公伊集院右衛門大夫入道御誅討ノ後、嫡子

源次郎忠真都ノ城へ楯籠、御家ヨリ人数被差越、家久

公ニモ被遊、御出馬候節、從、權現様為、上使勘兵衛

様御先祖山口勘兵衛直友、両度程薩州へ被為下候、其

以後関ヶ原御合戦、惟新公御家老新納旅庵斎并本田

助之(尤)充於上方被生捕候節、直友檢使御勤、其前筋薩州

御下着ノ砌、右御兩人能御存知ノ故、惟新公上方へ

被遊御属候次第、直友御尋、其趣ヲ以被達、上聞、夫

ヨリ段々御取持モ有之、首尾能相濟、至其後候テモ

公辺へ御願等被仰上候儀ハ都テ直友御世話被成候儀御

座候、夫故彼御方ヨリモ御代々御出入被成儀ト相見得

申候、

一 近衛様

御先祖関白基通公、忠久公ヲ被遊御猶子候訳ヲ以、

御代々御懇被仰通候、其後、英光院殿大玄公御女、光相院殿

淨国公御女、近衛家久公へ御縁与被遊、段々無御拋御由緒

ニテ被成御座候、

一九条様

公御簾中様ハ尾張中納言宗勝卿御女、房姫様御兄弟也、

一鷹司様

右、常照院殿御父松平左兵衛督信平主ハ鷹司様御先祖

太閤様之御子ニテ御座候故、御由緒有之候、

一鎌倉之相承院

右、白旗大明神頼朝公ノ尊
靈ヲ奉崇別当也、

一麻布ノ曹溪寺

右、泰清院様ノ御母堂 曹源院様 寛陽院様ノ御女

高輪院様御牌御安置也、 泰清院様ノ御子六七様阿多家
養嗣

御石塔モ有之、

一日光之遊城院

右、此御方様御宿坊也、

一愛宕ノ真福寺

右、家久公御出府ノ節、御旅宿被遊候ト相見得申候、

一身延山ノ久遠寺

右、靈龍院様御牌御安置也、

一上野ノ妙音院

右、此御方様御宿寺也、

一高野山蓮金院

右、惟新公以来此御方様御宿坊ニテ寺高モ御寄付、

御代々様御石塔御建立、

一谷中ノ瑞林寺

右、靈龍院様御葬送ノ地ニテ御石塔御建立有之、且

御葬送ノ節御牌御安置ニテ候処、其後寺焼失ノ節 御

牌御焼失、其後不及御安置、大円寺へ御牌御安置有之、

御両敬

三六四一

一佐竹右京大夫様

右ハ、御縁与ヨリ表向御互ニ被仰入候、当日ヨリ御間

敬ノ御取替被下度旨、右京大夫様御方ヨリ被仰進候、

其通御取替有之、

一松平隱岐守様 阿部備中守様

右前条之通、御両敬ニ付テハ御両所様御事格別ノ御間

柄ニテ、是迄右式之御取扱無之候得共、無御扱御方様

只今ノ通ニモ難被成置被 思召上候付、以来ノ儀御家

内様トモ御互ニ御両敬ノ御取替、猶又御親敷被成度儀
モ被仰進候処、向後其通可被成旨御両所様ヨリ被仰進
候段申来候条、右之趣可承役々へモ可申渡候、

但、松平越前守様・松平筑前守様・松平越中守様へ

モ同断被仰進置候へトモ、御在国故未何分不相知候、

安永五年申五月

(島津久徳)
仲

右之通申来候条、可承役々へ可被申渡候、
安永五年申九月 (島津才金)
左中

三六四四

一松平筑前守様

右ハ、先達テ御両敬被仰込置候処、彼御方ヨリモ御大

慶被思召、以来御家内様共ニ其通御取替被成度旨申来
候間、此旨可承御役々へ可申渡候、

安永五年申十月

(小松清春)
帯刀

三六四三

一松平越中守様

右ハ、先達テ御両敬被仰込候処、彼御方ニモ御太慶被

思召、御互ニ御祝物御取替、松平隠岐守様御方御仕向

御同様相濟候、

一有馬中務大輔様 同上総介様

右ハ、佐竹右京大夫様御方御縁与ニテ此節御縁与被為

濟、殊ニ御隣国ノ御事候故、向後 太守様・虎寿丸様

へ右御方様ヨリ御互ニ御両敬ノ御取替被成度候、右ニ

付テハ中務大輔様御老年ニモ被為成、兼テ御親敷御入

魂ノ御儀候間、何トソ御聞濟御座候様彼御方ヨリ被仰

進候間、被懸其意被成御祝、御肴一折御取替相濟候、

三六四五

一敬姫様御事、奥平大膳大夫様御嫡子九八郎様へ御縁与
(重幸女) (昌男)

御願書被差出候付、御取結当日ヨリ大膳大夫様御家内

様方無御残、此御方御家内様御一統御両敬ノ御取替被

成立候旨申来候、此旨可承御役々へ可被申渡候、

安永五年申十二月

(喜入久箱)
主馬

三六四六

一松平但馬守様御両敬被仰合候、依之何ソニ付彼御方御

惣方様へ被仰進候節、書付等ノ儀ハ此抄ノ字、此御方御惣方様ニハ此抄ノ字御認候様被仰付候、此旨可承向々へ可申渡候、

寛政八年辰三月

(市田教國)
勘ケ由

三六四七(の1)

一細川越中守様

右ハ、此御方様ノ儀、従已前格別御懇意御通融被為在、殊更当時一橋様御統柄ニモ被成御座候ニ付、旁以御両敬ノ御取替被成度趣御内談有之、被懸其意御祝物御取替御引受相濟候旨申来候、此旨可承向々へ可申渡候、

但、御両敬ノ御方々様、別紙ノ通、

寛政十一年末五月

(川上久致)
久馬

(三六四七の2)

別紙

細川越中守様 細川六之助様

右之御縁女紀姫様 越中守御養母瑤台院様

御妹於就^{ナル}様 御息女於峯様

但、松平鶴太郎様御縁女御二男長岡識五郎様、

但、公辺ノ御尋ニテ無之候、

太守様 中将様 御前様 若殿様

雄五郎様 時之丞様 蓬之進様 操姫様

右、此節御両敬御引結、已来右之御方々様御通融有

之筈候事、

未五月廿三日

取次
石原騎助

三六四八

一丹羽左京大夫様御儀、已来御両敬被仰合候旨申来候条、可承向々へ可申渡候、

寛政九年己二月

(伊勢貞矩)
播磨

三六四九

一操姫様御事、松平相模守様御嫡子祐之進様へ御縁与御内約被為濟候付、此涯御三殿様御前様操姫様御通融、其外様へモ追テ御始リノ筈、彼御方ニテモ相模守様并奥方様・祐之進様・桂香院様卜御通融被成、已来御両敬被仰合候旨申来候、此旨可承向々へ可申渡候、

寬政八年辰四月

(山田有繼)
伯耆

三六五〇

一 水野壹岐守様

右ハ、已來御兩敬御取替被成度被仰進候付、被懸其意候処ニ、表向御家老ヲ以御挨拶旁被仰進、猶又御用人御使者ヲ以 御惣方様へ御祝物被進、此御方ヨリモ御用人ニテ御挨拶等被仰進、御留守居御使者ヲ以壹岐守様・悟信院様へ御祝物等被進、都テ御引結相濟候旨申來候、此旨可承御役々へ可申渡候、

天明七未七月

(島津久邦)
和泉

三六五一

一 (空白) 三郎様御事 本多丹後守様

右ハ、御家内様共以來此御方 御惣方様ニ御兩敬ノ御取替被成度、於江戸被仰進趣有之、旧臘廿五日被懸其意候由申來候、此旨向々へ可致通達候、

文化六巳正月

(島津久兼)
登

三六五二

一 松平飛驒守様御嫡子松平孝之進様

飛驒守様奥方様

右ハ、松平因幡守様御方御縁与被為在、無御拋御統柄ニ付、御家内様共已來此御方御惣方様へ御兩敬ノ御取交被成度被仰進趣有之、被懸其意候、

一 飛驒守様御精進日

六日 九日 十二日 二十一日 二十三日

右之通申來候条、可承向々へ可申渡候、

文化六年巳十一月

(島津久倫)
安房

三六五三

一 松平大膳大夫様 松平壹岐守様

右ハ、(雜島孝) 瑞仙院様御縁与、此節猶又大膳大夫様御孫於恒様御縁与ニ付テハ無御拋御間柄、殊ニ御父子様ニハ御懸意ノ御事ニモ候故、已來御家内様方へ御兩敬ノ御取替被成度被仰進趣有之、向後御互ニ御兩敬ノ御取替被成度候段申來候条、可承御役々へ可申渡候、

安永七戌九月

(二階堂行旦)
主計

三六五四

一 堀田豊前守様

右ハ、御家内様共已来御両敬被仰談度、於江戸此御方様ヨリ被仰進趣有之、先月十日被懸其意候旨申来候、

此旨可承向々へ可申渡候、

文化九年申七月

(島津久泰)
将監

他所寺院

三六五五

一 鎌倉ノ相承院

右ハ、白旗大明神别当ニテ候、

但、明神ハ頼朝公ノ尊靈ヲ奉崇卜云、

一 江戸麻布ノ曹溪寺

右ハ、(稱久)泰清院様御母堂

(光久)曹源院様

(光久)寛陽院様ノ御女

高輪院様御牌御安置ニテ候、
泰清院様御子 六七様

御石塔モ有之、

但、阿多家養嗣被為成候、

一 日光ノ遊城院

右、此御方様御宿坊ニテ候、

一 愛宕ノ真福寺

右ハ、家久公御出府ノ節、御旅宿被遊候寺ニテ候、

但、江戸御開府初、未諸大名屋敷等モ無之時節故、

右通下相見へ候、

一 身延山ノ久遠寺

右ハ、(吉良)靈龍院様御位牌御安置ニテ候、

一 上野ノ妙音院

右、此御方様御寄付ニテ候、

一 高野山蓮金院

右、惟新公御已来此御方様ノ御宿寺ニテ寺高モ御寄

付、御代々様御石塔御建立有之候、

一 谷中ノ瑞林寺

右、靈龍院様御葬送ノ地ニテ御石塔御建立有之、且

御葬送ノ節御牌御安置ニテ候処、其後寺焼失ノ節御

牌御焼失、其後不及御安置、大円寺へ御牌御安置ニテ

候、

三六五六

慶長十八

一京都道正庵へ御米被下候由緒、道正庵先祖通則禪師二相隨入唐仕候、禪師帰朝已後曹洞一派ノ僧和尚成ノ節、先道正庵へ首尾申達、道正庵取次ヲ以勤修寺殿へ罷出和尚成ノ書付頂戴仕候、此儀御国ニ不限曹洞一派ノ僧諸国共ニ右通ニ候処、関ヶ原御退陣ノ節、島津久竹・喜入忠政以下四五人道正庵へ忍居、宗古ト申者致介抱置、近衛様へ申上候故、近衛様御方ニ被下置候書付有之候事、

一京都桂姫由来申出候儀、信用難仕儀多ク有之候、中納言様御代御国へ罷下、送人馬且又御切米十石被下候旨、御家老比志島紀伊・島津函書入道ヨリノ書付有之由、一京都東福寺内即宗院由緒ハ、太守氏久公御牌被成御座候儀ハ、隅州大始良翔龍寺開山剛中和尚事、氏久公御帰依僧ニテ、大始良被成御座候節剛中ヲ大慈寺二代ノ住持ニ被召成、御逝去ノ節御焼香モ為有之由、其以後即心院ニ隠居ニテ御牌御安置ニテ候処、剛中和尚東福寺住職有之候ニ付、東福寺内即宗院へ又々隠居ノ

節 氏久公御牌被致安置、 義久公 家久公御書付モ有之、

即宗庵へ毎年八木七十石宛可被遣由、今度於薩摩相定候、以御誼ノ旨三諸我等墨付即宗庵進覽候者也、其正八木可被渡遣候、恐々、

慶長十八年十二月十九日 伊勢兵部少輔貞昌 判

本田新助殿

河東土佐殿

三六五七

一三輪山先達大門坊住良通・良盛事、関ヶ原ノ節對御当御懇ノ坊有之、銀十枚ツ、年来被遣置候処、頃年先達職ノ儀常閑院被勤、右所務代常閑院受納ニ付大門坊当僧ヨリ段々及御訴訟、大門坊先達不相勤内ハ一年銀五枚、勿論當職ノ節八十枚ツ、可被遣旨、宝永七年二月十五日御家老衆被披書、

三六五八

一御炊大夫、慶長十四年三月十五日從 家久公神領百石

雖寄付候、遠国故造作還テ失墜多候間、百石分ノ納每

年銀子十枚ツ、可奉奉納旨、元和九年二月二十七日伊

勢貞昌・島津久元被披書、同使ノ趣宝永二年島津久竹・

久輝・忠守披書、

三六六一

綱貫公御代

一高野山蓮金院ハ為当家ノ宿坊中納言家久相定、且庄園

令寄付畢、先祖日牌・寺内修造等守旧事、聊緩疎有間

敷也、

元禄十年三月十日

中将綱貫

三六五九

一蓮金院、慶長十三創建時寺院并寺領高三十五石、他国

安良見村ニ被寄付ノ価銀四十貫目余、元和四年薩出水

ノ内高百石、都合百三十五石被寄付、御当家御祈念・

御先祖日牌・寺中修營等懈怠有間敷旨、老中(披力)數書、

三六六一

一武州品川清德寺由緒

一長德軒ハ小田原北条家ノ士ノ由申伝候、

一長德軒ノ儀、島津名字ノ人ト 権現様被聞召及候故敷、

諸大夫ニ被仰付御小姓ニ被召仕候由、此段ハ最前ヨリ

出合為申旨承及候間、委細不及申進候、清德寺々領岡

地島津右衛門尉忠貞寄進候、此証文ヲ差出候付、權

現様ヨリ御朱印被成下候、然処右領地ノ内ニ (家光)大猷院

様東海寺ヲモ御建候ニ付、返地知行十石被下置候、于

今清德寺格護被仰置候、

長德軒龍堂泉公居士 九州ノ産、島津一名ナリ、

三六六〇

光久公御代

一高野山蓮金院事

為当家宿坊中納言家久令興隆、且復買地三十五石・

別当(於諸國力)知行百石令寄付畢、不違旧約先祖日牌・寺櫓ノ

修補、永代不可有緩疎者也、仍如件、

寛永十六年十月二十三日 光久

蓮金院

(島津運久)

一 瓢公御子出家有之旨、御旗本島津八郎右衛門殿御先

祖ノ由、

三六六三

穎娃家書出

覚

一 伏見大黒寺由緒可申出旨承知仕候、穎娃家十代左馬頭

久政御証人勤ニテ伏見へ相詰候節、(所司代)諸司代ノ御方御心

安被仰付候、奉頼寺地買取、祈禱領百石寄付仕、本尊

等モ寄付仕、建立仕候由申伝候、伏見御屋敷御祈禱被

仰付候、且又大黒寺儀、前方円通山長福寺ト申候得共、

当(家重)公方様長福様ト御幼名奉申候節寺号相替申候、此

段モ申上候、当時前方ニ不相替書状通用仕候、尤モ書

留等モ無御座候、申伝迄ヲ申出候、以上、

延享五年辰三月六日

穎娃十郎
用頼東郷与左衛門

三六六四

一 鞍馬山妙寿院毘沙門

天正六年 義久公御高御寄付ニテ候、御書付御譜ニ有

之、平田左馬助光宗状有、初ハ妙法坊、 権現様御代

妙寿院ト改号、

三六六五

覚

一 京都相国寺ノ内林光院へ 惟新様御肖像被成御座候処、(義弘)

来年百年忌ニ御当被成候故、御法事執行仕度旨林光院

ヨリ奉願候ニ付、林光院へ御肖像被成御座候由緒相糺

可申出旨被仰渡、左之通御座候、

一 慶長五年 惟新様関ヶ原ヨリ御帰陣ノ節、摂州大坂ノ

町人田辺屋道与ト申者、別テ御懇意申上候ニ付、 惟

新様御帰国以後、道与事御国へ数度参上仕向ト御丁寧

ニ被仰付候、然処道与及老体、御国へ参上仕候儀不罷

成候故、御肖像被下置候ハ、直ニ 御目見仕候通奉

拜度旨奉願候付、御肖像被下置候、 惟新様被遊御

逝去候已後、道与曾孫出家仕、京都相国寺ノ内林光院

へ住職仕候付、御肖像ヲ奉移、只今林光院へ安置仕
置候、依之 (綱貫)大玄院様御代ヨリ為御仏餉料銀子十枚年々

林光院へ被遺事ニ御座候、其節御家老中ヨリ御書付ヲ以林光院へ被仰遣候、惟新様御肖像被成御座候儀ハ御家ヨリ御安置不被成事ニ候へトモ、御先祖御遺像被成御座候迄ヲ以御仏餉料被遺候、右之外、寺ノ修補旁ノ儀、御家ヨリ御構無之由、屹下為被仰遺事ニ御座候、

享保二年酉十一月

御記録奉行

相良角兵衛

川上平右衛門

三六六六

高野山蓮金院由緒

一御家ノ御宿坊、往古者(行人派カ)□久派(カ)ニテ御座候、

龍(義也)伯様御石塔院中ニ御建立有之候処子細有之、御宿坊被召放、学侶派蓮金院ノ儀、頼朝公御草創ノ寺院ニ

テ御座候故、慶長十參年 義弘公 忠恒公被遊御相談、

蓮金院ノ寺地并寺(高脱カ)三十五石、寺家トモ代銀四十貫目余

ニ御買取、結構修覆被仰付、一切ノ諸道具等迄モ御入

付、至已後住替ノ節ハ器量ノ人可住職(為脱カ)旨被仰越候処ニ、

翌年十四年七月政遍僧正ヨリ御請申上候儀トモ 義弘

公御譜ニ有之候、

右之通御座候、慶長十三年御宿坊ニ被成候、其上住僧器量ノ人可為住職旨為被相究置儀ニ御座候へハ、至末世住職ノ儀、此御方様へ被相窺、御差図次第被致答ニ御座候、已上、

月日

御記録奉行

三六六七

一白銀六貫目

右、薩摩中将吉貴為先祖ノ牌所灯明料、此節貴寺へ被寄進之、屹全被致受納、昼夜灯明不可有怠慢者也、仍

伏如件、

享保元年申九月

御家老中

高野山蓮金院

京都道正庵并桂女

三六八

一京都道正庵へ御米被下候由緒相札可申出旨被仰渡候、依之道正庵先祖事、通刻禪師二相隨入唐仕候、依之禪師帰朝已後曹洞一派ノ出家和尚成之節、先道正庵へ右ノ首尾申達、道正庵取次ヲ以勤修寺殿へ罷出、和尚成ノ書付頂戴仕候、此儀尤御国山ニ不限諸国共曹洞一派ノ出家ハ右通ニ御座候、且又慶長五年関ヶ原御退陣ノ節、島津凶書久元・喜入撰津忠政已下四五人道正庵ニ忍居、道正庵宗古ト申者致介抱、其後宗古ヨリ近衛様へ申上候処ニ、右人数近衛様御方ニ被召置御国元へ罷帰申候、右之節道正庵対 御家御懇意為申上儀ニ御座候故、右之訳ヲ以御米被成下候ニテハ御座有間敷哉、究テ相知不申候、右之外由緒ノ儀当座へ相見得不申候、一京都ニ罷居候桂女腕へ御米被下置候由緒、是又相札可申出旨被仰渡候、先年右桂ニテ由緒ノ次第申出候書付ノ内ニ見得候ハ、人王十六代神功皇后ノ御代ヨリ桂姫ト申事初リ候、皇后ハ仲哀天皇ノ御后ニテ御座候、御懐妊ノ御時、新羅・百濟国ヨリ日本ヲ責ニ来リ候由、其間へ有之候ニ付、皇后自高麗へ御向御退治被成候時、白

旗ニ綿ヲ包、冠ニ被成候、其節皇后ノ左ノ脇ニ桂姫供奉仕候、其後皇子御誕生ノ時、白旗ニ綿ヲ包タル帽子ヲ着、桂姫万々御祝事ヲ相勤申候、ケ様ニ異国ヲ御隨、御代長久ニ有之、応神天皇御即位ノ節、桂姫右戰ノ故ヲ以桂姫ト申名ヲ勝浦ト御改、桂ノ里ヲ知行ニ被下候、然トモ中比ヨリ知行ハ無之候ヘトモ、其子孫于今桂ノ里ニ代々居住仕候、右ノ由来ニテ勝浦姫ハ武家御賞翫有之、昔ハ諸国ニ勝浦姫子孫ヲ御招御馳走被成候、勝浦姫儀ハ御祝言ノ時御轅ノ左ニ相詰、白旗ノ帽子ヲ着供奉仕候、御出陣ノ時ハ御首途ノ酌ヲ仕候由相見へ申候、御家ニ御礼申上候次第段々相見へ候ヘトモ、信用難仕儀多ク有之候、龍伯様御代御国へ被召寄候節、向後無懈怠御礼ニ罷出候様ニト被仰付、勝浦姫妹一人御国へ差上候へハ、敷根ニ屋敷一ヶ所被下居住仕、敷根ヨリ鹿兒島へ御礼申上候、其後姉勝浦御礼ニ罷下候へハ、御扶持料子々孫々迄被下候御判物拝領仕罷帰候、然処寛永十三年右御判物焼失仕候由相見へ候ヘトモ、右ノ儀勝浦姫申分迄ニテ別ニ諸書付ノ内ニ相見へ申サス候、中納言様御代御国へ罷下候節、送人馬ノ儀ハ

其節御家老中ヨリノ書付所持仕、且又御切米拾石ツ、
当年ヨリ被下候趣 中納言様御代比志、島紀伊・島津因
書入道ヨリノ書付所持仕候由、右勝浦姫ヨリ差出候書
付ノ内ニ相見ヘ申候、右ノ訳ヲ以御米被成下儀ニテ可
有御座哉ト存候、右之外当座ヘ相知候儀無御座候、以
上、

亥正月廿三日

御記録奉行

川上平右衛門

肥後藤之丞

佐土原

三六六九

一 島津淡路守殿家筋於御尋ハ、当豊後守十二代ノ祖陸奥
守貴久次弟島津右馬頭忠將ノ二男家ニテ御座候、嫡家
ハ此方ヘ罷居候島津備前ト申者ニテ御座候、淡路守居
城佐土原城ハ自前代島津家領内ニテ、慶長年間ニ龍伯
甥島津中務大輔豊久居城ニテ候処、於関ヶ原豊久戦死
以後、権現様御意ヲ以山口勘兵衛殿ト庄田三太夫殿

ト申人被差下、暫御番手城ニテ御座候ヘトモ、豊久事
奉対 権現様無逆意趣達 台聽、佐土原ノ儀、龍伯并
家久親類ノ内ヨリ番手可申付旨被仰付、慶長六年龍伯
家中ニ罷居候従弟島津右馬頭以久入道宗恕事、其節嫡
子ニ家督相讓致隠居候ヘ共、龍伯・家久ヨリ申付、乍
隠居ニ男ヲ召列佐土原城番相勤申候、其後龍伯・家久
ヨリ宗恕ニ佐土原拜領被仰付度旨願被申上、宗恕ヨリ
モ 御目見ノ願申出、願相達、慶長八年十月宗恕ニ佐
土原拜領被仰付、御直參ニ被召成候、宗恕ニ男右馬頭
忠興ハ淡路守七代ノ祖ニテ御座候、寛政御答書、

三六七〇

(忠持、佐土原)

一 今度島津淡路守殿御婚姻被為濟候、以後御会釈諸事御
取持ニテ御丁寧成方ニ相見ヘ候様有之度候、是等ノ御
格式ヨリ宜敷方ニ被相改候儀ニテハ無之、仮令御出ノ
節御取次番薄縁ヘ罷出候儀、薄縁ノ端ヘ進候テ奥ヘ相
通候ヘハ御鎖口ニ御待被成儀モ有之由候間、右体ノ節
ハ別人ヨリ前以可成程奥ヘ相通候様可致候、御末家ニ
候ヘトモ御大名御身分ニ付テハ、御相当ニ御会釈不被

為在候テハ御差別無之候間、淡路守殿御一世ニ不限、往々御同様可被為在候間、於向々其程合ヲ致勤弁、当分ヨリハ猶又尊崇ノ方ニ向々ニテ相心得、万一難決儀モ有之候ハ、可得差図候、彼御方御家老ヲ初御役々迄モ右ニ準諸向致取扱候様、於江戸申渡有之候段申来候条可申渡事、

寛政元酉七月

(市田教國)
勘解由

但、御口達書付、

三六七一

一 佐土原班位・祿制ノ次第

一 両家 祿四百石

一 家老 祿二百石

一 用人兼番頭・寺社奉行 祿九十石

一 勘定奉行三人兼船奉行 祿六十石

一 郡奉行二人 祿六十石

一 騎馬士 祿八十石ヨリ四十石ヲ定祿トス、四十石ヨリ

内之旅役又ハ役儀ニヨリ足高有之、

一 中小姓 廿五石ヨリ二十石ヲ定祿トス、足高右同断、

一 歩行士 十八石ヨリ二十石ヲ定祿トス、足高右同断、
一 小頭 八石ヨリ六石ヲ定祿トス、足高右同断、
一 足輕 五石ヲ定祿トス、足高同断、
文化五年辰十一月

三六七二

一 島津淡路守殿 御家老 御用人 御留守居

右役々、他所・御内輪トモ是迄御字不相用唱来候ヘト

モ、淡路守殿御儀、乍御末家御大名ノ御事候間、以来

御内輪ニテハ右之通相唱、又ハ諸書付等モ右之振合ヲ

以可相認候、尤、他所向ノ儀ハ是迄ノ通被仰付旨申来

候条、此旨可承向々へ可申渡候、

十一月

将監

三六七三

一 島津淡路守殿ハ 御家ノ御二男家ニテ候ヘトモ、御昵

近ノ御奉公御勉、御城主ニテ候処、表向ニテ 御両殿

様へ申上候節又ハ書付等ニハ、御末家ノ故ヲ以殿等可

申、御内々又ハ自分ニ申上候節ハ様ト可申候、淡路守

殿ヨリ 御両殿様へ何々被仰上候、何々進上候ト可申

候、此 御方様ヨリハ淡路守殿へ何々被仰進候、何々

被遣候ト可申、淡路守殿へノ^紙、此文字書可申候、

右之通被仰渡、

正徳二辰十一月十四日

三六七四

一 島津^(久柄)但馬守殿御当地御滞在中、於中途參掛候向々致御

辭儀可罷通候、未々ノ者共蹲踞居鹿略ノ儀共無之様、

支配頭・主人ヨリ可申聞候、

右之通、向々へ不洩様可致通達候、

安永七年戊九月

^(小松清香)
帶刀

一同年滞在中諸御役人・供廻ノ儀ニ付被仰渡、供定ノ場

ニ有之、可見合候、

英彦山

三六七五

英彦山書出

一 御由緒書抜

一天正六戊寅年八月十二日、大友義鎮薩州表へ出陣ノ節、

從貴国御内々御頼有之候付、彦山ヨリ三木四石ノ坊中

山徒ノ内、剛勢ノ者ヲエラヒ三百人余召列、豊州国東

速見ノ辺へ罷越、大友方ニ用意ノ軍船数百艘ニ乗込、

鱸綱ヲ切、高城ノ近辺ニ流置候処、折節ノ逆風四国ノ

地へ吹流候故、船手之軍勢一人モ間ニ不逢、依之大友

方軍配相違、薩州ノ御利運ニ相成候事宗鱗^(鱗)方ニモレ聞

へ、其砌程ナクモ彦山ヲ焼討ニセラレシモ此遺恨ニ依

テノ事ノ由、

一天正十二甲申年、龍造寺隆信島原有馬ノ時、薩州大將

島津中務大輔昌久公ヨリ^{家久公ノ事ノ由}御頼来候付、彦山於

七十五坊、殊抽丹誠御勝利ノ御祈禱致執行候、御陣前

ニテ山徒^(空白)番輩被召寄候テ御祈禱遂執行、殊ニ靈驗御

座候、御自身ニモ彦山大権現へ御祈誓被成候へハ、楯

一房御甲ノ上ニ飛来候而御大將ヲ初惣軍被得勢ヲ、敵

ノ大軍ヲ小勢ニテ即時ニ被討亡候事、

一天正十四年丙戌年、貴国ヨリ豊後表へ御出張ノ節、豊
州国東速見ノ 彦山ノ初穂米預置候ヲ御聞及ノ由ニテ
御在陣中御借用有之、其節御用相達候事、

一 同年七月、筑前岩屋ケ城責ノ節モ、薩州御在陣中 彦
山ヨリ御祈禱ノ卷数并兵粮用ノ品相濟致進上候テ、乍
少々御用相立候事、

一天正十五丁亥年、 秀吉公御下向ノ節、貴国御和陸被
相整、同六月 龍伯公 惟新公御見送下シテ筑前博多
迄御越境ノ砌、御老臣伊集院入道殿・山田入道殿・野

村兵部殿・川田殿、其外右近将監殿・新納武藏殿・紀
伊守殿等ヨリ彦山へ御通達候者、御旗本へ御馳走ノ御
用意急ニ難調候間、御助成仕候様被仰越候付、政所房

ヲ初其外諸坊中博多福岡へ罷越、彼地ノ檀家相頼御饗
応ノ諸具相調候、其内御茶ノ湯杯モ被相催、別テ御悅
喜ノ由申伝候、

右ノ条々、其度々御往復ノ御書状于今所持仕候、其内
二八毎々御直書モ御座候、于今秘藏仕罷在候事、
一 慶長五庚子年、関ヶ原一乱ノ砌、 義弘公臘月下旬密

二 御登山被遊候節、政所坊へ御滯座ノ間八七十五坊各

相詰万端外護仕リ、殊於同坊被為迎新年候ニ付、御着
初ノ御衣服モ政所坊ヨリ致調進候、是于今綾絹献上ノ
旧嘉例ニテ、其後御帰国ノ御道中強敵ノ中二候へハ、

七十五坊各守護仕、毛頭モ無恙供奉仕御帰国被為在候、
此度七十五坊二候、^(付カ) 帰山ノ節、各馬一匹ツ、被下ノ候、
殊政所坊ニハ三十五匹被下置候、是年二百十四匹永代御

免ノ初二テ御座候、此節 兵庫頭様彦山へ御着留、御
登山被為在候事、御先祖已来御重代他山ニ無比類御入
魂ニ付候事ノ由申伝候、

一 慶長十九甲寅年、 家久公御代、為御神領六十石ノ地
方永代御寄進有之候事、右之地方郡付・村付迄モ委書
御座候ヲ政所坊へ所持仕候、

右、本書ニ申述候通、此外二段々御由緒御座候得共、
事繁ク御座候条、差撰置候、以上、
英彦山三坊代僧
昂澄院 惣蔵坊

年間可札、
右、先年御儉約ニ付、御祈禱料并年々被下馬御改ノ節

訴訟書ノ内有之、御使番役所へ帳留有之候由、尤、願

通被仰付候事、

江戸御出入并御銀師

三六七六(の1)

- 一 鳥羽屋三郎右衛門
- 一 万屋九右衛門
- 一 堤弥三郎
- 一 小林勘平兵衛
- 一 奥屋喜兵衛
- 一 原良屋半七
- 一 炭屋半右衛門
- 一 鳥羽屋庄五郎
- 一 近江屋九右衛門
- 一 津国屋与兵衛
- 一 笹屋五兵衛
- 一 甲州屋七兵衛
- 一 鎌木弥十郎
- 一 渡辺又藏
- 一 茶屋四郎次郎

一 鳥羽屋三郎右衛門

右ハ、御立入町人頭被仰付置候処、病氣有之隠居、悴吉五郎へ家督被仰付被下度旨願申出、願ノ通被仰付、吉五郎へモ不相替、御立入町人頭且御切米迄モ親代ノ通被仰付候条、諸運上銀迄モ如例被仰渡候様可被申上旨、御差図ニテ候、

安永四未十二月十六日 比志島

御勝手方御用人衆

(三六七六の2)

此表書ノ通、如例可申渡也、

申正月五日

御勝手方印

取次

小笠原郷右衛門

町奉行

御船奉行

物奉行

三六七七

貞享三年寅四月、平山勘兵衛日帳ノ内

一四月十三日、今日御立入ノ諸職人 御覽可被成ノ由被

仰出、兼テ久野庄右衛門・星野小兵衛ヨリ申渡相触候、

奈良屋ノ市右衛門・瓦豊前守久々 御目見不仕由頼申

候ニ付、申上相済候、此節初テ願申候者ハ重テ 御覽

可被成ノ由ニテ、前々ヨリ 御目見仕候者ノ子并家督

ノ者迄 御覽可被成ノ由ニテ、初テノ者共ハ不相達候、

今四ツ過表ノ御書院へ 中将様御出座、奈良屋市右衛

門ヲ初五六人進物披露ニテ 御目見、其外ハ進物 御

前二不出、何レモ一人ツ、罷出御札相済、委細ノ帳留

小兵衛・庄右方へ有之、

一 小銀師三人

雜喉屋三郎左衛門

吉野伝右衛門

板屋孫右衛門

右外、小銀師数株有之候得共、当分出銀不相調、

一 御名代五人

吹田屋与左衛門

中島屋喜右衛門

太原武右衛門

山崎屋市兵衛

大麦屋弥三右衛門

一 御国定問屋七軒

吹田屋与左衛門

中島屋喜右衛門

太原武左衛門

薩摩屋仁次郎

油屋善右衛門

成尾屋次右衛門

薩摩屋仁兵衛

但、薩摩屋仁兵衛事、惣年寄ニテ問屋職不相勤候、

一同小問屋三十軒

島屋徳太郎

平野屋庄助

大和屋小兵衛

和泉屋喜一郎

平野屋甚助

菊屋弥兵衛

大坂御銀師并御出入

三六七八

一 御銀師五人

辰巳屋休左衛門

近江屋休兵衛

平野屋五兵衛

油屋彦四郎

助松屋仲兵衛

外ニ諸家兼鴻ノ池善右衛門

日向屋嘉兵衛

阿波屋長藏

新組頭取 小山屋藤兵衛

阿波屋太助

一生蠟・菜種子等ハ、大坂中蠟屋・油屋等勝手次第入札、

一砂糖御蔵本

中島屋喜右衛門

太原武左衛門

三六七九

太原武兵衛

田中金六

御船手旧記ノ内

一砂糖口入札通達人

菱屋弥三右衛門

一中納言国諸商人船共、アワ座新堀へ可相着候由、従去

一御米御蔵本

吹田屋与左衛門

山崎屋市兵衛

年相定候、弥不可有異儀候、畢竟此儀モ新堀繁昌ノ為

油屋吉右衛門

顯川庄作

又ハ薩摩ノ商人共一所ニ相着候へハ、彼是諸法度ノ為

但、庄作儀ハ惣年寄ニテ御蔵名代人相勤候、

一御銀御借入口入

千草屋熊蔵

伊丹屋仁右衛門

商人共ニ堅申付事ニ候間、自以手前被对商人節非道ノ

一砂糖屋四組

東組 中組 北組 新組

但、一組十五軒位、

東組頭取

小部屋太郎兵衛

被仰付由肝要候、左様候ハ、鍋屋崇円・薩摩屋二兵衛

中組頭取

内田屋惣兵衛

尉ヲモ可被召加候、此外リクツ申者候トモ其旨御

北組頭取

平野屋惣兵衛

ソタテ有間敷候、右両人ノ儀ハ貴僧ヲ相背、気任ノ儀

霜月廿日

願慶寺

候ハ、可有御離候、重テ在国ノ年寄衆致相判可進置候、

先々一人ニテ如此候、恐惶謹言、

玉床下

伊勢兵部少輔 名乘判

三六八〇

一大坂衆二兵衛尉事、御家来ノ問屋へ被罷成候付、諸浦商人へ為礼儀被罷下候、其表へ被參候間一書如此候、乍不申諸在郷へ不被參様、其所ニテ宿主へ堅可被仰付候、恐々謹言、

五月十七日

新納加賀守 名乗判

国府山川根占
柏原志布志

嘸衆中

但、加賀守殿此節大坂藏奉行ニテ候、

三六八一

一伊勢兵部少輔様・新納加賀守様、右二通ノ写相認差上申候、以上、

七月二十七日

薩摩屋仁兵衛

三六八二

一京・伏見・大坂御屋敷御仮屋付ノ儀、向後御勝手方御支配相成候間、後年右両役ノ者身上等ノ儀ハ、御留守居ヨリ申上候儀ハ、御勝手方へ被申渡答ニ候、

但、定水手金掛御名代役々儀ハ已前ヨリ御勝手方御支配ニテ候、

寅九月九日

西彦太郎

三六八三

安永四年未

一御領国ノ者共為商売方大坂表へ差越候町人共、引負銀有之及公訴、内訴等御難題可成立筋合ニテ、此節大坂御留守居ヨリ申越趣有之、畢竟商人共被定置候問屋へ不相付、致脇宿候処ヨリ引負銀ヲモ出来候故及公訴等不都合ノ至ニ候、右ニ付テハ其当人ハ勿論、諸所役々并親類縁者・与中迄モ面働筋ニ相成候付、已来ハ商人共定問屋・小問屋ノ外一切脇宿不致候様ニ御留守居ヨリ稠敷申渡置候様被仰付候、

一右通、定問屋又ハ小問屋へ致宿、万一依訳引負等ニ及候ハ、其段大坂御屋敷へ問屋共ヨリ申出候様被仰付置、為何沙汰モ無之致公訴等候者ハ、大坂御国問屋召放候様御留守居へ被仰渡置候、
右之通被仰付候条、已来商売等ニテ他国出申出候者有

之候ハ、諸所於手形所右之趣申聞、定間屋并小間屋ノ外一切脇宿不致、引負等不仕出様ノ書物為致置候様被仰付候、此旨支配中并地頭所へ可被申渡旨、御差図ニテ候、以上、

未閏十二月廿五日

菱刈孫兵衛

(英祐)

(卷十七 九九三号文書に同じ)

大坂中仕

三六八四

一 寛政九年巳四月、大坂上下中仕共申出候書付ノ内

一 浦船ヨリ御産物積登候節、船頭前ヨリ賃米請取候次第、

左之通、

一米百石ニ付赤米一斗五升四合、

但、俵クリ差上中持賃、右之訳ハ御米津畑へ卸置、

台掛相濟候テ其米ヲ一人前二俵ツ、カツキ、何方御

蔵ニテモ其場ヨリ持行申事ニ御座候、

一 菜種子ノ儀モ同断、

一 砂糖ノ儀、百挺ニ付赤米五升ツ、

但、一人前一挺ツ、右同断、

一 筈支配米一艘ニ付赤米一斗二升、

右訳ハ御産物着イタシ、卸候上 御物様ヨリ筈借物仕、

御米困方仕置、時々行廻り見締等仕、取納相濟候節返

上首尾仕事ニテ御座候、

一 ハへ賃トシテ、百石ニ付赤米三升ツ、

一 枅取小取賃米トシテ、船一艘ニ付真米二斗五升、

一 檢者宿米トシテ、一日真米五升ツ、

一 ナタ屋宿米トシテ、真米一俵、

一 支配人賃米トシテ、真米二俵、

一 直俵賃米トシテ、一俵ニ付三合ツ、

右八ヶ条、賃取申事ニ御座候、

一 此已前ヨリ御船ニ御産物積登候節、賃米申請候次第、

左之通御座候、

一 撞賃米トシテ、百石ニ付赤米三升ツ、

一 枅取小取賃米トシテ、船一艘ニ付赤米八升ツ、

一 檢者宿米トシテ、一日ニ赤米五升ツ、

一 灘屋宿米トシテ、赤米一斗、

一支配人賃米トシテ、赤米一斗五升、

右五行、船頭前ヨリ受取申候、

一米百石ニ付赤米一斗五升四合ツ、

但、表クリ差上中持賃、

右一行、無賃米ニテ御奉公ニ相勤来候、

一筈支配米船一艘ニ付赤米五升、

右一行、前文筈支配同断、船頭前ヨリ相受取申候、

一直俵賃米トシテ、一俵ニ付赤米二合ツ、

右一行、船頭ヨリ相受取申候、

一近年造立^⑨二十反帆御船ヨリ御産物積登候節、賃米申請

候次第、左之通、

一ハへ賃米トシテ、百石ニ付赤米三升ツ、

一枅取小取賃米船一艘ニ付赤米八升、

一検者宿米トシテ、一日赤米五升ツ、

一灘屋宿米トシテ、赤米一斗、

一支配人賃米トシテ、赤米一斗五升ツ、

右五行、御物様ヨリ被成下候筋、去ル寅年御吟味ニテ

被仰付置候、

一直俵賃米トシテ、一俵ニ付赤米二合ツ、

右一行、船頭前ヨリ相請取候筋、右同断被仰付置候、

右六ヶ条ノ分御物ヨリ申受、又ハ船頭衆ヨリ受取申事

御座候、然ハ今残リノヶ条ノ俵クリ差上中持賃ノ一ヶ

条并筈林木支配米ノ一ヶ条、此ニヶ条ノ賃米何トソ御

物ヨリ被下候様奉願候、左候へハ浦船同様ニテ御産物

取納ノ節ハ、上中仕六七人・下中仕二十二人都合三十

人程ツ、及終日相働申候、左候テ、御米二候へハ凡千

石ニシテ賃米大概一石五斗四升、夫々上中仕十六人・

下中仕二十六人凡四十二人程ノ惣高二ヨリ并シ申受事

ニ御座候付、右御造立船ハ大船故両三日御取納相掛申

候故、一日御雇ノ者トモ候へハ中々渡世罷成儀ニ無御

座候へトモ、数代難有被召仕御扶持米同前ノ事故、右

ヲ見当脇方他備才覚ヲ以差操取続候者ノ由、寛政九巳

四月十四日両中仕共ヨリ申出候、